

# ほほえみの街

障がい（児）者・高齢者福祉制度のあらまし



酒 田 市



## 目次

|                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| 交通機関の割引についての一覧.....                     | 6         |
| 身体障害者手帳 .....                           | 7         |
| 療育手帳.....                               | 7         |
| 精神障害者保健福祉手帳.....                        | 8         |
| <b>2. 年金・手当.....</b>                    | <b>10</b> |
| 障害基礎年金.....                             | 10        |
| 障害厚生年金・障害手当金 .....                      | 10        |
| 特別障害給付金 .....                           | 11        |
| 特別障害者手当 .....                           | 11        |
| 障害児福祉手当 .....                           | 11        |
| 特別児童扶養手当.....                           | 12        |
| 児童扶養手当（父又は母が重度の障がいの場合も含む） .....         | 13        |
| 人工透析患者通院費助成.....                        | 13        |
| 在宅酸素療法者電気料金助成.....                      | 14        |
| せきずい損傷者介護手当.....                        | 14        |
| 心身障がい者扶養共済制度 .....                      | 14        |
| 労働者災害補償保険制度.....                        | 14        |
| <b>3. 医療.....</b>                       | <b>15</b> |
| 自立支援医療（更生医療）の給付.....                    | 15        |
| 自立支援医療（育成医療）の給付.....                    | 15        |
| 自立支援医療（育成医療）装具給付.....                   | 16        |
| 自立支援医療（精神通院医療）の給付 .....                 | 16        |
| 小児慢性特定疾病に関する相談および医療費助成の申請受付.....        | 17        |
| 重度心身障がい（児）者医療 .....                     | 17        |
| ひとり親家庭等医療費助成（父又は母が重度心身障がい者の場合も含む） ..... | 18        |
| 後期高齢者医療制度.....                          | 18        |
| 指定難病に関する相談と医療費助成.....                   | 19        |
| <b>4. 介護保険.....</b>                     | <b>20</b> |
| 要介護認定.....                              | 20        |
| 介護サービスの利用.....                          | 20        |
| <b>5. 障害者総合支援法 .....</b>                | <b>22</b> |
| 障害者総合支援法.....                           | 22        |
| 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の支給申請 .....           | 23        |
| まつのみ教室（児童発達支援事業） .....                  | 27        |
| <b>6. 日常生活の支援.....</b>                  | <b>28</b> |
| 補装具費の支給 .....                           | 28        |
| 日常生活用具の給付.....                          | 28        |
| 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付.....           | 29        |
| 軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入費助成.....             | 29        |

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 車いすの貸出.....                   | 29        |
| 生活福祉資金貸付制度.....               | 30        |
| 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣.....         | 30        |
| 補助犬の給付.....                   | 30        |
| <b>【居宅生活支援】</b> .....         | 31        |
| 訪問入浴サービス車の派遣.....             | 31        |
| 障がい（児）者の日中一時支援事業.....         | 31        |
| ガイドヘルプの派遣（移動支援） .....         | 31        |
| 地域活動支援センター .....              | 32        |
| 重度障がい者紙おむつ支給 .....            | 32        |
| 障がい者ほっとふくしサービス.....           | 32        |
| 障がい児ほっとふくしサービス.....           | 33        |
| ヘルプマーク .....                  | 33        |
| ヘルプカード .....                  | 33        |
| <b>【自動車関係】</b> .....          | 34        |
| 自動車運転免許の取得に関する相談.....         | 34        |
| 身体障がい者自動車操作訓練の助成.....         | 34        |
| 自動車改造費の助成.....                | 34        |
| 四ツ葉マーク（身体障がい者標識） .....        | 35        |
| 蝶々マーク（聴覚障がい者標識） .....         | 35        |
| 駐車禁止の対象除外（駐車禁止除外指定車標章） .....  | 35        |
| 山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度.....     | 36        |
| <b>【講習など】</b> .....           | 37        |
| 手話奉仕員養成講座.....                | 37        |
| 山形県パソコンボランティア派遣制度 .....       | 37        |
| <b>【その他のサービス】</b> .....       | 37        |
| 青い鳥ハガキの無償配布.....              | 37        |
| 年金配達サービス.....                 | 37        |
| 点字広報・テープ広報の送付 .....           | 37        |
| <b>7. 各種割引や税金の軽減について.....</b> | <b>38</b> |
| JR運賃の割引 .....                 | 38        |
| 航空運賃の割引 .....                 | 38        |
| バス運賃の割引 .....                 | 38        |
| タクシー運賃の割引 .....               | 39        |
| 飛島定期航路の割引 .....               | 39        |
| 有料道路通行料金の割引.....              | 39        |
| <b>【税の軽減・免除】</b> .....        | 40        |
| 所得税の障害者控除.....                | 40        |
| 住民税（市県民税）の障害者控除.....          | 40        |
| おむつに係る費用の医療費控除.....           | 40        |
| ストマ用装具に係る費用の医療費控除 .....       | 40        |
| 自動車税（種別割）の減免 .....            | 41        |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 軽自動車税（種別割）の減免 .....                 | 42 |
| 贈与税の非課税 .....                       | 42 |
| 相続税の軽減 .....                        | 42 |
| 少額貯蓄の非課税 .....                      | 42 |
| 【その他の減免】 .....                      | 43 |
| 保育所等副食費の軽減措置 .....                  | 43 |
| NHK受信料の免除制度 .....                   | 43 |
| 国民年金保険料の免除制度 .....                  | 43 |
| 郵便料の減免 .....                        | 44 |
| ふれあい案内（電話番号無料案内） .....              | 44 |
| 8. 相談窓口 .....                       | 45 |
| 酒田市福祉事務所（市健康福祉部） .....              | 45 |
| 酒田市障がい者基幹相談支援センター .....             | 45 |
| 酒田市地域生活支援拠点事業 .....                 | 45 |
| 酒田市福祉総合相談窓口 .....                   | 45 |
| 酒田市障がい者虐待防止センター .....               | 46 |
| 酒田市こども家庭センターぎゅっと .....              | 46 |
| 山形県知的障がい者更生相談所庄内支所（庄内児童相談所） .....   | 46 |
| 山形県立こども医療療育センター庄内支所 .....           | 46 |
| 山形県身体障がい者更生相談所(山形県福祉相談センター) .....   | 46 |
| 【健康・保健についての相談】 .....                | 47 |
| 酒田市民健康センター（市健康課） .....              | 47 |
| 庄内総合支庁地域保健福祉課・こども家庭支援課[庄内保健所] ..... | 47 |
| 心の健康相談 .....                        | 47 |
| 医療情報ネットワーク「ちょうかいネット」 .....          | 48 |
| 【その他の各種相談窓口】 .....                  | 49 |
| 酒田市国保年金課 .....                      | 49 |
| 鶴岡年金事務所 .....                       | 49 |
| 街角の年金相談センター酒田 .....                 | 49 |
| 酒田市身体障害者福祉センター .....                | 49 |
| 民生委員・児童委員 .....                     | 49 |
| 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員 .....           | 50 |
| 地域包括支援センター .....                    | 50 |
| 社会的包括サポートセンター よりそいホットライン .....      | 51 |
| 生活自立支援センターさかた .....                 | 51 |
| 庄内保健所（ひきこもり相談） .....                | 51 |
| 自立支援センター巣立ち（ひきこもり相談支援窓口） .....      | 51 |
| 9. 雇用促進と職業訓練 .....                  | 52 |
| 酒田公共職業安定所（ハローワーク） .....             | 52 |
| 庄内障害者就業・生活支援センター（かでる） .....         | 52 |
| トータル・ジョブサポート酒田 .....                | 52 |

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 山形障害者職業センター.....                  | 52        |
| 障害者職業能力開発校.....                   | 52        |
| 庄内職業能力開発センター.....                 | 52        |
| <b>10. 障がい者福祉団体など.....</b>        | <b>53</b> |
| <b>【当事者団体など】.....</b>             | <b>53</b> |
| 酒田市障がい者福祉会.....                   | 53        |
| 八幡身体障害者更生会.....                   | 53        |
| 平田身体障害者福祉協会.....                  | 53        |
| 酒田市視覚障害者福祉協会.....                 | 53        |
| 酒田市聴覚障がい者協会.....                  | 53        |
| 酒田市手をつなぐ育成会.....                  | 53        |
| 八幡手をつなぐ育成会.....                   | 53        |
| 松山・平田手をつなぐ育成会.....                | 54        |
| 山形県盲ろう者友の会.....                   | 54        |
| 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会.....            | 54        |
| <b>【ボランティア】.....</b>              | <b>54</b> |
| ボラポートさかた（酒田市ボランティア・公益活動センター）..... | 54        |
| 特定非営利活動法人「あらた」.....               | 54        |
| 風っこの会.....                        | 54        |
| 点訳ボランティア「はまなす」.....               | 54        |
| 要約筆記「ばんけの会」.....                  | 55        |
| 音声訳ボランティア「風と光と」.....              | 55        |
| <b>【その他】.....</b>                 | <b>55</b> |
| 障がい者スポーツ大会.....                   | 55        |
| 山形県視覚障がい者情報センター（旧点字図書館）.....      | 55        |
| 在宅心身障がい児者保養訓練センター「まつかぜ荘」.....     | 55        |
| <b>11. 高齢者等福祉サービス.....</b>        | <b>56</b> |
| 個別避難計画.....                       | 56        |
| 成年後見制度利用支援事業.....                 | 56        |
| 救急安心カード.....                      | 56        |
| やさしいまちづくり除雪援助事業.....              | 57        |
| 在宅安心相談コール事業.....                  | 57        |
| ほっとふくし券事業（一般用）.....               | 57        |
| 在宅紙おむつ券事業.....                    | 58        |
| ほっとふくし券事業（寝具洗濯乾燥消毒サービス専用）.....    | 58        |
| ほっとふくし券事業（訪問理容・美容サービス専用）.....     | 58        |
| ほっとふくし券事業（ストレッチャー車専用）.....        | 58        |
| 鍼・灸・マッサージ等利用助成事業.....             | 59        |
| 敬老寿賀事業.....                       | 59        |
| 養護老人ホーム.....                      | 59        |
| <b>【参考資料】.....</b>                | <b>60</b> |
| 補装具の支給に係る負担額.....                 | 60        |

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 日常生活用具給付等事業に係る負担額 .....                  | 60 |
| 日常生活用具一覧 .....                           | 60 |
| 補装具種目一覧 .....                            | 64 |
| 特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限限度額 .....            | 66 |
| 特別児童扶養手当障がい等級表 .....                     | 66 |
| 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療） .....           | 67 |
| 指定障がい福祉サービス事業所一覧表（北庄内）【令和8年6月1日現在】 ..... | 68 |
| 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第五号） .....    | 76 |
| 障害者虐待防止法 .....                           | 82 |
| 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 .....           | 83 |
| 「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」を実施しています .....       | 84 |

## 交通機関の割引についての一覧

### JR運賃の割引

| 対 象                      |              | 内 容                         | 購入手続                                                                                                             |
|--------------------------|--------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種<br>(療育A)<br>(精神1級)   | 本人と介護者が乗車の場合 | 乗車券・急行券・定期券・回数券・JRバス運賃が半額割引 | ○販売窓口で手帳を提示<br>ただし、手帳第1種で大人の介護者とともに100kmまでの区間をご利用する場合は、自動券売機で小児用乗車券を購入し、ご利用ください。<br>※精神障害者保健福祉手帳には、写真の貼り付けが必要です。 |
|                          | 本人のみ乗車の場合    | 片道100kmを越える場合、乗車券のみ半額割引     |                                                                                                                  |
| 第2種<br>(療育B)<br>(精神2・3級) | 本人のみ         |                             |                                                                                                                  |

### 航空運賃の割引

| 対象                      | 内 容                  | 購入手続                                                  |
|-------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------|
| 身体障害者<br>知的障害者<br>精神障害者 | 航空会社・路線でそれぞれ割引の内容を設定 | ○航空券販売窓口到手帳を提示<br>※各航空会社で対象が異なる場合がありますので直接お問い合わせください。 |

### バス・タクシーの割引

|      | 対 象                             | 内 容           | 使用方法                                                                   |
|------|---------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------|
| バ ス  | 身体手帳 第1種<br>療育手帳 A<br>精神手帳 1級   | 本人・介護者ともに半額割引 | ○運転手に手帳を提示<br>※バスの割引制度は各バス運営事業者によって異なる場合があります。詳しくは各バス運営事業者にお問い合わせください。 |
|      | 身体手帳 第2種<br>療育手帳 B<br>精神手帳 2、3級 | 本人のみ半額割引      |                                                                        |
| タクシー | 等級・障がい問わず                       | 1割引           |                                                                        |

### 飛島定期航路「新定期船とびしま」の割引

| 対象                        | 内容            | 購入手続                        |
|---------------------------|---------------|-----------------------------|
| 身障手帳 第1種、療育手帳 A 精神手帳 1級   | 本人・介護者ともに半額割引 | ○販売窓口で手帳を提示<br>※乗船中は必ず手帳を携帯 |
| 身障手帳 第2種、療育手帳 B 精神手帳 2、3級 | 本人のみ半額割引      |                             |

### 有料道路の割引 <<事前申請が必要となります>>

| 第1種は本人及び介護者運転・第2種は本人のみ |                                                                                                       |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                    | 必 要 書 類 等                                                                                             |
| ETC利用しない場合             | ①身体障害者手帳又は療育手帳<br>②自動車検査証<br>③運転免許証(障がい者本人が運転される場合のみ)                                                 |
| ETC利用する場合              | ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証<br>③運転免許証(障がい者本人が運転される場合のみ)<br>④ETCカード(原則、障がい者本人名義のもの)<br>⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書 |

※上記は身体障害者手帳に記載の種別ごとに掲載しています。

療育手帳の場合、障がい程度A（第1種）の方のみ対象となります。

# 1. 手帳

～いろいろな援護や支援を受けるためには、手帳が必要です～



◆各種手帳に関するお問合わせ・申請先

地域福祉課障がい福祉係 (Tel 26-5733) (Fax 23-2258) 又は各総合支所市民福祉係

## 身体障害者手帳

身体に永続的な障がいのある方に交付される手帳で、障がい（視覚、聴覚、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能）の程度によって1級（最重度）から6級（軽度）までの等級があります。（P76 参照）補装具の交付修理、更生医療の給付、施設入所や税の減免、鉄道運賃等の割引、各種の制度を利用するために必要です。

- ◇申請手続…①身体障害者手帳交付申請書、②指定医の診断書(身体障害者手帳申請用)、  
③写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身・脱帽・1年以内に撮影したもの）、  
④個人番号カード（個人番号通知カード）、  
①～④を地域福祉課障がい福祉係又は各総合支所市民福祉係へ提出してください。  
申請後約1か月半～2か月で手帳が交付されます。

※身体障害者手帳交付申請書に添付する診断書は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定により、都道府県知事が指定した医師だけが作成できます。「指定医」とは、この指定を受けた医師のことをいいます。申請の際は、必ず指定医による診断書が必要です。

このほか、指定医の診断書のかわりに身体障がい者更生相談所で行う来所相談や巡回相談で診断を受けることができます。（受診科目は、聴覚及び肢体の障がいに限られます。）

※手帳をお持ちの方で、次の事項に該当する場合は、必ず届出をしてください。

- ①住所の変更 ②氏名の変更 ③死亡 ④手帳の紛失・破損 ⑤障がいの程度変更、追加（指定医による診断書が必要）⑥障がい支援区分の再認定（県から通知があった場合）

## 療育手帳

知的障がい児・者に交付される手帳で、障がいの程度によってA（重度）又はB（中・軽度）が交付されます。施設入所や税の減免、鉄道運賃の割引、各種の制度を利用するために必要です。

- ◇申請手続…①特別児童扶養手当証書又は障がい基礎年金証書（受給者のみ）  
②母子手帳、③写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身・脱帽）、  
④お薬手帳（治療中の方のみ）  
⑤個人番号カード（個人番号通知カード）  
①～⑤を地域福祉課に持参し、ケースワーカーによる面接後に申請していただきます。  
申請後、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所で判定を受け、後日、こころの医療センターで医学診断を受けていただきます。（医学診断は初回のみ）

※年齢や障がいの程度によって、2年後、5年後、10年後に程度確認のための再判定があります。

手帳に記載されている次の判定年月の時期に申請が必要です。

※手帳をお持ちの方で、次の事項に該当する場合は、必ず届出をしてください。

- ①住所の変更 ②氏名、保護者の変更 ③死亡 ④手帳の紛失、破損 ⑤障がい程度が変化したとき  
⑥次回判定時期に到達するとき

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、障がいの程度によって1級～3級までの等級があり、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となります。

このことにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

◇申請手続…精神障がい者本人の申請に基づきますが、家族や医療機関職員等が申請書の提出や手帳の受け取りの代行をすることができます。

添付書類①又は②、障がい者手帳申請書、手帳に貼る写真（縦4cm×横3cm・1年以内に撮影したもの・上半身・脱帽）、個人番号カード（個人番号通知カード）、身元確認のできるものが必要になります。

（既に写真が貼付された手帳所持者は、写真の提出は不要）

※添付書類

①障害年金を受給している方

ア 年金証書の写し（精神障がいにより年金を受給している方のみ。年金裁定通知書と一体となっているものはその部分も）、又は直近の年金振込通知書、又は年金支払通知書の写し

イ 同意書（障がいの種別と等級について、年金事務所に確認するための同意）

②障害年金を受給していない方

精神障がい者保健福祉手帳診断書（精神障がいに係る初診日から6か月を経過したもので、3か月以内に作成されたもの。）

◇優遇措置…①障がい者控除や非課税の適応になる時の証明になります。

②障がい等級が1級又は2級の方は、生活保護の障がい者加算の認定が受けられる場合があります。

◇承認期間…手帳の有効期間は2年です。継続する方は、有効期間のきれる日の、3か月前から申請することができます。

～障がいのある方に交付する手帳は3種あります～

### 【身体障害者手帳】

身体に永続的な障がいのある方に交付されます。  
等級は1級（重度）～6級（軽度）まであります。

### 【療育手帳】

知的障がいのある方に交付されます。  
等級はA（重度）とB（中・軽度）があります。

### 【精神障害者保健福祉手帳】

精神に一定の障がいがある方に交付されます。  
等級は1級（重度）～3級（軽度）まであります。



各種手帳の手続きには、個人番号（マイナンバー）が必要です！  
申請の際は、下記に該当する書類をお持ちください。



ご本人が手続きされますか？

はい 本人が手続きします  
個人番号カードはお持ちですか？

はい 持っています

【持ち物】  
ご本人の個人番号カード

いいえ 持っていない

【持ち物】  
ご本人の個人番号通知カード  
身元確認ができるもの（注）

いいえ 代理人（家族等）が手続  
きします  
ご本人の個人番号カードはお持ち  
ですか？

はい 持っています

【持ち物】  
ご本人の個人番号カード  
ご本人の健康保険証  
代理人の身元確認ができるもの（注）

いいえ 持っていない

【持ち物】  
ご本人の個人番号通知カード  
ご本人の身元確認ができるもの（注）  
代理人の身元確認ができるもの（注）

## 注

・身元確認できるもの（①又は②）

①次のいずれか1点

運転免許証や障害者手帳等の官公署から発行された顔写真付き証書類

②次のいずれか2点

健康保険証・年金手帳・年金証書・各種手当証書・重度心身障がい（児）者医療・

障がい福祉サービス受給者証・その他官公署で発行された書類で適当と認められるもの

・ご本人（手帳対象者）がお子さんの場合、保護者の個人番号（通知）カードも必要になる場合があります

・手帳には「個人番号（マイナンバー）」は記載されません。

## 2. 年金・手当

～各種の手当・年金が、障がいの程度に応じて支給されます～



### 障害基礎年金

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で日本国内に住んでいる間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで一定以上の障害が残り、障害等級表による障害（身体障害者手帳の等級とは異なる）の状態にあるときは、障害基礎年金が支給されます。

※ 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

- ① 初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ② 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

受けられる年金には1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

障がいの程度が該当していると思われる場合は、下記相談・手続き先でご相談いただき、障害基礎年金の請求手続きを行ってください。請求に必要な書類は、市役所国保年金課または各総合支所市民福祉係に用意されています。

※ 20歳前から障害がある方（療育手帳所持者等）は、20歳の誕生日の半年前頃からご相談ください。

◇令和8年4月からの年金額 障害基礎年金(1級) 1,059,125円(月額 88,260円)  
 (2級) 847,300円(月額 70,608円)  
 子の加算額(第1・2子) 243,800円(1人につき)  
 (第3子以降) 81,300円(1人につき)

◆相談・手続き先…国保年金課国民年金係(Tel 26-5728)、街角の年金相談センター酒田、  
 各総合支所市民福祉係、鶴岡年金事務所(Tel 0235-23-5040(音声ガイダンス 1→2))  
 「街角の年金相談センター酒田」は完全予約制となっておりますので、専用ダイヤル0570-05-4890  
 にてご予約のうえ来所をお願いします。

### 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金保険に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガがもとで一定以上の障害が残り、障害の年金を受けられる保険料の納付要件を満たしているときは、障害厚生年金を受けることができます。

受けられる年金には、1級、2級、3級があり、障害の程度によって決められます。障害厚生年金を受け取ることができる障害の程度に該当していなくても、一時金として、障害手当金が受けられる場合もあります。

障がいの程度が該当していると思われる場合は、下記相談・手続き先でご相談になり、障害厚生年金の請求手続きを行ってください。

◇令和8年4月からの年金額

障害厚生年金(3級、最低保障) 635,500円(月額 52,958円)  
 障害手当金 (一時金、最低保障) 1,271,000円

※ 1級および2級の年金額は、過去の報酬と加入期間などに応じて決まります。

◆相談・手続き先…鶴岡年金事務所(Tel 0235-23-5040(音声ガイダンス 1→2))、街角の年金相談センター酒田

## 特別障害給付金

過去の国民年金制度において任意加入対象だった、平成3年3月以前に学生であった方又は昭和61年3月以前に厚生年金保険等加入者の配偶者であった方で、その当時に障がいの初診日があるものの、任意加入していなかったことで現在まで障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方に支給されます。詳しくはお問合わせください。

- ◇支給額及び支払月…1級に該当する方 月額58,650円（令和8年度）  
 2級に該当する方 月額46,920円（ 〃 ）  
 支払月は2月、4月、6月、8月、10月、12月です。

◆問 合 先…鶴岡年金事務所(Tel 0235-23-5040(音声ガイダンス 1→2))

## 特別障害者手当

- ◇対 象…身体又は精神の著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方
- ◇支給制限…①長期入院（3か月以上）の方、②施設に入所している方、  
 ③制限以上の所得のある方（P66参照）  
①～③に該当する場合、手当が支給されません。
- ◇手当額及び支給月…月額 30,450円（令和8年4月現在）  
 支給月は2月、5月、8月、11月です。指定口座に振込みます。
- ◇手続方法…①身体障害者手帳又は療育手帳（手帳交付者のみ）、  
 ②年金証書（年金受給者のみ）、③専用の診断書（省略できる場合もあり）  
 ④手当振込先口座の通帳（障がい者本人の名義に限る）  
 ⑤個人番号カード（個人番号通知カード）  
①～⑤を持参し、下記の申込先へ提出してください。
- ◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 障害児福祉手当

- ◇対 象…身体又は精神の著しい重度の障がいのため常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方。  
 ただし、乳幼児の場合は障がいの永続性が確認されてからの対象となります。（医師の判断による）
- ◇支給制限…①障がいを支給事由とした年金等の給付を受けている方  
 ②施設に入所している方  
 ③制限以上の所得のある方（P66参照）  
①～③に該当する場合、手当が支給されません。
- ◇手当額及び支給月…月額 16,650円（令和8年4月現在）  
 支給月は2月、5月、8月、11月です。指定口座に振込みます。
- ◇手続方法…①身体障害者手帳又は療育手帳（手帳交付者のみ）  
 ②専用の診断書（省略できる場合もあり）  
 ③手当振込先口座の通帳（障がい児本人の名義に限る）  
 ④個人番号カード（個人番号通知カード）  
①～④を持参し、下記の申込先へ提出してください。
- ◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給される手当です。

◇対象…P66の障がい等級表の1級（重度障がい）・2級（中度障がい）に該当する程度の障がいの状態にある児童

◇支給制限…①一定額以上の所得のある方（P67の表参照）

②対象児童が施設に入所しているとき

③対象児童が障がいのために公的年金を受けることができるとき

①～③に該当する場合、手当が支給されません。

◇手当額及び支給月…月額 1級 58,450円、2級 38,930円（令和8年4月現在）

支給月は4月、8月、11月です。指定口座に振込みます。

◇手続方法…①請求者および対象児童が記載されている戸籍謄本

②診断書（特別児童扶養手当専用）

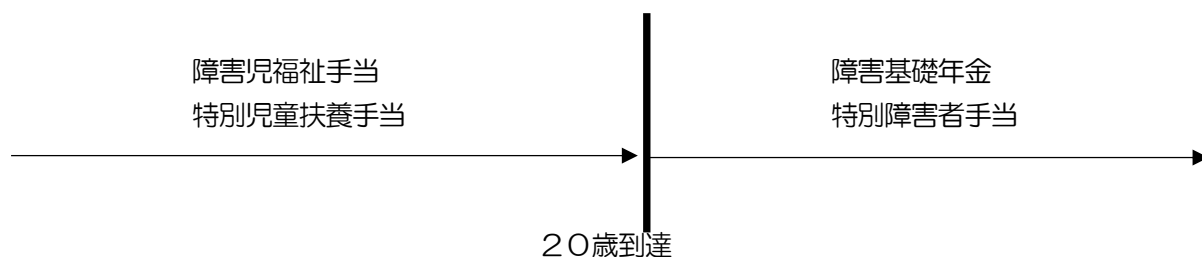
③請求者、配偶者、及び対象児童の個人番号カード（個人番号通知カード）

④振込先口座の通帳またはキャッシュカード

①～④を持参し、下記の申込先へ提出してください。

◆申込先…こども未来課発達支援係（Tel. 26-6258）又は各総合支所市民福祉係

障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給は20歳になる前までです。  
20歳以降は障害基礎年金、特別障害者手当が受給できるか確認しましょう！



※特別児童扶養手当の受給対象となっているお子さんに歯科健診やフッ素塗布などの費用を助成する事業を行っています。対象者には「歯医者さんで使える助成券」を年1回郵送しています。

◇助成内容…歯科健診、フッ素塗布、歯科グッズ購入のうち、年度内にいずれか1回を市の定める金額の範囲内で助成

◆問合せ先…健康課成人保健係（TEL24-5733）

## 児童扶養手当（父又は母が重度の障がいの場合も含む）

次の①～⑧に該当するとき、その児童を扶養している父又は母や、父又は母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ①父と母が離婚した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がい者(国民年金法の障がい等級1級程度か、身体障害者手帳1・2級程度)である児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が一年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が法令により一年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童で父又は母の養育を受けていない児童

◇支給制限…①手当を受けようとする方、もしくはその扶養義務者に一定額以上の所得があるとき

- ②児童が親の死亡について公的年金の給付を受けるとき
- ③手当を受けようとする方が公的年金の給付を受けるとき
- ④児童が児童福祉施設に入所しているとき

※詳しくはお問合わせください。

◇手当額及び支給月…全部支給は、月額 48,050円

一部支給は、所得状況により月額 48,040円～11,340円

2人目以降は最大11,350円加算

支給月は5月、7月、9月、11月、1月、3月です。指定口座に振込みます。

（令和8年4月現在）

◆申 込 先…こども未来課子育て支援係(Tel 26-5734)又は各総合支所市民福祉係

## 人工透析患者通院費助成

人工透析療法を受けるため交通機関（自家用車も含む）を利用している方に、通院距離に応じて交通費の助成します。

◇対 象…じん臓機能障害による身体障害者手帳を所持している方で、本人及び生計中心者が所得税非課税(注)である場合に助成します。

(注)平成22年度税制改正に伴う年少扶養控除等廃止については、廃止前の所得税額で計算したもので取り扱います。

◇助成額及び支給月…往復15km未満（月額1,500円）

往復15km～30km（月額2,000円）

往復30km以上（月額3,000円）

※ただし、JR、バス、タクシーを利用した場合はその運賃の額、自家用自動車による場合は1kmあたり15円で計算した額で、実支出額の方が低い場合はその金額となります。

支給月は10月、4月です。指定の預金口座に振込みます。

◇手 続…①申請書、②身体障害者手帳

①～②を持参し、下記申込先へ提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 在宅酸素療法者電気料金助成

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の方に対し、酸素濃縮機使用のための電気料金を助成します。

◇対 象…呼吸機能障害による身体障害者手帳を所持している方（１・２級を除く）で、現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている場合に助成します。

◇助成額及び支給月…１人につき月額１，６００円

支給月は１０月、４月です。指定の預金口座に振込みます。

◇手 続…①申請書、②身体障害者手帳、③在宅酸素療法に係る酸素濃縮器使用証明書

①～③を持参し、下記申込先へ提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## せきずい損傷者介護手当

せきずい損傷者を介護している方への手当です。

◇対 象…身体障害者手帳１・２級の常時介護を必要とするせきずい損傷者で、２０歳以上の方を介護している方

◇手当額及び支給月…月額５，０００円

支給月は９月、３月です。指定の預金口座に振込みます。

◇手続方法…①申請書、②身体障害者手帳

①～②を持参し、下記申込先へ提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

◇加入資格…①身体障害者手帳１～３級保持者、②知的障がい者、  
③精神又は身体に永続的な障がいのある方で①・②と同程度の障がいと認められる方、  
また、保護者の４月１日時点の年齢が６５歳未満で生命保険に加入できる健康状態の方

| ◇掛 金… | 加入時の年齢     | 月額掛金    | 加入時の年齢     | 月額掛金    |
|-------|------------|---------|------------|---------|
|       | ３５歳未満      | ９，３００円  | ５０歳以上５５歳未満 | １８，８００円 |
|       | ３５歳以上４０歳未満 | １１，４００円 | ５５歳以上６０歳未満 | ２０，７００円 |
|       | ４０歳以上４５歳未満 | １４，３００円 | ６０歳以上６５歳未満 | ２３，３００円 |
|       | ４５歳以上５０歳未満 | １７，３００円 |            |         |

◇支 給 額…１口 月額２０，０００円

◇加入方法…①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、②印かん

①～②を持参し、下記申込先へ提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 労働者災害補償保険制度

業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等に対して、必要な給付を行い、労働者の福祉の増進、遺族の援護等を目的とした制度です。

◆問 合 先…庄内労働基準監督署 鶴岡市大塚町 17-27 鶴岡合同庁舎 (Tel 0235-22-0714)



### 3. 医療

～医療に要する費用の助成と療養などの相談を受けられます～

#### 自立支援医療（更生医療）の給付

身体障がい者の障がいの程度を軽くしたり、障がいを取り除いて日常生活能力や職業能力を高めるために必要な場合に、その医療費を公費で負担します。

心 臓…ペースメーカー植込術、バイパス術

肢 体…人工関節置換術

じん臓…腎臓移植術・人工透析

肝 臓…肝臓移植手術・抗免疫療法 などがあります。

緊急を要する心臓手術などの場合は、身体障害者手帳の交付と自立支援医療（更生医療）給付の申請を同時に行うことができます。

◇費 用…原則医療費の1割の自己負担があります。

ただし、所得に応じて上限が決められています。（参考資料P67 参照）

◇手 続…①自立支援医療費（更生）支給認定申請書

②更生医療意見書・医療費概算額算出明細書（医療機関より）

③身体障害者手帳（心臓・じん臓・免疫機能障がいのみ同時申請可能）

④健康保険情報がわかるもの（健康保険証・資格確認書・マイナポータルの健康保険情報など）

⑤特定疾病療養受療症（じん臓機能障がいによる人工透析療法患者のみ）

⑥個人番号カード（個人番号通知カード）

①～⑥を持参し、下記申込先へ提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel. 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

#### 自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すると、将来において障がいを残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる治療に必要な医療費を公費で負担します。

◇対 象 例…①肢体不自由

②視覚障がい

③聴覚・平衡機能障がい

④音声・言語・そしゃく機能障がい

⑤内臓障がい（ただし手術により将来、生活能力を得る見込みがあるものに限る）

⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい

①～⑥のいずれかをもつ満18歳未満の児童

◇費 用…自己負担 1割

※所得に応じ、一部自己負担する金額の限度額が変わります。（P67 参照）

◇手 続…①自立支援医療費（育成）支給認定申請書、②育成医療意見書、

③健康保険情報がわかるもの（健康保険証・資格確認書・マイナポータルの健康保険情報など）

④個人番号カード（個人番号通知カード）

◆問 合 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel. 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 自立支援医療（育成医療）装具給付

育成医療の対象児童で、その対象期間内に医師の指示により装具を装着し、公的医療保険の適用がある場合、その費用の一部を公費で負担します。

◇承認申請手続…①自立支援医療（育成医療）装具承認申請書

②医療装具の見積書

◇費用請求手続…①自立支援医療（育成医療）装具支給申請書

②装具製作者に支払った領収書の写し

③公的医療保険からの支給決定通知書の写し

④個人番号カード（個人番号通知カード）

◆問 合 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神障がいの適正な医療を受けられるように、通院して精神障がいの医療を受ける場合、医療保険と公費で負担する制度です。

◇対象医療…精神障がい及び精神障がいに付随する傷病に対して行われる医療が対象となります（入院して行われる医療を除きます）。申請できる医療機関と薬局は各1か所のみとなります。ただし、デイケア、精密検査、訪問看護については、他の医療機関でも追加申請できます。

◇費 用…原則医療費の1割の自己負担があります。

ただし、所得に応じて上限が決められています。（P67 参照）

◇有効期間…1回の申請につき1年以内です。再認定の申請は、毎年必要です。有効期限の3か月前から1か月前まで申請してください。

◇手 続…①自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書、

②自立支援医療費診断書（精神通院医療）、③同意書

④健康保険情報がわかるもの（健康保険証・資格確認書・マイナポータルの健康保険情報など）

⑤障がい年金等収入が確認できる書類、⑥個人番号カード（個人番号通知カード）

①～⑥を持参し、下記申込先に提出してください。

※②自立支援医療費診断書は、主治医が記入したもので3か月以内に作成されたもの

※②自立支援医療費診断書は、更新申請の場合、病状と治療方針変更がない場合に限り、1年おきの提出となります。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 小児慢性特定疾病に関する相談および医療費助成の申請受付

小児慢性疾病のうち、治療が長期にわたり医療費負担も高額になる特定の疾病についての相談及び医療費自己負担の一部の助成を受けるための申請を受付します。

◆問 合 先…庄内総合支庁子ども家庭支援課[庄内保健所]

三川町大字横山字袖東 19-1 (庄内総合支庁 1 階) (Tel. 0235-66-5657)



詳しくは、山形県のホームページをご覧ください  
<http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/iryo/josei/>

## 重度心身障がい（児）者医療

- ◇対 象…①身体障害者手帳 1・2 級所持者、②精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者、  
 ③療育手帳 A 所持者、④特別児童扶養手当支給対象児童（1 級・2 級）、  
 ⑤国民年金法における障害基礎年金 1 級受給権者及び 20 歳未満での疾病による障害基礎年金 2 級受給権者、  
 ⑥精神障がい者で恩給法の規定による特別項症又は第 1 項症、その他公的年金各法の障がい等級 1 級受給権者等
- ※対象者本人の市民税所得割額(注)が 23 万 5 千円以上の場合は、対象となりません。  
 ※対象となる手帳等が有期で認定されている場合は、その期限の属する月の末日までの期間となります。

◇助成内容…健康保険で診療を受けたときの支払うべき自己負担額の範囲内で助成します。

【本人及び扶養者が所得税非課税(注)の場合】

健康保険で診療を受けたときの支払うべき自己負担額の全額を助成します。入院時の食事代は、自己負担となります。

【本人又は扶養者が所得税課税(注)の場合】

かかった医療費の 1 割及び入院時の食事代が自己負担となります。ただし、医療費の負担は医療機関毎に外来・調剤・訪問看護 14,000 円/月（8 月～翌 7 月までの年間上限額 14 万 4 千円）、入院 57,600 円/月（過去 12 か月間に 3 回以上上限まで自己負担した場合、4 回目以降は 44,400 円）が上限となります。

※後期高齢者医療・高齢受給者証の一部負担金の割合が 1 割の方は、自己負担が同じ負担（1 割）となりますので、窓口での 1 割負担に変更はありませんが、ひと月の一医療機関の上限額は月額 14,000 円となります。

- ◇手 続…①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書又は年金証書等、②健康保険証または資格確認書  
①～②を持参し、下記申込先に提出してください。

(注) 平成 22 年度税制改正に伴う年少扶養控除等廃止については、廃止前の市民税所得割額及び所得税額で計算したもので取り扱います。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel. 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## ひとり親家庭等医療費助成（父又は母が重度心身障がい者の場合も含む）

◇対象 … 所得税非課税者(注)で次の①～③に該当する方が対象となります。

- ①配偶者のない方又は配偶者がDV保護命令を受けた方で、18歳以下の児童を扶養している方とその児童
- ②父又は母が身体又は精神の重度の障がい有する場合にその児童（18歳以下）と障がいのある父又は母の配偶者（18歳以下の児童の親）
- ③父母のいない18歳以下の児童

(注) 平成22年度税制改正に伴う年少扶養控除等廃止については、廃止前の所得税額で計算したもので取り扱います。

◇助成内容…健康保険で診療を受けたときの支払うべき自己負担額の全額を助成します。

※入院時の食事代は、自己負担となります。

◇手続…①マイナ保険証または資格確認書

②転入の場合は所得税非課税であることを確認できる書類

①～②を持参し、下記申込先に提出してください。

◆申込先…こども未来課子育て支援係(TEL 26-5734)又は各総合支所市民福祉係

## 後期高齢者医療制度

◇対象…(1) 75歳以上の方 ※適用は対象年齢となった日からとなります。

(2) 65歳から74歳で一定の障がいのある方（申請による加入）

※適用は広域連合の認定を受けた日からとなります。

- ①身体障害者手帳1～3級所持者、4級所持者の一部
- ②精神障害者保健福祉手帳（1・2級）所持者
- ③国民年金法における障害基礎年金等受給権者（1・2級）
- ④療育手帳A所持者

◇手続…(1) 75歳以上の方

75歳の誕生日の前の月に郵送しますので、手続きは不要です。

(2) 65歳から74歳で一定の障がいのある方

申請される方は、次のものを持参してください。

- ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は年金証書等
- ②資格確認書またはマイナンバーカードと資格情報のお知らせ

◇給付内容…医療機関等での一部負担金は、原則としてかかった医療費に応じた1～3割負担になります。

1か月当たりの負担の限度額（月額上限）は所得区分により異なります。

※医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計が、1か月の自己負担限度額を超えた場合、広域連合に申請して認められると、超えた分が高額療養費として後で戻ります。（口座の登録が必要です。）

※一般の方の外来について、1年間（8月から翌年7月）の自己負担額の上限は144,000円になります。

### ◇高額療養費等の支給申請及び手続

#### (1) 高額療養費

1か月単位で自己負担限度額以上の支払いをした場合は、高額療養費の申請ができます。  
申請が必要な方には、広域連合から「高額療養費の支給申請のお知らせ」が届きます。  
一度申請を行い、振込口座の登録をすると2回目以降の申請は不要となります。

手 続…①資格確認書またはマイナンバーカード、②振込口座確認のための加入者の通帳、  
①～②を持参し、下記申込先に申請してください。

#### (2) 治療用装具

コルセットなどの治療用装具の費用を自己負担した場合は、療養費の申請ができます。

手 続…①資格確認書またはマイナンバーカード、②振込口座確認のための加入者の通帳、  
③医療機関の診断書、④治療用装具の領収書  
①～④を持参し、下記申込先に申請してください。

◆申 込 先…国保年金課高齢者医療係(Tel 26-5729)又は各総合支所市民福祉係

## 指定難病に関する相談と医療費助成

治療方法が確立していないため治療が長期間にわたるいわゆる難病についての相談、及び医療機関の窓口で支払うべき自己負担分の一部又は全額の助成を受けるための申請を受付します。

対象：348疾患（令和7年4月現在）

◆問 合 先…庄内総合支庁子ども家庭支援課[庄内保健所]

三川町大字横山字袖東 19-1（庄内総合支庁1階）（Tel 0235-66-5657）

## 4. 介護保険

～介護が必要な方が、状態に応じてサービスが利用できます～



### 要介護認定

障がい者施策と介護保険で共通するサービスについては、介護保険の給付が基本（優先）となります。障害者手帳の交付を受けている方でも、下記の対象要件に当てはまる方が介護サービスを利用するためには、まず介護が必要であると認定（要介護認定）を受ける必要があります。申請後、調査員が調査に伺い、本人の状態など全国共通の調査内容について聴き取り調査します。調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で介護の必要の度合いを審査判定します。

◇対 象…65歳以上で介護や支援が必要であると認定された方

40歳以上65歳未満で特定疾病が原因となって介護や支援が必要であると認定された方

※ただし、光風園、和光園などの指定障害者支援施設に入所している方は、対象外となります。

◇手 続 き…本人又は家族が申請してください。

※指定居宅介護支援事業所などに代行してもらうことも可能です。

◇結果通知…市高齢者支援課から本人宛に通知します。

◆申 込 先…高齢者支援課介護認定係（TEL 26-5732）又は各総合支所市民福祉係

### 介護サービスの利用

要支援（1～2）・要介護（1～5）と認定された方は次のサービスが利用できます。

◇利用方法…①在宅の場合

自分の利用するサービスの内容等を決め、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

ア 要支援（1～2）の方

地域包括支援センター及び、介護予防支援事業所が介護予防プランを作成します。

イ 要介護（1～5）の方

居宅サービス計画を介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼して作成してもらうことができます。

※サービス提供事業者に、計画に基づくサービス利用票と介護保険の保険証を提示し、利用の申し込みをしてください。

②介護保険施設へ入所を希望する場合

要介護（1～5）と認定された方で、常時の介護を必要とする方が利用できます。希望する施設に直接申し込んでください。

※特別養護老人ホームは要介護3以上の方が利用できます。ただし、認知症、知的及び精神障がい、虐待などの状況によっては要介護1・2の方も利用できる場合があります。

## ◇内 容

|           | 要介護（1～5）の方               | 要支援（1～2）の方                 |
|-----------|--------------------------|----------------------------|
| 在宅サービス    | 訪問介護                     | 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス     |
|           | 訪問入浴介護                   | 介護予防訪問入浴介護                 |
|           | 訪問看護                     | 介護予防訪問看護                   |
|           | 訪問リハビリテーション              | 介護予防訪問リハビリテーション            |
|           | 居宅療養管理指導                 | 介護予防居宅療養管理指導               |
|           | 通所介護（※1）                 | 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（※1） |
|           | 通所リハビリテーション（※1）          | 介護予防通所リハビリテーション（※1）        |
|           | 短期入所生活介護（※1）             | 介護予防短期入所生活介護（※1）           |
|           | 短期入所療養介護（※1）             | 介護予防短期入所療養介護（※1）           |
|           | 特定施設入居者生活介護              | 介護予防特定施設入居者生活介護            |
|           | 福祉用具貸与                   | 介護予防福祉用具貸与                 |
|           | 福祉用具購入                   | 介護予防福祉用具購入                 |
|           | 住宅改修（※3）                 | 介護予防住宅改修（※3）               |
| 施設サービス    | 介護老人福祉施設（※1）【要介護3以上】     |                            |
|           | 介護老人保健施設（※1）             |                            |
|           | 介護医療院（※1）                |                            |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護         |                            |
|           | 夜間対応型訪問介護                |                            |
|           | 認知症対応型通所介護（※1）           | 介護予防認知症対応型通所介護（※1）         |
|           | 小規模多機能型居宅介護（※1）          | 介護予防小規模多機能型居宅介護（※1）        |
|           | 認知症対応型共同生活介護（※1）         | 介護予防認知症対応型共同生活介護（※1）（※2）   |
|           | 地域密着型特定施設入居者生活介護         |                            |
|           | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（※1） |                            |

※1…食事や居住（滞在）費などの自己負担があります。

※2…要支援2の方だけが利用できます。

※3…この制度を利用される場合は事前申請が必要です。

◇費用…利用したサービス費用の1～3割を自己負担。

※介護施設サービス等を利用した場合は1～3割の自己負担に加え、食費・居住費などの自己負担があります。

◆問 合 先…高齢者支援課介護認定係（TEL 26-5732）又は各総合支所市民福祉係

## 5. 障害者総合支援法

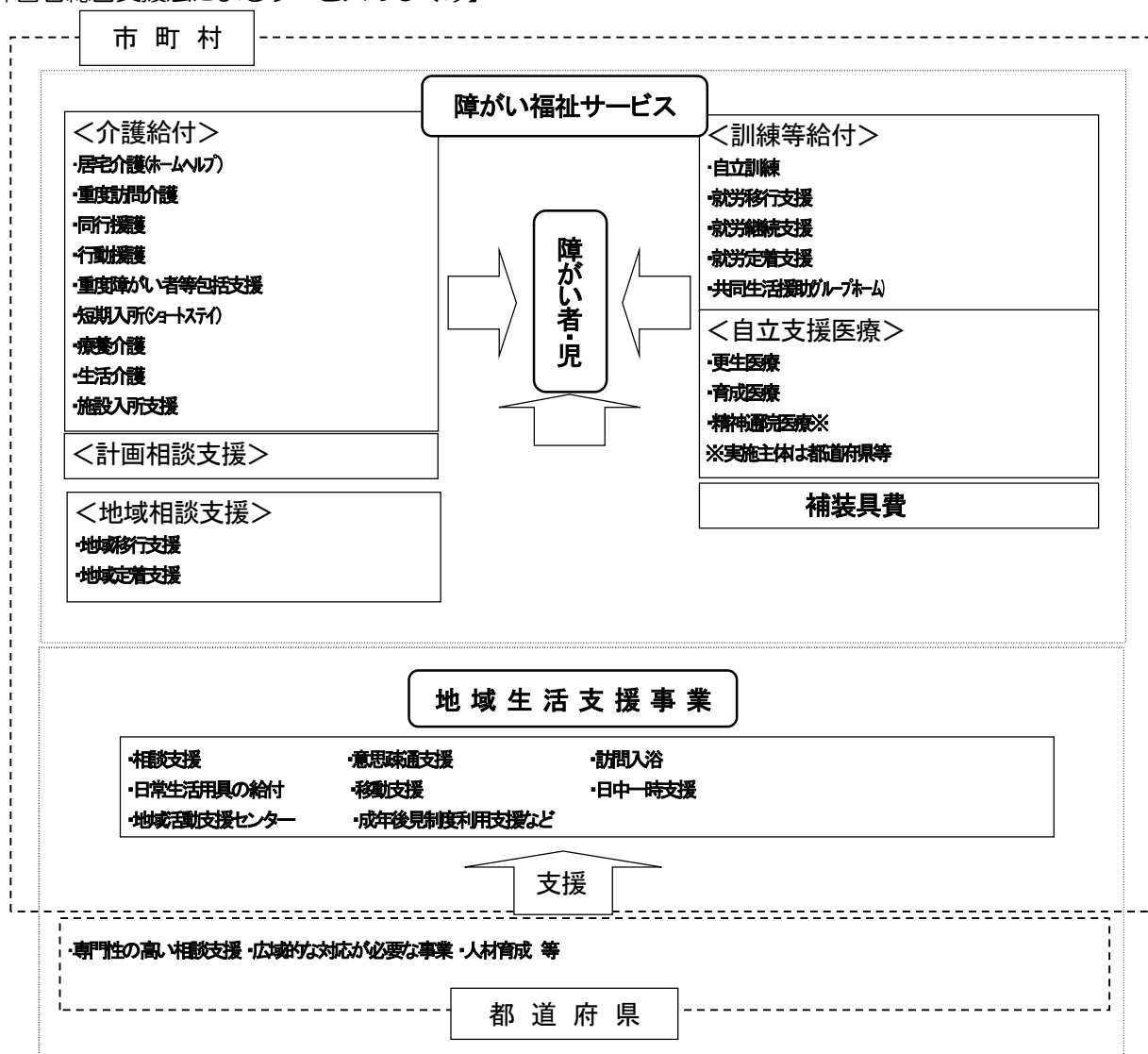
～制度のしくみと利用のしかた～



### 障害者総合支援法

平成25年4月から身体・知的・精神の3つの障がいに加えて、難病などにより心身に機能障がいのある方を対象に、障がい福祉サービス、日常生活用具（P60 参照）及び補装具などを受給することが可能となりました。難病等（P25 参照）の方は給付判断のため対象疾患に罹患していることが分かる証明書が必要です。

【障害者総合支援法によるサービスのしくみ】



【サービスの体系】

サービスは、個々の障がいのある人々の支援区分や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村が実施主体となる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付費」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付費」に分かれます。

また、障がい児に係る通所サービスについては、児童福祉法に基づく「障害児通所給付費」があります。

| 給付       | サービス等の種別            | 内 容                                                                 |
|----------|---------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 介護給付費    | 居宅介護<br>(ホームヘルプ)    | 自宅で入浴、排せつ、食事の介護、通院介助などを行います。                                        |
|          | 重度訪問介護              | 重度肢体不自由者(常時介護必要)に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。          |
|          | 同行援護                | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。     |
|          | 行動援護                | 知的障がい又は精神障がいによって、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
|          | 重度障がい者等包括支援         | 常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。                            |
|          | 短期入所<br>(ショートステイ)   | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                  |
|          | 療養介護                | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。               |
|          | 生活介護                | 常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。          |
|          | 施設入所支援              | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                 |
| 訓練等給付費   | 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。              |
|          | 就労移行支援              | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。                |
|          | 就労継続支援<br>(A型・B型)   | 一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。               |
|          | 就労定着支援              | 一般就労へ移行した人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題が対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。   |
|          | 共同生活援助<br>(グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。                    |
| 障害児通所給付費 | 児童発達支援<br>(未就学児)    | 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。                                |
|          | 放課後等デイサービス<br>(就学児) | 授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進を図ります。                           |
|          | 居宅訪問型児童発達支援         | 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。                         |
|          | 保育所等訪問支援            | 保育所など児童が集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。        |
|          | 医療型児童発達支援           | 上肢・下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。                           |

## 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の支給申請

サービスを利用するには、市に申請をし、相談支援事業所の選定や聴き取り調査を経て、支給決定を受ける必要があります。障がい者支援施設などに入所している人は入所前に住んでいた市区町村に申請します。

### ◇手続方法

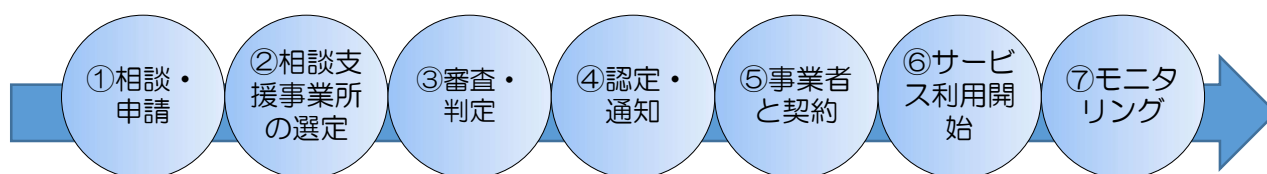
- ①相談・申請…市地域福祉課又は相談支援事業所に相談・申請します。
- ②相談支援事業所の選定…申請者は相談支援事業所(P74)を選定し、相談支援事業所は申請者の希望や生活状況をアセスメントしてサービス等利用計画案を、市役所に提出し

ます。また、区分認定の必要な方については、相談支援事業所とは別に市の調査員が相談支援事業所と同行する場合があります

- ③審査・判定…調査の結果をもとに市で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障がい支援区分（注1））が決められます。
- ④認定・通知…サービス等利用計画案を勘案し、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。
- ⑤事業者と契約…サービスを利用する事業者（P68 参照）と、利用に関する契約をします。
- ⑥サービスの利用を開始します。
- ⑦モニタリング…計画作成後も、相談支援事業所が申請者の居宅等を定期的に訪問することから、いろいろな相談を受けることが出来ます。

（注1）障がい支援区分：障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。

◇利用者負担…サービスを利用したら、原則費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。



#### 【利用者負担の上限額】

所得に応じて3区分に分けられ、負担上限額が決められています。

##### ◇障がい者の利用者負担

| 区 分        | 世帯の収入状況                                                   | 上限額（月額）  |
|------------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 生活保護・低所得世帯 | 生活保護世帯及び市民税非課税世帯（注1）                                      | 0 円      |
| 一般1        | 市民税課税世帯（所得割 16 万円（注2）未満）<br>入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除く | 9,300 円  |
| 一般2        | 上記以外<br>入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は「一般2」になります             | 37,200 円 |

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

##### ◇障がい児（注1）の利用者負担

| 区 分        | 世帯の収入状況                                       | 上限額（月額）                     |
|------------|-----------------------------------------------|-----------------------------|
| 生活保護・低所得世帯 | 生活保護世帯及び市民税非課税世帯                              | 0 円                         |
| 一般1        | 市民税課税世帯<br>（所得割 28 万円（注2）未満）                  | 通所施設、ホームヘルプ利用の場合<br>4,600 円 |
|            |                                               | 入所施設利用の場合<br>9,300 円        |
| 一般2        | 上記以外<br>入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は「一般2」になります | 37,200 円                    |

（注1）障がい児には20歳未満の入所施設利用者を含みます。

（注2）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

◎同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数居る場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障がい福祉サービス費の対象となり、負担が重ならないように配慮されています。

◎グループホームの利用者の方に家賃助成があります。（1人月1万円上限）

◎入所施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の人は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

## ◇対象疾患一

|    |                |    |                               |     |                     |     |                    |
|----|----------------|----|-------------------------------|-----|---------------------|-----|--------------------|
| 1  | アイカルディ症候群      | 41 | LMNB1関連大脳白質脳症                 | 81  | 筋型糖原病               | 121 | 抗リン脂質抗体症候群         |
| 2  | アイザックス症候群      | 42 | 遠位型ミオパチー                      | 82  | 筋ジストロフィー            | 122 | 極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症 |
| 3  | I g A腎症        | 43 | 円錐角膜                          | 83  | クッシング病              | 123 | コケイン症候群            |
| 4  | I g G 4 関連疾患   | 44 | 黄色靱帯骨化症                       | 84  | クリオピリン関連周期熱症候群      | 124 | コステロ症候群            |
| 5  | 亜急性硬化性全脳炎      | 45 | 黄斑ジストロフィー                     | 85  | クリッパル・トルネー・ウエルバー症候群 | 125 | 骨形成不全症             |
| 6  | アジソン病          | 46 | 大田原症候群                        | 86  | クルーゾン症候群            | 126 | 骨髄異形成症候群           |
| 7  | アッシャー症候群       | 47 | オクシピタル・ホーン症候群                 | 87  | グルコーストランスポーター1欠損症   | 127 | 骨髄線維症              |
| 8  | アトピー性脊髄炎       | 48 | オスラー病                         | 88  | グルタル酸血症1型           | 128 | ゴナドトロピン分泌亢進症       |
| 9  | アペール症候群        | 49 | カーニー複合                        | 89  | グルタル酸血症2型           | 129 | 5p欠失症候群            |
| 10 | アミロイドーシス       | 50 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん              | 90  | クロウ・深瀬症候群           | 130 | コフィン・シリス症候群        |
| 11 | アラジール症候群       | 51 | 潰瘍性大腸炎                        | 91  | クローン病               | 131 | コフィン・ローリー症候群       |
| 12 | アルポート症候群       | 52 | 下垂体前葉機能低下症                    | 92  | クロンカイト・カナダ症候群       | 132 | 混合性結合組織病           |
| 13 | アレキサンダー病       | 53 | 家族性地中海熱                       | 93  | 痙攣重積型（二相性）急性脳症      | 133 | 鰓耳腎症候群             |
| 14 | アンジェルマン症候群     | 54 | 家族性低βリボタンパク血症1                | 94  | 結節性硬化症              | 134 | 再生不良性貧血            |
| 15 | アントレー・ピクスラー症候群 | 55 | 家族性良性慢性天疱瘡                    | 95  | 結節性多発動脈炎            | 135 | サイトメガロウイルス角膜炎      |
| 16 | イソ吉草酸血症        | 56 | カナバン病                         | 96  | 血栓性血小板減少性紫斑病        | 136 | 再発性多発軟骨炎           |
| 17 | 一次性ネフローゼ症候群    | 57 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群       | 97  | 限局性皮質異形成            | 137 | 左心低形成症候群           |
| 18 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎  | 58 | 歌舞伎症候群                        | 98  | 原発性肝外門脈閉塞症          | 138 | サルコイドーシス           |
| 19 | 1 p 36欠失症候群    | 59 | ガラクトース-6-リン酸フルクトシトランスフェラーゼ欠損症 | 99  | 原発性局所多汗症            | 139 | 三尖弁閉鎖症             |
| 20 | 遺伝性自己炎症疾患      | 60 | カルニチン回路異常症                    | 100 | 原発性硬化性胆管炎           | 140 | 三頭酸素欠損症            |
| 21 | 遺伝性ジストニア       | 61 | 加齢黄斑変性                        | 101 | 原発性高脂血症             | 141 | CFC症候群             |
| 22 | 遺伝性周期性四肢麻痺     | 62 | 肝型糖原病                         | 102 | 原発性側索硬化症            | 142 | シェーグレン症候群          |
| 23 | 遺伝性脾炎          | 63 | 間質性膀胱炎（ハンナ型）                  | 103 | 原発性胆汁性胆管炎           | 143 | 色素性乾皮症             |
| 24 | 遺伝性鉄芽球性貧血      | 64 | 環状20番染色体症候群                   | 104 | 原発性免疫不全症候群          | 144 | 自己貪食空胞性ミオパチー       |
| 25 | ウィーバー症候群       | 65 | 関節リウマチ                        | 105 | 顕微鏡の大腸炎             | 145 | 自己免疫性肝炎            |
| 26 | ウィリアムズ症候群      | 66 | 完全大血管転位症                      | 106 | 顕微鏡的多発血管炎           | 146 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症    |
| 27 | ウィルソン病         | 67 | 眼皮膚白皮症                        | 107 | 高 I g D 症候群         | 147 | 自己免疫性溶血性貧血         |
| 28 | ウエスト症候群        | 68 | 偽性副甲状腺機能低下症                   | 108 | 好酸球性消化管疾患           | 148 | 四肢形成不全             |
| 29 | ウェルナー症候群       | 69 | ギャロウエイ・モフト症候群                 | 109 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症      | 149 | シトステロール血症          |
| 30 | ウォルフラム症候群      | 70 | 急性壊死性脳症                       | 110 | 好酸球性副鼻腔炎            | 150 | シトリン欠損症            |
| 31 | ウルリッヒ病         | 71 | 急性網膜壊死                        | 111 | 抗糸球体基底膜腎炎           | 151 | 紫斑病性腎炎             |
| 32 | HTRA1 関連脳小血管病  | 72 | 球脊髄性筋萎縮症                      | 112 | 後縦靱帯骨化症             | 152 | 脂肪萎縮症              |
| 33 | HTLV-1 関連脊髄症   | 73 | 急速進行性糸球体腎炎                    | 113 | 甲状腺ホルモン不応症          | 153 | 若年性特発性関節炎          |
| 34 | A T R - X 症候群  | 74 | 強直性脊椎炎                        | 114 | 拘束型心筋症              | 154 | 若年性肺気腫             |
| 35 | A D H 分泌異常症    | 75 | 巨細胞性動脈炎                       | 115 | 高チロシン血症1型           | 155 | シャルコー・マリー・トゥース病    |
| 36 | エーラス・ダンロス症候群   | 76 | 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）          | 116 | 高チロシン血症2型           | 156 | 重症筋無力症             |
| 37 | エプスタイン症候群      | 77 | 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）           | 117 | 高チロシン血症3型           | 157 | 修正大血管転位症           |
| 38 | エプスタイン病        | 78 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症               | 118 | 後天性赤芽球癆             | 158 | 出血性線溶異常症           |
| 39 | エマヌエル症候群       | 79 | 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）              | 119 | 広範脊柱管狭窄症            | 159 | ジュベール症候群関連疾患       |
| 40 | MECP2重複症候群     | 80 | 筋萎縮性側索硬化症                     | 120 | 膠様滴条角膜ジストロフィー       | 160 | シュワルツ・ヤンベル症候群      |

|     |                            |     |                          |     |                              |     |                         |
|-----|----------------------------|-----|--------------------------|-----|------------------------------|-----|-------------------------|
| 161 | 神経細胞移動異常症                  | 201 | 先天性大脳白質形成不全症             | 241 | TNF受容体関連周期性症候群               | 281 | 汎発性特発性骨増殖症              |
| 162 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 | 202 | 先天性肺静脈狭窄症                | 242 | 低ホスファターゼ症                    | 282 | P C D H19関連症候群          |
| 163 | 神経線維腫症                     | 203 | 先天性風疹症候群                 | 243 | 天疱瘡                          | 283 | PURA関連神経発達異常症           |
| 164 | 神経有棘赤血球症                   | 204 | 先天性副腎低形成症                | 244 | 特発性拡張型心筋症                    | 284 | 非ケトーシス型高グリシン血症          |
| 165 | 進行性核上性麻痺                   | 205 | 先天性副腎皮質酸素欠損症             | 245 | 特発性間質性肺炎                     | 285 | 肥厚性皮膚骨膜炎                |
| 166 | 進行性家族性肝内汁うっ滞症              | 206 | 先天性ミオパチー                 | 246 | 特発性基底核石灰化症                   | 286 | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群       |
| 167 | 進行性骨化性線維異形成症               | 207 | 先天性無痛無汗症                 | 247 | 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）     | 287 | 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 |
| 168 | 進行性多巣性白質脳症                 | 208 | 先天性葉酸吸収不全                | 248 | 特発性後天性全身性無汗症                 | 288 | 肥大型心筋症                  |
| 169 | 進行性白質脳症                    | 209 | 前頭側頭葉変性症                 | 249 | 特発性大腿骨頭壊死症                   | 289 | 左肺動脈右肺動脈起始症             |
| 170 | 進行性ミオクローヌステんかん             | 210 | 線毛機能不全症候群（カルタグナー症候群を含む。） | 250 | 特発性多中心性キャスルマン病               | 290 | ビタミンD依存性くる病/骨軟化症        |
| 171 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症            | 211 | 早期ミオクロニー脳症               | 251 | 特発性門脈圧亢進症                    | 291 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症        |
| 172 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症          | 212 | 総動脈幹遺残症                  | 252 | 特発性両側性感音難聴                   | 292 | ビッカースタッフ脳幹脳炎            |
| 173 | 睡眠時～                       | 213 | 総排泄腔遺残                   | 253 | 突発性難聴                        | 293 | 非典型溶血性尿毒症症候群            |
| 174 | スタージ・ウェバー症候群               | 214 | 総排泄腔外反症                  | 254 | ドラベ症候群                       | 294 | 非特異性多発性小腸潰瘍症            |
| 175 | スティーヴンス・ジョンソン症候群           | 215 | ソトス症候群                   | 255 | 中條・西村症候群                     | 295 | 皮膚筋炎／多発性筋炎              |
| 176 | スミス・マギニス症候群                | 216 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血         | 256 | 那須・ハコラ病                      | 296 | びまん性汎細気管支炎              |
| 177 | スモン                        | 217 | 第14番染色体父親性ダイソミー症候群       | 257 | 軟骨無形成症                       | 297 | 肥満低換気症候群                |
| 178 | 脆弱X症候群                     | 218 | 大脳皮質基底核変性症               | 258 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎              | 298 | 表皮水疱症                   |
| 179 | 脆弱X症候群関連疾患                 | 219 | 大理石骨病                    | 259 | 22q11.2欠失症候群                 | 299 | ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）    |
| 180 | 成人発症スチル病                   | 220 | ダウン症候群                   | 260 | 乳児発症STING関連血管炎               | 300 | V A T E R 症候群           |
| 181 | 成長ホルモン分泌亢進症                | 221 | 高安動脈炎                    | 261 | 乳幼児肝巨大血管腫                    | 301 | ファイファー症候群               |
| 182 | 脊髄空洞症                      | 222 | 多系統萎縮症                   | 262 | 尿素サイクル異常症                    | 302 | ファロー四徴症                 |
| 183 | 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）        | 223 | タナトフォリック骨異形成症            | 263 | ヌーナン症候群                      | 303 | ファンコニ貧血                 |
| 184 | 脊髄髄膜瘤                      | 224 | 多発血管炎性肉芽腫症               | 264 | ネイルパテラ症候群（爪肺蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症 | 304 | 封入体筋炎                   |
| 185 | 脊髄性筋萎縮症                    | 225 | 多発性硬化症／視神経脊髄炎            | 265 | ネフロン癆                        | 305 | フェニルケトン尿症               |
| 186 | セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症         | 226 | 多発性軟骨性外骨腫症               | 266 | 脳クレアチン欠乏症候群                  | 306 | フォンタン術後症候群              |
| 187 | 前眼部形成異常                    | 227 | 多発性嚢胞腎                   | 267 | 脳腱黄色腫症                       | 307 | 複合カルボキシラーゼ欠損症           |
| 188 | 全身性エリテマトーデス                | 228 | 多脾症候群                    | 268 | 脳内鉄沈着神経変性症                   | 308 | 副甲状腺機能低下症               |
| 189 | 全身性強皮症                     | 229 | タンジール病                   | 269 | 脳表ヘモジデリン沈着症                  | 309 | 副腎白質ジストロフィー             |
| 190 | 先天性異常症候群                   | 230 | 単心室症                     | 270 | 膿疱性乾癬                        | 310 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症           |
| 191 | 先天性横隔膜ヘルニア                 | 231 | 弾性線維性仮性黄色腫               | 271 | 嚢胞性線維症                       | 311 | ブラウ症候群                  |
| 192 | 先天性核上性球麻痺                  | 232 | 短腸症                      | 272 | パーキンソン病                      | 312 | ブラダー・ウィリ症候群             |
| 193 | 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症         | 233 | 胆道閉鎖症                    | 273 | バージャー病                       | 313 | プリオン病                   |
| 194 | 先天性魚鱗癬                     | 234 | 遅発性内リンパ水腫                | 274 | 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症               | 314 | プロピオン酸血症                |
| 195 | 先天性筋無力症候                   | 235 | チャージ症候群                  | 275 | 肺動脈性肺高血圧症                    | 315 | P R L 分泌亢進症（高プロラクチン血症）  |
| 196 | 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール欠損症   | 236 | 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群      | 276 | 肺胞蛋白症                        | 316 | 閉塞性細気管支炎                |
| 197 | 先天性三尖弁狭窄症                  | 237 | 中毒性表皮壊死症                 | 277 | 肺胞低換気症候群                     | 317 | $\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症     |
| 198 | 先天性腎性尿崩症                   | 238 | 腸管神経節細胞僅少症               | 278 | ハッチンソン・ギルフォード症候群             | 318 | ベーチェット病                 |
| 199 | 先天性赤血球形成異常性貧血              | 239 | TRPV4異常症                 | 279 | バッド・キアリ症候群                   | 319 | ベスレムミオパチー               |
| 200 | 先天性僧帽弁狭窄症                  | 240 | T S H 分泌亢進症              | 280 | ハンチントン病                      | 320 | ヘパリン起因性血小板減少症           |

|     |                            |     |                    |     |                  |     |                            |
|-----|----------------------------|-----|--------------------|-----|------------------|-----|----------------------------|
| 321 | ヘモクロマトーシス                  | 335 | 慢性再発性多発性骨髄炎        | 349 | メンケス病            | 363 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症              |
| 322 | ペリー病                       | 336 | 慢性膵炎               | 350 | 網膜色素変性症          | 364 | 両大血管右室起始症                  |
| 323 | ペルーシド角膜辺縁変性症               | 337 | 慢性特発性偽性腸閉塞症        | 351 | もやもや病            | 365 | リンパ管腫症（ゴーハム病）              |
| 324 | ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。） | 338 | ミオクロニー欠神てんかん       | 352 | モワット・ウィルソン症候群    | 366 | リンパ脈管筋腫症                   |
| 325 | 片側巨脳症                      | 339 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん  | 353 | 薬剤性過敏症症候群        | 367 | 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）          |
| 326 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群           | 340 | ミトコンドリア病           | 354 | ヤング・シンプソン症候群     | 368 | ルビンシュタイン・ティビ症候群            |
| 327 | 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症          | 341 | 無虹彩症               | 355 | 個性遺伝形式をとる遺伝性難聴   | 369 | レーベル遺伝性視神経症                |
| 328 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症              | 342 | 無脾症候群              | 356 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん | 370 | レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 329 | ホモシスチン尿症                   | 343 | 無 $\beta$ リポタンパク血症 | 357 | 4p欠失症候群          | 371 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴             |
| 330 | ポルフィリン症                    | 344 | メーブルシロップ尿症         | 358 | ライムゾーン症          | 372 | レット症候群                     |
| 331 | マリネスコ・シェーグレン症候群            | 345 | メチルグルタコン酸尿症        | 359 | ラスムッセン脳炎         | 373 | レノックス・ガストー症候群              |
| 332 | マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群       | 346 | メチルマロン酸血症          | 360 | ランゲルハンス細胞組織球症    | 374 | ロウ症候群                      |
| 333 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパシー | 347 | メビウス症候群            | 361 | ランドウ・クレフナー症候群    | 375 | ロスマンド・トムソン症候群              |
| 334 | 慢性血栓性肺高血圧症                 | 348 | 免疫性血小板減少症          | 362 | リジン尿性蛋白不耐症       | 376 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症              |

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733) (Fax 23-2258)

## まつのみ教室（児童発達支援事業）

はまなし学園では「まつのみ教室」を開設し、発達に心配のあるお子さん等に対し、親子での遊びを通して集団生活適応への基礎作りを行います。また、保護者の方々に対しては、乳幼児の理解や遊び、養育の方法等を伝え、子育てを支援します。

### ◇内 容

- （１）発達に心配のあるお子さん等を対象に、親子で一緒に色々な遊びを楽しみながら、保護者の方々にお子さんとの関わり方や遊び方を伝え、よりよい親子関係作りを支援します。また、お子さんの様子に応じて親子分離を進め、集団生活適応への支援を行います。
  - ・日時…毎週火曜日と水曜日の午前
  - ・費用…無料。ただし、支援内容により実費を頂く場合があります。
- （２）保育園や認定こども園に通園されているお子さん等を対象に、個別や小集団による発達支援を行っています。
  - ・日時…基本的には、毎週木曜日の午前に行っていますが、はまなし学園の活動により変更になる場合もありますので、事前に下記申込先に問合せください。
  - ・費用…無料。ただし、支援内容により実費を頂く場合があります。

◆申込先…はまなし学園(Tel 33-3283)、こども未来課発達支援係(Tel 26-6258)、  
又は各総合支所市民福祉係

## 6. 日常生活の支援



### ～日常生活の支援と、社会生活を容易にするためのサービス～

◎補装具・日常生活用具・住まいの改修など

#### 補装具費の支給

身体障がい者の方が職業や日常生活を容易にするため、障がいとなっている部位や低下してしまった機能を補う補装具費の支給を行います。（種目一覧はP64 から 65 参照）

- ◇対 象…身体障害者手帳の交付を受けている方、難病患者等
- ◇種 目…①視覚障がい者用（眼鏡、義眼、安全つえ）
  - ②聴覚障がい者用（補聴器）、人工内耳（修理のみ）
  - ③肢体不自由者用（義手、義足、装具、車いす、歩行器、電動車いす、歩行補助つえなど）
- ◇費 用…原則1割負担（世帯の所得に応じて月上限額が決まっています。詳細はP60）
  - ※給付種目、基準額、耐用年数等については、厚生労働省で基準を定めています。
- ◇手 続…①補装具費（購入・借受・修理）支給申請書、②補装具意見書、③請求書兼委任状、④見積書、⑤身体障害者手帳、⑥個人番号カード（個人番号通知カード）
  - ①～⑥を持参し、下記申込先に提出してください。

※補装具意見書を指定医から作成してもらい、補装具業者に提出してください。補装具業者が、意見書に沿って見積書を作成します。補装具意見書が必要のない補装具もありますので、詳細はお問合せください。

※修理の場合は、修理依頼書が必要になります。

※人口内耳（修理）は、意見書と確認票が必要になります。

◇判定機関…種目によって、山形県身体障がい者更生相談所の判定が必要な場合があります。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

#### 日常生活用具の給付

障がい者の日常生活を便利にするための用具を給付します。

◇対 象…身体障害者手帳の交付を受けている方・難病患者等で、P60～63 の表中の障がい及び程度に該当している方。ただし、介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方、又は介護保険の対象要件を満たす方の場合、種目によって介護保険が優先となる場合があります。

- ◇種 目…
  - ①介護・訓練支援用具
    - （特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・移動用リフト・訓練いす（児のみ）・訓練ベッド（児のみ）など）
  - ②自立生活支援用具
    - （入浴補助用具・頭部保護帽・特殊便器・火災警報機・自動消火器・電磁調理器など）
  - ③在宅療養等支援用具
    - （透析液加温器・ネプライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・人工呼吸器等用自家発電機・外部バッテリー・視覚障がい者用体温計（音声式）など）
  - ④情報・意思疎通支援用具
    - （携帯用会話補助装置・点字タイプライター・視覚障がい者用時計など）
  - ⑤排泄管理支援用具（ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器）
  - ⑥住宅改修費（居宅生活動作補助用具）

※種目ごとに個別等級・基準額等の給付要件があります。

◇費 用…世帯の所得に応じて、一割負担があります。（P60 参照）

◇手 続…①日常生活用具給付申請書、②見積書、③身体障害者手帳

①～③を持参し、下記申込先に提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し日常生活を便利にするための用具を給付します。

◇対 象…小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している児童。

※身体障がい児の補装具、日常生活用具給付事業に該当する児童は対象とはなりません。

◇種 目…便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、  
体位変換器、車いす（電動式を除く）、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外  
線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器  
系、尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯

◇費 用…世帯の所得に応じて、一部負担があります。

◇手 続…①申請書、②見積書、③小児慢性特定疾病医療受給者証

※用具により医師の意見書が必要な場合があります。

①～③を持参し、下記申込先に提出してください。

◆申 込 先…こども未来課発達支援係(TEL 26-6258)又は各総合支所市民福祉係

## 軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入費助成

軽度難聴であっても早期から補聴器を装用することが児童の言語取得の健全な発達のために重要であることから、軽度・中等度難聴児の保護者へ補聴器購入費の一部を助成します。

◇対 象…両耳の聴力レベルが、概ね30db以上70db未満で身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の対象児（30db未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象となる。）

◇種 目…軽度・中等度難聴用耳かけ型補聴器、軽度・中等度難聴用ポケット型補聴器等  
※修理費（成長に伴うイヤモールド交換を含む）は対象外。

◇費 用…基準額の1/3が自己負担

◇手 続…①意見書（医師が作成）、②申請書、③見積書

①～③を持参し、下記申込先に提出してください。

◆申 込 先…こども未来課発達支援係(TEL 26-6258)又は各総合支所市民福祉係

## 車いすの貸出

①身体障がい者の方への車いす貸出

身体障害者手帳の交付を受けた方(申請中の方も含む)で、緊急に車いすを使用したいときに貸し出しをしています。（費用は無料です）

◇期 間…・車いす交付申請中の場合は、車いすが届くまでの期間  
・旅行その他で使用する場合は概ね1週間以内

◇手 続…身体障害者手帳を持参し、下記申込先に提出してください。  
※事前に電話で予約してください。

◆申 込 先…酒田市身体障害者福祉センター(TEL 26-3715) 〒998-0027 酒田市北今町3-8  
URL <https://www.city.sakata.lg.jp/kenko/syogaifukushi/shintaisyougai-senta.html>

②身体障がい者、要介護者以外の方への車いす貸出

身体障害者手帳の交付を受けていない方、介護保険の要介護認定を受けていない方などで、病気や怪我で一時的に車いすを使用したいときに車いすを貸し出しています。費用は無料です。

◇期 間…14日以内

◇手 続…印かんを持って下記へ申込ください ※事前に電話で予約してください。

◆申 込 先…酒田市社会福祉協議会(TEL 23-5765)  
〒998-0864 酒田市新橋二丁目1-19

## 【社会参加の支援】

### 生活福祉資金貸付制度

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の経済的自立や社会参加の促進を図ることを目的に必要な資金の貸付けを行い、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。申込から貸付まで概ね1か月程度の期間を要します。

※各金融機関等、外の融資制度の活用が優先となります。

#### ◇主な貸付種類

【福祉費】①生業費…生業(自営業)を営むのに必要な経費

※既に取り引銀行がある場合、銀行が融資困難と判断しているときは対象外

②技能習得費…就職に要する、知識技能を修得するために必要な経費

③福祉用具購入費…日常生活に要する高額な福祉用具等の購入に必要な経費

④障害者自動車購入費…障がい者自ら運転する自動車、又は障がい者を送迎するための自動車の購入に必要な経費

⑤住宅増改築・補修費…住宅の増改築、拡張、補修、保全等に必要な経費

⑥その他経費…(ア)結婚出産及び葬祭に際し必要な経費、

(イ)住居の移転等に際し必要な経費、

(ウ)就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費、

(エ)その他、低所得世帯が日常生活上一時的に必要な経費

【緊急小口資金】緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の費用

#### ◇貸付額及び償還期間

①460万円以内、20年以内 ②130万円以内、8年以内(習得期間により異なる)

③170万円以内、8年以内 ④250万円以内、8年以内 ⑤250万円以内、7年以内

⑥50万円以内、3年以内 ⑦10万円以内、1年以内

◇貸付利率…無利子(連帯保証人有)又は年利1.5%(連帯保証人無)

◇貸付機関…山形県社会福祉協議会

◆問 合 先…酒田市社会福祉協議会(Tel 25-0350)

### 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑にするために、公共機関、医療機関、学校等へ行く場合に、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣します。費用は無料です。

◇対 象…聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の方(手話奉仕員を希望する場合は、手話での会話が可能な方)

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

### 補助犬の給付

身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障がい者補助犬を給付します。

◇対 象…身体障がい者補助犬の給付により社会参加の促進等に効果があると認められる身体障がい者の方で、県知事が適当と認めた方

#### ◇給付される補助犬の種類

盲導犬…目の不自由な人を誘導します。

介助犬…からだの不自由な人の手足となって働きます。

聴導犬…耳の不自由な人に音を知らせます。

◇費 用…無料。ただし、共同訓練の際の食費等は自己負担となります。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 【居宅生活支援】

### 訪問入浴サービス車の派遣

ご自分または家族の介助のみでは入浴することができない重度身体障がい者の方に、入浴サービス車を派遣します。利用回数は1か月に5回までです。ただし、やむを得ない事由があるときは1か月に10回を限度に利用回数を変更できます。

◇対 象…長期にわたり寝たきりとなっている重度身体障がい者であって、介護保険法による要支援者又は要介護者に該当しない方。登録には、医師の診断書が必要となります。

◇費 用…原則、費用の1割を支払います。ただし、所得に応じた負担上限額があります。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

### 障がい（児）者の日中一時支援事業

障がい（児）者の介護をしている方の病気、冠婚葬祭、休養などの理由で家庭における介護が困難になった場合に、一時的に障がい（児）者の方をお預かりする短期入所の利用を支援します。ただし宿泊を伴わない一時預かりに限ります。

◇対 象…在宅の障がい（児）者

※医療機関への入院や医療を受けることが必要な方は除かれます。

◇受入施設

【18歳以上の方】

シルバー人材センター〔酒田〕・まあず〔酒田〕・光風園〔酒田〕・和光園〔酒田〕・みらいず〔酒田〕・仲町ホーム〔酒田〕・慈丘園〔鶴岡〕・吹浦荘〔遊佐〕・ドレミファ〔庄内町〕など

【18歳未満の児童】

ohana〔酒田〕・シルバー人材センター〔酒田〕・メグシィ〔酒田〕・はまなし学園〔酒田〕・鳥海学園〔遊佐〕・まあず〔酒田〕・ならはし〔酒田〕・あすか〔酒田〕など

◇期 間…地域生活支援事業の支給決定日数の範囲内

◇費 用…原則費用の1割を支払います。ただし、所得に応じた負担上限額があります。

◇手 続…市地域福祉課もしくはこども未来課に地域生活支援事業（障がい（児）者の日中一時支援事業）の支給申請をして支給決定を受けた後、別途事業者と利用契約を結ぶ必要があります。事業者については市地域福祉課までお問合せください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又はこども未来課発達支援係(Tel 26-6258)、各総合支所市民福祉係

### ガイドヘルプの派遣（移動支援）

屋外での移動に著しい制限のある障がい者について、社会生活上外出しなければならない場合など、ガイドヘルパー等による付き添い介護を行います。

◇対 象…屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者、両上肢及び両下肢機能障害1級の身体障害者手帳所持者、知的障がい者、精神障がい者など

◇費 用…原則費用の1割を支払います。ただし、所得に応じた負担上限額があります。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 地域活動支援センター

在宅の障がい者が通所して、創作的活動、生産活動、社会生活への適応のために必要な訓練等のサービスが受けられます。

◇対 象…18歳以上の在宅の障がい者等

◇事業所…①酒田市障がい者福祉会（北今町）（Tel 26-3715）（月～金曜日）

対象：身体障がい者 費用：無料

内容：書道、編み物、カラオケ、健康麻雀、輪投げなど教室

②みつば（二番町）（Tel 26-8250）（月～金曜日）

対象：主に精神障がい者 費用：1日50円 内容：生産活動

◆問 合 先…直接事業所へ又は地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)

## 重度障がい者紙おむつ支給

在宅で、障がいのため常時失禁状態であり、日常生活のすべてにおいて介護を必要とする4歳以上、65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳所持、若しくはそれに相当する障がいのある方に紙おむつを支給します。

※生活保護・介護保険法による被保護者又は要介護者に該当しない方

◇支給内容…所得税非課税世帯(注) 月額 8,000円相当

所得税課税世帯 月額 6,000円相当

(注)平成22年度税制改正に伴う年少扶養控除等廃止については、廃止前の所得税額で計算したもので取り扱います。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 障がい者ほっとふくしサービス

重度障がい者の社会参加等を促すために「障がい者ほっとふくし券」を交付いたします。

各種福祉サービス等（タクシー運賃、紙おむつ等購入費など）にご利用いただけます。

◇対 象…①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方、②療育手帳Aの交付を受けている方、

③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

※注）生活保護受給者を除きます。

※注）高齢者を対象としたほっとふくし券（一般用）、障がい児ほっとふくし券と重複しての交付はできません。

◇支 給…年間12,000円分の利用券（申請者に直接お渡しします。）

◇手続方法…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持参し、

下記申込先にお越しください。（代理申請も可能。代理の方の本人確認ができる身分証明が必要）

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 障がい児ほっとふくしサービス

障がい児の社会参加等を促すために「障がい児ほっとふくし券」を交付いたします。

各種福祉サービス（タクシー運賃、放課後等デイサービス利用者負担金など）にご利用いただけます。

◇対 象…次に該当する申請日時点で 20 歳未満の方

①身体障害者手帳の交付を受けている方、②療育手帳の交付を受けている方、③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方、指定難病受給者証の交付を受けている方で定期的に県外等医療機関へ通院している方

※注）生活保護受給者を除きます。

※注）障がい者ほっとふくし券と重複しての交付はできません。

※注）令和5年度より対象に④が追加されました。

◇支 給…年間18,000円分の利用券（申請者に直接お渡しします。）

◇手続方法…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳もしくは小児慢性特定疾病医療受給証、指定難病受給者証を持参し、下記申込先にお越しください。（代理申請も可能）

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## ヘルプマーク



障がいや、要介護の方など、何かしらの支援が必要な方が身に着けることができます。外見からは分からなくても援助や配慮を必要としているなど、見守りが必要な場合、下記申込先までご連絡をお願いします。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## ヘルプカード



障がいや、要介護の方など、何かしらの支援が必要な方が手助けしてほしい、配慮してほしい内容を記載して携帯することができます。伝える事が難しい方、緊急時の対応等、携帯しておきたい方など、下記申込先までご連絡をお願いします。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 【自動車関係】

### 自動車運転免許の取得に関する相談

体が不自由でも、自動車の操作装置の改造などによって一定の条件を満たすことにより、運転免許の取得が可能です。

◆問 合 先…山形県総合交通安全センター試験係(Tel. 023-655-2150)

### 身体障がい者自動車操作訓練の助成

身体障がい者が自動車の操作訓練を行い、運転免許を取得するために要した経費の一部を助成します。

◇対 象…身体障害者手帳の交付を受けている方で、免許取得により就労が見込まれる等社会活動の参加に効果があると認められる方

◇助 成 額…免許取得に要した費用の2/3以内の額で、10万円を限度（各年度の予算の範囲内での助成）とします。

◇手 続…①身体障害者手帳、②運転免許証、③自動車教習所に支払った金額を証明するもの、  
④本人持込み車両を使用した場合はその車検証

①～④を持参し、下記申込先に提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel. 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

### 自動車改造費の助成

上下肢又は体幹機能障害、移動機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら所有し運転する自動車の手動装置等を改造する場合や、障がい者又はその障がい者と生計を同一にする方が介護のために車いすの使用に配慮した自動車の改造又は購入に要する経費の一部を助成します。（再申請の場合は5年経過してからになります）

※改造（購入）前の申請が必要です。また、年度の予算の範囲内での助成となります。

◇対 象…【障がい者本人運転】

身体障害者手帳の交付を受けている方で、前年の所得税課税所得額(注)が改造助成を行う月の属する年の特別障がい者手当の所得制限限度額を超えない方

【介護者運転】

下肢又は移動機能障がい1・2級、体幹機能障がい1～3級等身体障がい者手帳所持者で  
市民税非課税世帯又は所得税非課税世帯(注)に属する方

(注)平成22年度税制改正に伴う年少扶養控除等廃止については、廃止前の所得税額で計算したもので取り扱います。

◇助 成 額…【障がい者本人運転】改造に要する対象経費の10万円を限度

【介護者運転】改造又は購入に要する経費(購入の場合は改造のない同型車との差額)の2分の1以内で20万円を限度

◇手 続…①身体障害者手帳、②運転免許証(運転する方)、

③改造費用のわかる見積書(購入の場合は改造のない同型車の見積書と併せて2種類)、

④車検証(購入の場合は報告時に提出)

①～④を持参し、下記申込先に提出してください。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel. 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 四ツ葉マーク（身体障がい者標識）

身体障がい者標識は、大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた方で肢体不自由であることを理由にその免許に条件を付されている方が普通自動車を運転する場合、肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに表示するように努めなければならないこととされています。



平成14年6月1日施行の改正道路交通法で身体障がい者標識の様式が内閣府令で定められ初心者マークと同様に車の前後に表示することになりました。「四つ葉は幸福の象徴で優しさや思いやりで障がい者にやさしい交通環境を目指す」肢体不自由な運転者が車に表示した場合、周囲の運転者に幅寄せや割り込みを禁止することになります。

- ◆申込先…カー用品店など（ただし、店舗により取り扱っていないところもあります。）  
又は山形県交通安全協会で購入できます。山形県交通安全協会(Tel 0236-55-5320)

## 蝶々マーク（聴覚障がい者標識）

大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた方で両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者は、車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（標識）をつけないで普通自動車を運転してはならないこととされています。



- ◆申込先…カー用品店など（ただし、店舗により取り扱っていないところもあります。）又は山形県交通安全協会で購入できます。山形県交通安全協会(Tel 0236-55-5320)

## 駐車禁止の対象除外（駐車禁止除外指定車標章）

身体障がい者が自動車を駐車する時（家族の運転でも可）、必要やむを得ない場合に限り、駐車禁止の場所にも駐車することができます。

- ◇対象…1 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次の①～⑦のいずれかに該当する方

- ①視覚障がい1～3級及び4級の1
- ②聴覚障がい2級及び3級
- ③平衡機能障がい3級
- ④上肢1級、2級の1及び2級の2
- ⑤下肢1～4級までの各級
- ⑥体幹障がい1～3級までの各級
- ⑦内部障がい1～3級

- 2 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

- 3 山形県から療育手帳の交付を受けている方で重度の方

- ◇手続…印かん、障害者手帳、自動車検査証が必要です。

- ◆申込先…酒田警察署(Tel 23-0110)

年会費は無料です。

※ただし、車いすマークは付いてきません。（カー用品店等で別途購入になります。）

※指定の対象により、添付書類や申請先が異なります。詳しくは上記へお問い合わせください。

車いすマーク

※マークのみでは、法的な効果はありません



## 山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度

歩行困難な方が、県内の公共施設やスーパーマーケット等にある身体障がい者等用駐車施設を利用しやすいよう、山形県で利用証を発行しています。

◇対 象…

①身体障害者手帳をお持ちの方で以下の等級に該当する方

| 身体障がい区分                          |             | 個別等級   |
|----------------------------------|-------------|--------|
| 視覚障がい                            |             | 4 級以上  |
| 聴覚                               | (聴覚障がい)     | (該当なし) |
|                                  | 平衡機能障がい     | 5 級以上  |
| (音声言語機能障がい)                      |             | (該当なし) |
| 肢体不自由<br>(脳原性運動機能障がいも含む)         | 上肢          | 2 級以上  |
|                                  | 下肢          | 6 級以上  |
|                                  | 体幹          | 5 級以上  |
|                                  | 脳原 上肢機能     | 2 級以上  |
|                                  | 移動機能        | 6 級以上  |
| 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、<br>小腸、肝臓機能の障がい | 心臓機能障がい     | 4 級以上  |
|                                  | 腎臓機能障がい     | 4 級以上  |
|                                  | 呼吸器機能障がい    | 4 級以上  |
|                                  | 膀胱又は直腸機能障がい | 4 級以上  |
|                                  | 小腸機能障がい     | 4 級以上  |
| 肝臓機能障がい                          |             | 4 級以上  |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい             |             | 4 級以上  |



### 利用証

※駐車の際に、車両前部にぶら下げるなどして、外からよく見えるよう表示してください。

②介護保険の要介護状態区分「要介護度1」以上の方

③療育手帳をお持ちの方で障がい支援区分欄「A」の方

④難病者の方で特定医療費（指定難病）受給者又は特定疾患医療受給者の方

⑤精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で障害等級「1 級」の方

⑥妊娠婦の方で妊娠7か月から分娩予定日の1 年後まで

⑦けが又は病気により歩行困難な方

車いすや杖等の使用期間で診断書発行日から最長1 年

※医師の診断書（任意様式）が必要です。

※1 8歳未満を含みます。

◆問 合 先…庄内総合支庁地域保健福祉課 地域福祉支援担当(Tel 0235-66-5463)

郵送による申請も可能ですのでお問い合わせください。

## 【講習など】

### 手話奉仕員養成講座

手話の普及と手話奉仕員養成のために手話教室を開催しています。詳細についてはお問い合わせください。

◇コース…①手話奉仕員養成講座

(手話に興味のある方、手話を学びたい方、初めての方)

②ステップアップ講座

(①手話奉仕員養成講座を修了した方、又は同等の手話ができる方)

◇場所…①総合文化センター、②交流ひろば(変更になる場合もあります。)

◇定員…①30名程度、②20名程度

◇費用…テキスト代程度

◆問合せ先…酒田市ボランティア・公益活動センター(Tel 43-8165、Fax 26-5617)



### 山形県パソコンボランティア派遣制度

移動の困難な在宅の身体障がい者の方に、パソコンボランティアを派遣します。

◇対象者…山形県内在住で、身体障害者手帳をお持ちの方

(原則として、移動に困難が伴う在宅の視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者)

◇内容…①パソコン利用に関する相談、②パソコンの基本操作 など

◇費用…無料(ただし、インターネットに要する経費や機器購入費など、サポート以外の費用については、すべて利用者負担となります。)

◆問合せ先…社会福祉法人 山形県身体障害者福祉会(Tel 023-686-3690)

## 【その他のサービス】

### 青い鳥ハガキの無償配布

重度の障がい者の方に、郵便ハガキを無償で配布します。

◇対象…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A

◇配布枚数…一人につき20枚(年1回)

◇受付期間…受付期間は限定されています。詳細は下記にお問い合わせください。

◇手続…手帳を持って最寄りの郵便局へ(代理人、郵便での申し込みも可)

◆問合せ先…酒田郵便局(Tel 22-0180)

### 年金配達サービス

ご高齢、病弱などのため、郵便局に出向いて年金を受け取ることに不自由されている方が対象になります。ご家族による代理受領ができる方は対象とはなりません。

◆問合せ先…酒田郵便局(Tel 22-0400)

### 点字広報・テープ広報の送付

視覚障がい者の方のために、点字やテープによる「広報さかた」「市議会だより」を無料で郵送します。

◆申込先…【点字広報】地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)

【テープ広報】市長公室広報広聴係(Tel 26-5706)

【市議会だより(テープ)】議会事務局(Tel 26-5769)

## 7. 各種割引や税金の軽減について

～交通機関の料金の割引や税金の軽減が受けられます～



交通運賃の割引（P6に一覧を掲載）

◆交通運賃の割引に関するお問合先 地域福祉課障がい福祉係(Tel. 26-5733) 又は各総合支所市民福祉係

### JR運賃の割引

障がい者や介護者がJR線を利用する場合、運賃が割引になります。

◇対 象…身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方  
(精神保健福祉手帳は写真の貼り付けが必要です。)

◇割引内容

- ①身体障害者手帳第1種、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級
  - ・本人、介護者乗車の場合：鉄道全線が距離制限なしで乗車券・急行券・回数券・定期券5割引
  - ・本人のみ乗車の場合：片道100kmをこえる場合、乗車券のみ5割引
- ②身体障害者手帳第2種、療育手帳B、精神保健福祉手帳2・3級
  - ・本人のみ、片道100kmをこえる利用の場合乗車券が5割引（介護者は割引対象外）

◇手 続…窓口で障害者手帳等を提示して購入してください。

※身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの方で、大人の介護者とともに100km以内の区間を利用する場合は自動販売機で小児用乗車券を購入し、割引を受けてください。

### 航空運賃の割引

障がい者や介護者が航空機を利用する場合、運賃が割引になります。

◇対 象…ご搭乗時の年齢が12歳以上で、以下の手帳をお持ちの方および、同一便に搭乗される介護者の方（お一人様まで）が対象

- ① 身体障害者手帳
- ② 戦傷病者手帳
- ③ 療育手帳
- ④ 精神障害者保健福祉手帳

◇割 引 率…航空会社又は路線によりそれぞれ設定（割引対象区間は国内全線）

◇手 続…障がい者手帳等（顔写真付き、有効期間内のものに限る。）を提示して航空券を購入してください。

### バス運賃の割引

バスを利用する場合、運賃が5割引になります。

◇対 象…身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者

◇割引内容（※バス事業者によって割引制度が異なる場合があります。）

- ①身体障害者手帳第1種又は療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級  
本人、介護者のバス運賃が5割引
- ②身体障害者手帳第2種又は療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級  
本人のみバス運賃が5割引

◇手 続…運賃支払いのとき、障害者手帳等を提示することにより割引となります。

（ただし、手帳の写真により容易に本人であることが確認できればなりません。古くなった手帳は、更新してください。）

## タクシー運賃の割引

タクシーを利用する場合、運賃が割引になります。

◇対 象…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◇割 引 率…料金の1割引

(メーター表示額に0.9を掛け、10円未満の端数を切り捨てた額を支払う)

◇手 続…運賃支払いのとき、障害者手帳等を提示することにより割引となります。

(ただし、手帳の写真により容易に本人であることが確認できればなりません。古くなった手帳は更新してください。)

## 飛島定期航路の割引

飛島への定期船利用する場合、運賃が5割引になります。

◇対 象…①身体障害者手帳第1種、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

：本人と介護者の乗船賃が5割引

②身体障害者手帳第2種、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級

：本人のみ乗船賃が5割引

◇手 続…手帳を提示して、乗船券を購入してください。

## 有料道路通行料金の割引

登録できる自動車はお1人につき1台ですく有効期限あり

◇対 象…身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

①身体障害者手帳第1種又は療育手帳A：本人運転又は介護者運転の場合高速料金が5割引

②身体障害者手帳第2種：本人運転の場合のみ高速料金が5割引

◇手 続…①身体障害者手帳又は療育手帳、②運転免許証、③車検証、

④手帳所持者本人のETCカード(ただし20歳未満の場合は保護者のカード可)、

⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書

①～③(ETCを搭載されている方は①～⑤)を持参し、下記申込先に提出してください。

※自動車を登録しない場合はETCレーンを通線通行できません。

◆申 込 先…地域福祉課障がい福祉係(Tel 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

## 【税の軽減・免除】

### 所得税の障害者控除

確定申告か勤務先の年末調整の際に、障害者控除の申告をすると所得税が軽減されます。申告時手帳の提示が必要です。

◇対 象…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者本人、又は扶養家族

◇控 除 額…①特別障がい者 40万円

※身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方

※上記に該当する同居している扶養家族がいる方は、扶養控除額の加算があります。

②普通障がい者 27万円

※身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方

◆問 合 先…勤務先の給与担当係、酒田税務署所得税担当(Tel 33-1450)

### 住民税（市県民税）の障害者控除

市役所の税務課に申告すると、住民税が軽減されます。その際、手帳の提示が必要です。上記の所得税の障害者控除がお済みの方は申告の必要がありません。

◇対 象…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者本人、又は扶養家族

◇控 除 額…①特別障がい者 30万円

※身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方

※上記に該当する同居している扶養家族がいる方は、扶養控除額の加算があります。

②普通障がい者 26万円

※身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方

◆問 合 先…税務課市民税係(Tel 26-5712)

### おむつに係る費用の医療費控除

ねたきりのお年寄りや傷病によりねたきりとなった方について、医師が治療上必要と認めた場合、おむつの費用が医療費控除の対象となります。

◇対 象 者…医師の診療時において次の条件を2つとも満たす方。

①傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にあること

②当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められること

◇手 続 き…「おむつ使用証明書」に医師の証明を受け、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示します。

◆問 合 先…酒田税務署所得税担当(Tel 33-1450)

### ストマ用装具に係る費用の医療費控除

人工肛門又は尿路変更のストマをもち、入院中又は退院後も治療用ストマ用装具を使用することが必要不可欠であると医師が認めた場合は、ストマ用装具に係る費用は医療費控除の対象となります。

「ストマ用装具使用証明書」に医師の証明を受け、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示します。

◆問 合 先…酒田税務署所得税担当(Tel 33-1450)

## 自動車税（種別割）の減免

身体障がい者等が所有する自家用自動車（18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者においては、その者と生計を一にする方の所有する自動車、もっぱらその障がい者のために使用される自動車）にかかる、自動車税環境性能割（旧自動車取得税）・種別税（旧自動車税）が1台に限り減免されます。ただし、軽自動車税の免除と重複できません

### ◇対 象

#### ①下記の障がい者を有する身体障がい者

| 障がいの区分                            | 該当障がい級・号 |                                           |
|-----------------------------------|----------|-------------------------------------------|
|                                   | 本人運転の場合  | 家族運転・介護者運転の場合                             |
| 視覚障がい                             | 1級から4級まで |                                           |
| 聴覚障がい                             | 2級から3級まで |                                           |
| 平衡機能障がい                           | 3級のみ     |                                           |
| 音声機能障がい（こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです） | 3級のみ     | 該当しない                                     |
| 肢体不自由者                            | 上肢       | 1級から2級の2号まで<br>(2級の2号…両上肢障がいの方)           |
|                                   | 下肢       | 1級から6級まで<br>1級から3級1号まで<br>(3級1号…両下肢障がいの方) |
|                                   | 体幹       | 1級から3級又は5級のみ<br>1級から3級まで                  |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい         | 上肢       | 1級から2級両上肢まで                               |
|                                   | 移動       | 1級から6級まで<br>1級から3級両下肢まで                   |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障がい     | 1級又は3級のみ |                                           |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい              | 1級から3級まで |                                           |
| 肝臓機能障害                            | 1級から3級まで |                                           |

#### ②療育手帳Aの交付を受けている方（家族運転のみ）

#### ③精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方（家族運転のみ）

### ◇使用頻度…①本人運転：使用頻度の要件なし

②家族運転（同居家族）：月1回以上（別居家族）：月1回以上 ※生計同一要件あり

③介護者運転（家族に限定しない）：週3回以上

### ◇手 続（申請受付は随時）

#### 【本人運転の場合】

①身体障害者手帳、②運転する方の運転免許証、③納税通知書、④車検証

①～⑤を持参し、下記申込先に提出ください

#### 【家族運転の場合】

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、上記②～⑤の書類、

⑥住民票謄本、⑦使用目的を証する書類（通院・通学証明等）、

⑧別居の場合は扶養関係が分かる書類

①～⑧を持参し、下記申込先に提出ください

#### 【介護者運転の場合】

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、上記②～⑤の書類、

⑥住民票謄本、⑦自動車運行計画書、⑧誓約書 ①～⑧を持参し、下記申込先に提出ください

※納期限後に身体障害者手帳等の交付を受けた場合は、当該年度の2月末日まで、随時減免申請を受付けます。なお、減免額は申請の翌月からの月割額となります。

◆申 込 先…①自動車を取得する時 登録日までに庄内総合支庁税務課駐在(TEL 0235-66-4144)へ

②自動車税種別割のみ 庄内総合支庁税務課(TEL 0235-66-2116)へ

## 軽自動車税（種別割）の減免

身体障がい者又は知的障がい者、精神障がい者が所有する軽自動車（18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者においては、その者と生計を一にする方の所有する車も認められます。）で、運転を本人又は同一生計の方が行い、もっぱらその障がい者のために使用されるとき、軽自動車税が1台に限り免除されます。（普通自動車を含め一人につき一台に限ります。）

◇対 象…①身体障害者手帳1～6級を受けている方

②療育手帳Aを受けている方

③精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方（ただし、在宅で通院している方に限ります。）

※上記の他にも、身体障がい者の方がもっぱら利用するため、車椅子の昇降装置、固定装置又はスロープが設置されている軽自動車等も免除されます。

※同一生計の方による家族運転が原則です。（それ以外の方が運転される場合は、税務課税制係への相談が必要になります。）

◇手 続…①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

②運転する方の運転免許証、③車検証、④納税義務者のマイナンバーカード又はマイナンバーの通知カード

①～④を持参し、減免を受けようとする課税年度の納期限7日前まで下記手続先で手続きしてください（随時受付しています）

代理人が来庁される場合は、事前に税制係までお問い合わせください

◆手続先…税務課税制係(Tel 26-5711)

## 贈与税の非課税

特定障がい者の生活費などに充てる目的で、一定の信託契約に基づき特定障がい者を受給者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち一定金額までは贈与税が非課税となります。

なお、非課税の適用を受けるためには手続が必要です。

◆問 合 先…酒田税務署資産税担当(Tel 33-1450)

## 相続税の軽減

◇対 象…以下の手帳を所持している等、一定の要件を満たす方が相続した場合

①身体障害者手帳1～6級を受けている者

②精神障害者保健福祉手帳1～3級を受けている者

◇軽 減 額…相続開始から85歳に達するまでの年数×10万円（特別障がい者は20万円）

相続税の申告時に相続税額から控除します。

◆問 合 先…酒田税務署資産税担当(Tel 33-1450)

## 少額貯蓄の非課税

郵便貯金、預貯金、国債等について、元本等350万円を限度として、利子等が非課税となります。この場合、身体障害者手帳等の提示が必要です。

◆問 合 先…郵便局、銀行等の各金融機関窓口

## 【そのほかの減免】

### 保育所等副食費の軽減措置

以下に該当する世帯で、保護者の市民税所得割（税額控除前）が77,100円以下の場合、保育所等の副食費が全額免除となります。

- ・身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたがいる世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・障害基礎年金の受給者がいる世帯
- ・在宅心身障がい者（児）がいる世帯

◆問 合 先…保育こども園課保育支援係(TEL 26-5735)又は各総合支所市民福祉係

### NHK受信料の免除制度

#### ◇全額免除

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合
- ②公的扶助受給者の場合 ・生活保護法に定める扶助を受けている場合
  - ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する、入所者もしくは親族に対する援護を受けている場合
  - ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている時
- ③社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

#### ◇半額免除

- ①身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者、又は聴覚障がい者が世帯主でかつ契約者の場合
- ②身体障害者手帳1、2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方が、世帯主でかつ契約者の場合
- ③戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がい支援区分が特別項症から第1款症の方が、世帯主でかつ契約者の場合

◇手 続…①手帳、②印かんを持って下記へお越しください

◆問 合 先…地域福祉課障がい福祉係(TEL 26-5733)又は各総合支所市民福祉係

### 国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納付することが困難な方には、届出を行うことにより保険料の納付が免除される制度があります。ただし、保険料の免除を受けた期間の老齢基礎年金額は、全額納付した場合よりも少なくなります。

◇法定免除…次の①～②のいずれかに該当する方が、届出をすれば免除されます。①生活保護法による生活扶助を受けている方、②障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方（以前に2級以上の障害年金を受給していたが、現在3級相当になっている方を含む。）

◇申請免除…全額免除・一部免除があり、申請して承認されると申請年度の7月分から翌年6月までの保険料の全額又は一部の納付が免除されます。免除申請は、2年1か月前までの保険料まで遡って申請することができます。ただし、申請者・配偶者・世帯主の方々が次の①～④のいずれかに該当することが条件となります。申請は毎年度必要です。

- ①前年の所得が少なく、保険料を納めることが困難なとき
- ②地方税法に定める障がい者・寡婦・ひとり親であって年間の所得が135万円以下のとき
- ③生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受けている場合
- ④特例として天災・災害により一定以上の損害を受けたとき、失業したとき

◆問 合 先…国保年金課国民年金係(TEL 26-5728)又は各総合支所市民福祉係

## 郵便料の減免

障がい者のために郵便料の減免制度があります。

### ◇点字郵便物及び特定録音物等郵便物

点字のみを内容とするもので、封筒の表面に「盲人用」と記載したもの。盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので、日本郵便株式会社が指定する盲人の福祉の増進を目的とする施設から差し出し、又は、これらの施設に宛てて差し出すもの。料金は3kgまで無料です。

### ◇点字ゆうパック

点字のみを内容とするゆうパックで、縦・横・高さの合計が60cmまで（60サイズ）のものは100円、以降、合計が20cm増すごとに100円～110円増しとなります。（最大は170サイズで720円）

### ◇聴覚障がい者用ゆうパック

聴覚障がい者用のビデオテープを内容とするもので、日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚障がい者の福祉の増進を目的とする施設と聴覚障がい者との間で、ビデオテープの貸し出し又は返却のために差し出すもの。料金は点字ゆうパックと同額となります。

### ◇心身障がい者用ゆうメール

図書を内容とするもので、図書館と身体障がい者又は知的障がい者との間で図書の閲覧のために差し出すもの。料金はゆうメールの基本運賃の約半額となります。

### ◇心身障がい者団体が発行する第三種郵便物

心身障がい者団体が発行する低料第三種郵便物を内容とするもの。

毎月3回以上発行する新聞紙は、50gまでは8円、50gを超え1kgまでは50gを増すごとに3円増の料金となります。

上記以外のものは50gまで15円、50gを超え1kgまでは50gを増すごとに5円増の料金となります。

◆申 込 先…酒田郵便局(Tel. 22-0180)

## ふれあい案内（電話番号無料案内）

次の方はNTTの電話番号案内を無料で利用できます。

### ◇対 象

①身体障害者手帳の交付を受けた方で、以下の条件に当てはまる方

- ・視覚障がい1～6級
- ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級の方
- ・聴覚障がい2～4級、6級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3～4級

②療育手帳の交付を受けた方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

④戦傷病者手帳をお持ちの方で以下の条件に当てはまる方

- ・視力の障がい（特別項症～第6項症）
- ・上肢の障がい（特別項症～第2項症）の方
- ・聴覚障がい（第2項症、第4項症）
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい（第1項症、第2項症、第4項症）

◆問合および申込先…フリーダイヤル(Tel. 0120-104174) (Fax 0120-104134)  
9:00～17:00

## 8. 相談窓口

～次の窓口で障がい（児）者の相談を受け付けています～



### 酒田市福祉事務所（市健康福祉部）

障がい（児）者福祉の総合窓口として、日常生活や更生、施設入所などの相談に応じています。

◇業務内容

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関すること
- ②障がい福祉サービス（ホームヘルプ、短期入所、施設への入所・通所、自立訓練など）に関すること
- ③自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関すること
- ④補装具費（車椅子、杖、義手、義足、補聴器など）の支給に関すること
- ⑤地域生活支援事業（手話奉仕員の派遣、日常生活用具の給付、移動支援（ガイドヘルプ）、日中一時支援など）に関すること
- ⑥住宅福祉機器（手すりの設置、段差解消スロープの設置、洋式便器等への交換、介護機器、シルバーカーの購入等）の助成に関すること
- ⑦特別障害者手当、特別児童扶養手当等各種手当に関すること
- ⑧身体障がい者の自動車運転免許の取得、自動車改造費の助成に関すること
- ⑨障がい者ほっとふくし券、障がい児ほっとふくし券の交付に関すること
- ⑩地域活動支援センターに関すること
- ⑪身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者の交通機関料金の割引に関すること

◆問 合 先…地域福祉課障がい福祉係 (Tel 26-5733) (Fax 23-2258)  
又は各総合支所市民福祉係

### 酒田市障がい者基幹相談支援センター

障がいのある方や、そのご家族、支援者の方の相談窓口です。住み慣れた地域で安心して生活できるように、専門の資格を持った職員がさまざまな困りごと、心配ごとなどの相談に応じて支援します。

◆地域福祉課（障がい者基幹相談支援センター）障がい福祉係 (Tel 43-6125) (Fax 23-2258)

### 酒田市地域生活支援拠点事業

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支えるサービス提供を整備したものです。地域の複数の機関が分担して面的な支援を行います。

◇内容 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の場・機会の提供など（事前に登録が必要となります）

◆地域福祉課障がい福祉係 (Tel 26-5733) (Fax 23-2258)

### 酒田市福祉総合相談窓口

福祉に関する困りごとや相談の窓口です。どこに相談してよいかわからない方や複数の問題をかかえる方などの相談をお聞きし、関係機関と連携して支援します。

◆地域福祉課福祉総合相談係 (Tel 26-5731) (Fax 26-5796)

## 酒田市障がい者虐待防止センター

虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者の負担の軽減などにより障がい者の権利を守ります。

- ◇身体的虐待 . . . . . たたく、つねる、ベッドに縛りつけて拘束するなど
  - ◇介護や世話の放棄・放任 . . . 食事を十分に与えない、不衛生な環境で生活させるなど
  - ◇心理的虐待 . . . . . 怒鳴る、無視するなどの精神的苦痛を与えるなど
  - ◇経済的虐待 . . . . . 必要なお金を渡さない、本人のお金を意思に反し使うなど
  - ◇性的虐待 . . . . . 性的な嫌がらせをする、本人の前でわいせつな言葉を発するなど
- 虐待を受けている障がい者を発見したら、速やかに下記へ通報してください。

◆問合先…【月曜日～金曜日の午前8時30～午後5時15分（休日を除く）】

地域福祉課障がい福祉係(Tel 0234-26-5733) (Fax 23-2258)

【夜間休日など】

酒田市役所守衛室(Tel 0234-22-5111)

## 酒田市こども家庭センターぎゅっと

◇こども家庭係

- ①母子健康手帳の交付、赤ちゃんを迎える準備や産後のママやご家族の相談、子育て支援サービス等の紹介。
- ②こどもと家族の心配ごとや不安なこと、児童虐待、ひとり親家庭や DV、ヤングケアラーなどの相談対応。

◆問 合 先…こども未来課（こども家庭センター）こども家庭係 (Tel 24-0981、26-4199)

◇発達支援係

こどもの発達に関する相談やその他の情緒的、精神的、知的な面で不安や悩み、生活や学習面で難しさがあるなどの方に対し、各関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うための相談を行っています。

◆問 合 先…こども未来課（こども家庭センター）発達支援係(Tel 26-6258) (Fax 23-2258)

## 山形県知的障がい者更生相談所庄内支所（庄内児童相談所）

知的障がい児者に関する相談を受けるとともに、専門的総合更生的判定、助言を行います。

◆鶴岡市道形町 49-6(Tel 0235-22-0790) (Fax 0235-22-2534)

## 山形県立こども医療療育センター庄内支所

庄内地域の障がい児者療育の施設として相談、診療、訓練業務を行っています。

◆鶴岡市道形町 49-21（庄内児童相談所隣接地）(Tel 0235-23-4584) (Fax 0235-23-4595)

## 山形県身体障がい者更生相談所(山形県福祉相談センター)

身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに補装具（車いす、義手義足、補聴器など）の要否、適合判定その他更生援護についての相談、指導を行います。電動車いす、骨格構造義肢の要否、適合判定については日本海総合病院の来所相談が必要となります。また、年3回程、市身体障害者福祉センターにて巡回相談（肢体と聴覚のみ）があります。詳しい日程についてはお問合せください。

◆山形市十日町 1-6-6（山形県保健福祉センター内）(Tel 023-627-1197) (Fax 023-627-1114)

## 【健康・保健についての相談】

### 酒田市民健康センター（市健康課）

母子・成人・高齢者の健康相談を随時行っております。そのほか、月 1 回程度「専門医師等によるこころの健康相談」を行います。

- ◇業務内容…①母子及び成人の保健指導、乳幼児及び成人健康診査、健康相談、  
②心身に障がいがある児童の育児相談、③精神保健相談、④栄養改善事業、  
⑤健康づくり事業など

◆問 合 先…酒田市民健康センター 酒田市船場町 2-1-30 (Tel 24-5733) (Fax 24-5778)  
又は各総合支所市民福祉係

### 庄内総合支庁地域保健福祉課・こども家庭支援課[庄内保健所]

健康やこころの悩みに関する相談、難病の方などの医療費に対する公費負担助成の申請受付を行っています。

- ◇相 談…①こころの健康相談、精神保健福祉相談、ひきこもり相談（地域保健福祉課）  
②女性の健康相談、思春期保健相談（こども家庭支援課）

◇医療費の公費助成

様々な病気への公費助成がありますので、詳しくはP15の「3. 医療」をご覧ください。

◆問 合 先…三川町大字横山字袖東 19-1（庄内総合支庁）  
地域保健福祉課(Tel 0235-66-4931)、こども家庭支援課（Tel 0235-66-5653）

### 心の健康相談

こころの悩み、思春期に関すること、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）など、精神保健全般に関する相談を行っています。

◆問 合 先

- ・山形県精神保健福祉センター  
山形市小白川町 2 丁目 3-30 (Tel 023-624-1217) (Fax 023-624-1656)
- ・『心の健康相談ダイヤル』  
専用Tel 023-631-7060 受付時間…9 時～12 時及び 13 時～17 時（祝日及び年末年始を除く）
- ・『心の健康インターネット相談』  
随時受付「山形 心の健康インターネット相談」で検索

## 医療情報ネットワーク「ちょうかいネット」

「ちょうかいネット」は、庄内地域の医療施設・介護事業所等が個人情報保護機能の万全なインターネット回線により診療情報を共有するシステムです。

薬の処方、検査の結果などを異なる施設で共有することにより、一貫した医療を受けることが可能になります。また、薬や検査の重複を防ぐことや、安全で安心な医療及び介護サービスを受けることが可能になります。

◇手 続…「ちょうかいネット」ホームページから登録できます。

<http://www.nihonkai-hos.jp/choukai-net/>

◇費 用…無料

◆問 合 先…庄内医療情報ネットワーク協議会事務局

酒田地区：0234-26-5112（日本海総合病院内）

鶴岡地区：0235-26-5115（市立荘内病院内）

## 【その他の各種相談窓口】

### 酒田市国保年金課

国民年金加入者の障害基礎年金に関する相談を行っています。また、国民健康保険加入者の治療用装具等の療養費支給及び高額療養費支給などを行っています。

◆国民年金係(Tel 26-5728)、国保係(Tel 26-5727)又は各総合支所市民福祉係

### 鶴岡年金事務所

障害基礎年金・障害厚生年金の相談を行っています。年金事務所の窓口で年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望する方は、予約相談をご利用ください。

◆鶴岡年金事務所 鶴岡市錦町 21-12(Tel 0235-23-5040)

◆予約相談受付「ねんきんダイヤル」(Tel 0570-05-1165)

### 街角の年金相談センター酒田

障害基礎年金・障害厚生年金の相談を行っています。(平日は午前9時00分～午後5時15分、  
週初めの開所日は午後7時まで延長、毎月第2土曜日は午前10時00分～午後4時まで休日開所)

◆酒田市中町 1-13-8

「街角の年金相談センター酒田」は予約専用となっておりますので、専用ダイヤル0570-05-4890にてご予約のうえ来所をお願いします。

### 酒田市身体障害者福祉センター

身体障がい者について各種相談を行うとともに、自立や生きがいを高めることを目的に、書道、パソコン、手芸、詩吟、軽スポーツ教室などを行っています。また、障がい者団体等には無料で会議室の貸出を行っています。

◆酒田市北今町 3-8(Tel・Fax 26-3715)

### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、高齢者や障がいを持つ方、生活に困っている方の相談や支援にあたる地域の協力者で、厚生労働大臣から委嘱されています。

各地域毎に担当民生委員がいますので、直接ご相談ください。担当民生委員についての問い合わせは下記へ。

◆問 合 先…地域福祉課福祉総合相談係(Tel 26-5424)又は各総合支所市民福祉係

## 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体障がい者、知的障がい者の相談と助言を行う民間の協力者で酒田市から委嘱されています。直接電話でご相談ください。

身体障がい者相談員名簿

|    | 氏 名    | 電話番号          |
|----|--------|---------------|
| 1  | 佐藤 健治  | 31-3317       |
| 2  | 齋藤 智恵子 | 31-3430       |
| 3  | 池田 智恵子 | 22-4441       |
| 4  | 斎藤 茂   | 75-3953       |
| 5  | 木村 邦雄  | 080-5576-7268 |
| 6  | 早坂 広由喜 | 080-2811-7428 |
| 7  | 齋藤 文昭  | 090-4043-6207 |
| 8  | 三ツ澤 幸  | FAX62-3308    |
| 9  | 荒生 令悦  | 64-2564       |
| 10 | 石崎 敬子  | 52-3274       |
| 11 | 佐藤 貞子  | 080-1838-2325 |

知的障がい者相談員名簿

|   | 氏 名   | 電話番号    |
|---|-------|---------|
| 1 | 小山 啓子 | 33-9627 |
| 2 | 舟越 眞  | 22-0225 |
| 3 | 菅井 郁子 | 24-8122 |
| 4 | 横山 和子 | 22-2795 |
| 5 | 櫻田 常夫 | 62-2861 |
| 6 | 村上 薫  | 64-4645 |

### ◆相談員に関する問合せ先

地域福祉課障がい福祉係(TEL 26-5733)  
又は各総合支所市民福祉係

## 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で安心した生活が継続できるように、保健・福祉・介護の各専門職が、「介護予防ケアマネジメント」「高齢者総合相談」「権利擁護」「ケアマネジメント支援」などの業務を行っています。地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに10箇所の法人に委託し設置されています。

### ◆問 合 先…高齢者支援課地域包括支援係(TEL 26-5755)又は各総合支所市民福祉係

| 名 称   | 担当地域(小学校区)         | 所 在 地          | 電 話     |
|-------|--------------------|----------------|---------|
| なかまち  | 琢成、松陵、西荒瀬          | 酒田市中町3-5-23    | 23-5591 |
| にいだ   | 浜田、若浜、飛島           | 酒田市新橋2-1-19    | 22-2640 |
| ひがし   | 平田(東平田、中平田、北平田)    | 酒田市関字向126-2    | 94-2470 |
| はくちょう | 亀ヶ崎、松原             | 酒田市緑町13-38     | 21-0818 |
| あけぼの  | 富士見、泉              | 酒田市曙町2-26-1    | 26-7789 |
| かわみなみ | 浜中、黒森、十坂、宮野浦、新堀、広野 | 酒田市黒森字葎葉山54-10 | 92-3451 |
| ほくぶ   | 鳥海                 | 酒田市本楯字地正免22-3  | 28-2002 |
| やわた   | 一條、八幡              | 酒田市市条字荒瀬115    | 64-3777 |
| まつやま  | 松山                 | 酒田市字山田32-1     | 61-4033 |
| ひらた   | 南平田                | 酒田市檜橋字大柳1-16   | 52-3895 |

## 社会的包括サポートセンター よりそいホットライン

どんな人の、そんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を24時間電話料無料にて、電話相談の専門員がお待ちしております。※秘密は守られます。

◆よりそいホットライン(Tel 0120-279-338) (Fax 03-3868-3811)

## 生活自立支援センターさかた

仕事や生活などでお困りの方を専門スタッフが親身に支援いたします。問題解決に向けて一緒に考え支援します。お気軽にご相談ください。秘密厳守、電話、メール、訪問相談可能。相談無料。

(ただし生活保護受給世帯は対象外)

\*月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝日・年末年始は除きます。)

◆酒田市新橋二丁目1番地の19 酒田地域福祉センター内

社会福祉法人社会福祉協議会(Tel 25-0350) (Fax 24-6299)

(Eメール jiritsu@sakata-shakyo.or.jp)

## 庄内保健所(ひきこもり相談)

保健師による相談支援の窓口です。

相談日時: 毎月第4火曜日の午後

(1時間あたり1人の相談となりますので、事前に予約が必要です。)

◆三川町大字横山字袖東19番地の1 庄内総合支庁内(Tel 0235-66-4931)

## 自立支援センター巣立ち(ひきこもり相談支援窓口)

ひきこもり支援コーディネーターが対応します。お気軽にご相談ください。

電話相談日時: 月・火・木・金曜日の午前9時から12時まで、午後1時から午後5時まで

来所相談日時: 月・火・木・金曜日の午前9時から12時まで(事前に予約が必要です。)

◆山形市小白川町二丁目2番30号 山形県精神保健福祉センター内(Tel 023-631-7141 相談専用)



## 9. 雇用促進と職業訓練

～仕事をお探しの方、技術を身につけたい方などのために～

### 酒田公共職業安定所（ハローワーク）

就職を希望している障がい者に対し障がいの種類・程度に応じたきめ細かな職業相談や職業紹介を行い、就職後の職場定着指導まで一貫したサービスを行っています。

◆酒田市上安町 1-6-6 (Tel 27-3111) (Fax 27-3575)

### 庄内障害者就業・生活支援センター（かでる）

雇用、福祉、教育等の関係機関の方たちと協力しながら、障がいのある方が働いたり、生活していくための相談・助言・職場実習のあっせん・職場定着支援等をするところです。

◇対象…障がいのある方（知的障がい、身体障がい、精神障がい）、家族、事業主など

◆酒田市北新橋 1-1-18 (Tel・Fax 24-1236) (Email : aozora3@ysj.or.jp)

### トータル・ジョブサポート酒田

県とハローワーク酒田が共同して、45歳未満の若年者、生活困窮者又は東日本大震災による県内への避難者を対象とし、就職を支援するところです。

◆酒田市中町 1-4-10 酒田市中町庁舎 2 階 (Tel 21-0810) (Fax 24-6612)

### 山形障害者職業センター

公共職業安定所等との密接な連携のもとに障がい者に対する職業評価、職業準備支援（就職を目指してのトレーニング）、ジョブコーチ支援事業・職場定着指導などのサービスを行っています。その他、事業主や関係機関からの相談にも応じています。

◆山形市小白川町 2-3-68 (Tel 023-624-2102) (Fax 023-624-2179)

### 障害者職業能力開発校

障がい者の能力に適合した職業訓練を行い、必要な技能を習得させることにより就職を容易にし、社会的自立を図ることを目的に国が全国13か所に設立している障がい者専門の職業能力開発校です。

◇対象…職業訓練に必要な学力等を有すると認められる身体障がい者、知的障がい者

◆問合先…酒田公共職業安定所 酒田市上安町 1-6-6 (Tel 27-3111) (Fax 27-3582)

### 庄内職業能力開発センター

障がいのある方が就労を希望する分野の実践能力を高めるため、受入企業の中で実作業を行う職業訓練「インターンシップ」を提供しています。

◇対象…ハローワークに求職の申し込みをしている障がいのある方

◆酒田市京田 3-57-4 (Tel 31-2700) (Fax 31-2710)

## 10. 障がい者福祉団体など

### 【当事者団体など】



#### 酒田市障がい者福祉会

身体障害者手帳を交付された方たちの親睦と自立更生を目的に設立された団体で、昭和30年6月に発足し、現在約250名の会員となっています。当法人は、酒田市から委託を受けて、酒田市身体障害者福祉センターの管理（指定管理者）をはじめ、地域活動支援センター事業、車いす利用者の送迎サービス等を行っています。

◆酒田市北今町3-8 TEL・Fax 26-3715

#### 八幡身体障害者更生会

旧八幡町内の身体障害者手帳所持者の団体です。会員相互の親睦・交流を深めるため、また積極的な社会参加を目指し、友愛訪問活動や更生会便りの発行、県会報の配布、各種スポーツ大会への参加や交流会の開催等の事業を行っています。

◆TEL 64-3765

#### 平田身体障害者福祉協会

旧平田町内の身体障害者手帳所持者の団体です。月1回の交流あいあいサロンでは、軽スポーツやレクレーションを通して仲間作りを行っています。慶弔事業や少額貸付もあります。

◆TEL 52-2260

#### 酒田市視覚障害者福祉協会

酒田市内の視覚障がい者で構成されている団体です。視察、研修などの事業のほか、年間を通して盲人卓球を行っています。

◆TEL 52-2871（会長自宅）

#### 酒田市聴覚障がい者協会

酒田市内の聴力障がい者で構成されている団体です。日曜教室、文化講演会等の事業を行っています。

◆Fax 23-4560

#### 酒田市手をつなぐ育成会

知的障がい（児）者をもつ保護者の団体です。知的障がい（児）者の福祉の増進のために活動しています。

◆TEL 33-9627

#### 八幡手をつなぐ育成会

旧八幡町内の知的障がい（児）者をもつ保護者の団体です。各種大会への参加や交流会の参加・開催等を通し、知的障がい児（者）の福祉の増進のために活動しています。

## 松山・平田手をつなぐ育成会

旧松山町・旧平田町内の知的障がい（児）者をもつ保護者の団体です。各種大会への参加や交流会の参加・開催等を通し、知的障がい児（者）の福祉の増進のために活動しています。

## 山形県盲ろう者友の会

盲ろう者とその家族、通訳・介助者が一緒に活動している山形県唯一の団体です。年に4、5回、会員が集まってフライングディスク、料理教室などの交流会を実施したり、各地区で学習会を開催しています。◆TEL 023-666-7616

## 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会

脊髄損傷者や車いす使用者、および重度障害者が必要としている情報や福祉制度、医療問題について情報提供などを行っている団体です。

◆TEL 080-1801-7670

## 【ボランティア】

### ボラポートさかた（酒田市ボランティア・公益活動センター）

ボラポートさかたでは、ボランティア・市民活動についての相談をお受けしています。

◆交流ひろば内 TEL 43-8165、Fax 26-5617、Email : [volunteer@sakata-shakyo.or.jp](mailto:volunteer@sakata-shakyo.or.jp)

### 特定非営利活動法人「あらた」

障がい者・高齢者・乳幼児がともに育ち合う活動をしているNPO法人で、福祉マップづくり、相談ガイドブック作成・精神保健ボランティア・障がい者サポートセンターあらたの運営などを行っています

◆TEL 25-8380 Fax 25-8385

### 風っこの会

障がい者が中心となって結成された人形劇団です。人形劇を通し 身障者、一般・高校生との交流をはじめ、福祉施設や地域での行事などで人形劇の講演を行うなどボランティアとして活躍しています。こうした活動が高く評価され、平成2年には厚生大臣表彰を受けました。

◆問 合 先…穴戸 喜美子(TEL・Fax 33-6540)

### 点訳ボランティア「はまなす」

点字・点訳の勉強会、福祉関係資料や一般図書の点訳、各種社会福祉活動への参加・協力を行っています。

◆問 合 先…山木 隆治(TEL・Fax 23-4188)

## 要約筆記「ばんけの会」

“字が話す 目が聴く” 聞えにくい方々に話（音声）を書いて（文字）伝えます。

◆問 合 先…菊池 みつ子 (Tel・Fax 52-3605)

## 音声訳ボランティア「風と光と」

音声訳の勉強会、福祉関係資料や一般図書の音声訳、各種福祉活動への参加・協力を行っています。

◆問 合 先…代表 小松 京子 (Tel・Fax 31-3614)

## 【その他】

### 障がい者スポーツ大会

身体障がい者の軽スポーツ普及のため、軽スポーツ大会や酒田市障がい者スポーツ大会を開催しています。また、山形県障がい者スポーツ大会では全国障がい者大会、パラリンピックにつながる障がい者スポーツの普及を行っています。

◆問 合 先…山形県障がい者スポーツ協会 (Tel 023-686-4084) 酒田市障がい者福祉会 (Tel 26-3715)

### 山形県視覚障がい者情報センター（旧点字図書館）

視覚障がい者情報センターは視覚に障がいをお持ちのかたは活字による読書が困難なかたへの情報提供施設です。機器の体験や相談のほか、点字図書、録音図書を借りることが出来ます。

◆問 合 先…山形県視覚障がい者情報センター 山形市十日町 1-6-6 (Tel 023-631-5930) (Fax 023-627-1118)

### 在宅心身障がい児者保養訓練センター「まつかぜ荘」

在宅で心身に障がいをもつ方及びその家族のための保養訓練、交流できる施設です。宿泊、休憩、会食、研修等で利用できる施設です。在宅で心身に障がいをもつ方及びその家族の方が利用できます。

◆問 合 先…東置賜郡川西町大字下小松字下山 2045-20 (Tel 0238-42-5157) (Fax 0238-42-5158)

## 1 1. 高齢者等福祉サービス



### 個別避難計画

災害時の避難の際に支援が必要な高齢者や障がいを持つ方の個別避難計画を整備し、災害時の安否確認や避難誘導等の支援活動に活用するものです。

◇内 容…災害が発生した場合に、支援者が個別避難計画に登録した要支援者の安否確認や避難誘導の手助けを行います。

◇対 象…在宅の高齢者や障がいを持つ方などで災害時の避難に支援が必要な方

◆申 込 先…登録を希望する方は、自治会にお申し込みください。登録にはコミュニティ振興会、自治会、民生委員・児童委員、酒田市社会福祉協議会、地域包括支援センター、支援者などへ登録内容を提供することに同意が必要です。

◆問 合 先…地域福祉課福祉総合相談係(Tel 26-5424)

※この事業は地域の支え合いによって行われるものです。支援者に責任が生じるものではないことをご了承ください。また、所属する自治会で登録を行っていない場合は、市地域福祉課へご相談ください。

### 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等で判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用に際し、費用負担が困難な方に対して、経費の一部又は全部を助成します。

◇助成内容…①鑑定費用 ②成年後見人・保佐人・補助人に対する報酬

◆申 込 先…地域福祉課福祉総合相談係(Tel 26-5731)

### 救急安心カード

急病など緊急時に備えて、かかりつけの病院（医院）や緊急時連絡先を記入したカードを容器に入れてご自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。容器のふたと側面にステッカーを貼り、冷蔵庫にもステッカーを貼ります。救急搬送等の緊急時以外は、個人情報を使用されません。

◇内 容…対象者に救急安心カード、ステッカー、収納容器を配付します。

◇対 象…①一人暮らしの方（世帯）

※家族が出張等で不在がちで、実質的に一人暮らしの状態にある方を含む

②ひとり親世帯（父又は母と18歳未満の子で構成される世帯）

③高齢者・障がい者のみで構成される世帯

④現役世代と同居している高齢者・障がい者で、日中一人になる時間が長い方（世帯）

※配付対象者以外の世帯で希望される場合は、カードとステッカーのデザインを市ホームページからダウンロードすることができます。

◆問 合 先…地域福祉課福祉総合相談係(Tel 26-5731)

## やさしいまちづくり除雪援助事業

- ◇援助内容…①地域のボランティアによる玄関から道路までの生活通路の除雪、ボランティアが見つからない場合、派遣事業所から除雪援助員を派遣  
②現に居住している住宅の雪下ろしにかかる費用の一部を助成
- ◇対 象…①市内に住所を有する在宅の単身高齢者、高齢者夫婦世帯、身体障がい者世帯等で、心身の状況等により自ら除雪等を行うことが困難な、親類等の援助も期待できない世帯  
②①と同様の理由により、自ら住居の雪下ろしが困難な世帯のうち、当該年度の住民税が非課税かつ生活保護法による被保護者でない世帯
- ◇自己負担…①除雪援助員を派遣した場合30分以内160円、30分を超えて1時間以内320円
- ◇補 助 額…②雪下ろしにかかった費用の1/2以内とし、25,000円を上限
- ◆申 込 先…①お住まいの担当民生委員  
②地域福祉課福祉総合相談係(Tel26-5731)、各総合支所市民福祉係へ直接、又はお近くの担当民生委員を通じてお申込みください。

## 在宅安心相談コール事業

- 緊急通報システム（装置）を利用することにより、突発的に生命に危険な症状が発生する持病等を持つ一人暮らしの高齢者が抱えている健康上の不安を軽減するとともに、緊急時に迅速かつ適切な対応をとることが出来ます。
- ◇援助内容…緊急通報システム（装置）をご自宅に設置し、緊急通報対応や健康相談を行います。
  - ◇対 象…在宅で一人暮らしをしている高齢者で、身体虚弱や病気などにより、緊急時の対応に不安がある方
  - ◇自己負担…固定型機器：市民税課税世帯 月額700円/市民税非課税世帯 月額350円  
携帯型機器：市民税課税世帯 月額1400円/市民税非課税世帯 月額700円
  - ◆申 込 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel26-5780)

## ほっとふくし券事業（一般用）

- 在宅で介護を必要とする方に対し、「ほっとふくし券」を交付いたします。各種在宅福祉サービスに使用できます。
- ◇対 象…要支援1以上と認定され、在宅で介護を受けており、前年度の市民税が世帯全員非課税の方  
※市税等滞納者及び生活保護受給者を除く
  - ◇交 付 額…要介護度により、年10,000円～30,000円  
(※10月以降に申し込まれた方は、上記金額のおおむね半額になります。)
  - ◇内 容…タクシー運賃、乗合バスの回数券購入、デマンドタクシー使用料、定期航路の個人旅客運賃、配食サービス、防災ラジオの購入、有償ヘルパーの利用料金（酒田市実施事業除く）、リハビリパンツ・尿取りパッド・尿漏れパッド・介護用防水消臭シート（使い捨てタイプに限る）・介護用使い捨て手袋・おしりふき・からだふきの購入
  - ※注) 障がい者ほっとふくし券と重複しての交付はできません。
  - ◆申 込 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel 26-5780)又は各総合支所市民福祉係

## 在宅紙おむつ券事業

- ◇対 象…要介護 3 以上の認定を受け、本人の市民税が非課税であり、認定調査票の障害者高齢者の日常生活自立度が B 以上または認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上であり、認定調査票の「排尿」または「排便」の項目が「見守り等」、「一部介助」もしくは「全介助」の方  
※介護保険料滞納者及び生活保護受給者を除く
- ◇交 付 額…前年度の介護保険料段階及び申請月分より月額 3,000 円又は 7,000 円
- ◇内 容…紙おむつ、リハビリパンツ、尿取りパッド、尿漏れパッド、介護用防水消臭シート（使い捨てタイプに限る）、特殊尿器用尿取りパッドの購入
- ◇手 続…介護保険証をご準備のうえ、高齢者支援課又は各総合支所にお申し込みください。なお、地域包括支援センター、市内事業所の介護支援専門員、民生委員による代理申請もできます。  
（一般用・在宅紙おむつ券共通）
- ◇支給方法…交付額分の利用券を申請者にお渡しします。（一般用・在宅紙おむつ券共通）
- ◆申 込 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel 26-5780)又は各総合支所市民福祉係

## ほっとふくし券事業（寝具洗濯乾燥消毒サービス専用）

寝具の衛生管理が困難な高齢者等が、普段使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒を、市に登録した事業者で利用する際に、助成券を交付します。

- ◇対 象…寝具の衛生管理が困難な高齢者のみの世帯で、要支援 1 以上と認定され、在宅で介護を受けており、前年度の市民税が本人非課税の方 ※市税等滞納者及び生活保護受給者を除く
- ◇助成内容…1,000 円分の助成券を年間 5 枚
- ◆申 込 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel 26-5780)又は各総合支所市民福祉係

## ほっとふくし券事業（訪問理容・美容サービス専用）

理容所又は美容所に行くことができない高齢者等が自宅において、市に登録した理容師又は美容師から理容又は美容を受ける際の出張費用を助成します。

- ◇対 象…要介護 1 以上と認定され、在宅で介護を受けており、前年度の市民税が本人非課税の方  
※市税等滞納者及び生活保護受給者を除く
- ◇助成内容…1 回あたり 1,000 円分の助成券を年間 5 枚
- ◆申 込 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel 26-5780)又は各総合支所市民福祉係

## ほっとふくし券事業（ストレッチャー車専用）

病院等の通院、入院及び退院時にストレッチャー車両が必要な方で次の条件を満たす方へ助成券を交付します。

- ◇対 象…要介護 4 又は 5 と認定され、在宅で介護を受けており、座位を保つことができず、通院及び入退院にストレッチャー車両が必要で前年度の市民税が本人非課税の方 ※市税等滞納者及び生活保護受給者を除く
- ◇助成内容…乗車料金のうち、ストレッチャー加算相当部分に使用できる 1,000 円分の助成券を年間 24 枚（片道 1 回につき 2 枚まで使用可）  
（※10月1日以降に申請のあった方については12枚となります。）
- ◆申 込 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel 26-5780)又は各総合支所市民福祉係

## 鍼・灸・マッサージ等利用助成事業

高齢者の健康保持と心身の安らぎを図るため鍼・灸・マッサージ等の施術費の一部を助成します。

◇対 象…市内に住所を有する72歳以上の方（年度中に72歳になる方も含みます）

◇助成内容…1回あたり1,000円の助成券を年間6枚

（※10月1日以降に申請のあった方については3枚となります。）

◆申込方法…利用される方のマイナンバーカード、資格確認書等をご持参のうえ、本人または家族が直接お申し込みください。

◆申 込 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel 26-5780)又は各総合支所市民福祉係

## 敬老寿賀事業

高齢者の方の長寿を祝うことにより、今後の生活の励みにしていただくものです。

◇敬老記念品の贈呈…米寿（88歳）と長寿（100歳以上）の方に、賀詞等を贈呈します。

（年齢は数え年です。）

◆問 合 先…高齢者支援課高齢者支援係(Tel 26-5780)

## 養護老人ホーム

◇助成内容…以下の対象の方に対し、施設において生活に必要な各種サービスを提供します。

◇対 象…おおむね65歳以上の方で、家族又は住居の状況及び経済的事情などの理由のため、居宅での生活を継続することが困難な方

◇利用できる施設…かたばみの家（酒田市北千日堂前字松境 16）

◇利用者負担…対象となる方及び対象となる方の扶養義務者の収入に応じて決定されます。

◆申 込 先…高齢者支援課地域包括支援係 (Tel 26-5755)

## 【参考資料】

### 補装具の支給に係る負担額

◇利用者の負担上限月額

| 区分         | 対象となる世帯                  | 上限額（月額）   |
|------------|--------------------------|-----------|
| 生活保護・低所得世帯 | 生活保護世帯及び市民税非課税世帯         | 0円        |
| 一般         | 市民税課税世帯                  | 37,200円   |
| 一定所得以上     | 市民税課税世帯で市民税額（所得割）が46万円以上 | 補装具支給の対象外 |

※平成24年4月より、障がい福祉サービス費との合算になります。

※所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。（平成20年7月～）

| 種別         | 対象となる世帯の範囲        |
|------------|-------------------|
| 18歳以上の障がい者 | 障がい者の方とその配偶者      |
| 障がい児       | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

### 日常生活用具給付等事業に係る負担額

◇利用者の負担上限月額

| 区分   | 対象となる世帯                            | 上限額（月額） |
|------|------------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護世帯                             | 0円      |
| 低所得1 | 市民税非課税世帯で障がい者ご本人又は保護者の年収が80万円以下の方  | 15,000円 |
| 低所得2 | 市民税非課税世帯で障がい者ご本人又は保護者の年収が80万円を超える方 | 24,600円 |
| 一般   | 市民税課税世帯                            | 37,200円 |

### 日常生活用具一覧

| 種 目       |       | 基準額       | 対 象 者                                                                                                                                                                                                     | 耐用年数等 |
|-----------|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台  | 154,000 円 | 下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に規定する特殊の疾病による障がいの程度が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣省告示第 7 号）に規定する程度にある者（以下「難病患者等」という。）については、寝たきりの状態にある者。 | 8 年   |
|           | 特殊マット | 19,600 円  | 下肢機能障がい又は体幹機能障がい 1 級(常時介護を要する者に限る。)の者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者。                                                                                                                                             | 5 年   |
|           | 特殊尿器  | 67,000 円  | 下肢機能障がい又は体幹機能障がい 1 級（常時介護を要する者に限る。）の者。難病患者等については、自力で排尿できない者。                                                                                                                                              | 5 年   |

| 種 目       |                     | 基準額                                                                             | 対 象 者                                                                                                           |  | 耐用年数等 |
|-----------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 入浴担架                | 82,400 円                                                                        | 下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の者。                                                              |  | 5年    |
|           | 体位変換器               | 15,000 円                                                                        | 下肢機能又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者。                                       |  | 5年    |
|           | 移動用リフト              | 159,000 円                                                                       | 下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者。難病患者等については、下肢機能又は体幹機能に障がい有する者。                                                           |  | 4年    |
|           | 訓練用いす               | 33,100 円                                                                        | 下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上であって原則として3歳以上18歳未満の者。                                                                       |  | 5年    |
|           | 訓練用ベッド              | 159,200 円                                                                       | 下肢機能又は体幹機能障がい2級以上であって原則として学齢児以上18歳未満の者。難病患者等については、下肢又は体幹機能に障がい有する者。                                             |  | 8年    |
| 自立生活支援用具  | 入浴補助用具              | 90,000 円                                                                        | 下肢機能又は体幹機能に障がい有する者であって、入浴に介助を必要とする者。難病患者等については、入浴に介助を要するもの。                                                     |  | 8年    |
|           | 便器                  | 4,450 円<br>※5,400 円<br>※便器に手すりをつけた場合                                            | 下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者。難病患者等については、常時介護を要する者。ただし、便器に手すりをつけた場合は難病患者等に限る。                                          |  | 8年    |
|           | 頭部保護帽               | A 15,656 円<br>(スポンジ及び革を主材料としているもの)<br>B 37,852 円<br>(スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの) | 平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がい有する者。                                                                                     |  | 3年    |
|           | 歩行補助つえ<br>(1 本つえ)   | A 2,310 円 (木製)<br>B 3,150 円 (軽金属製)                                              | 平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がい有する者。                                                                                     |  | 3年    |
|           | 移動・移乗支援用具           | 60,000 円                                                                        | 平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がい有する者であって家庭内の移動等において介助を必要とする者。難病患者等については、下肢が不自由な者。                                         |  | 8年    |
|           | 特殊便器                | 151,200 円                                                                       | 上肢機能障がい2級以上の者。難病患者等については、上肢機能に障がい有する者。                                                                          |  | 8年    |
|           | 火災警報器               | 15,500 円                                                                        | 障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）の者。<br>＜ひとり暮らしの世帯(身体2級以上、障がい者のみの世帯(身体2級以上＋精神及び療育手帳をお持ちの方々)＞ |  | 8年    |
|           | 自動消火器               | 28,700 円                                                                        | 障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者。難病患者等については、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。           |  | 8年    |
|           | 電磁調理器               | 41,000 円                                                                        | 視覚障がい2級以上の者。(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)                                                                             |  | 6年    |
|           | 歩行時間延長信号機<br>用小型送信機 | 7,000 円                                                                         | 視覚障がい2級以上の者。                                                                                                    |  | 10年   |
|           | 聴覚障がい者用屋内<br>信号装置   | 87,400 円                                                                        | 聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の者。<br>＜ひとり暮らしの世帯（聴覚2級）、障がい者のみの世帯（聴覚2級＋身体、精神及び療育手帳をお持ちの方々）＞       |  | 10年   |

| 種 目         |                         | 基準額                                            | 対 象 者                                                                                                    | 耐用年数等 |
|-------------|-------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 在宅療養等支援用具   | 透析液加温器                  | 51,500 円                                       | じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流式（CAPD）による透析療法を行う者。                                                              | 5年    |
|             | ネブライザー（吸入器）             | 36,000 円                                       | 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの（対象者以外の方は医師の意見書が必要となります）。難病患者等については、呼吸器機能に障がい有する者。                | 5年    |
|             | 電気式たん吸引器                | 56,400 円                                       | 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの（対象者以外の方は医師の意見書が必要となります）。難病患者等については、呼吸器機能に障がい有する者。                | 5年    |
|             | 人工呼吸器等用自家発電機・外部バッテリー    | 100,000 円                                      | 呼吸器機能障がい 3 級以上若しくは同程度の身体障がい者であって必要と認められるもの又は呼吸器機能に障がい有する難病患者等であって、人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの | 5年    |
|             | 酸素ボンベ運搬車                | 17,000 円                                       | 医療保険における在宅酸素療法を行う者。                                                                                      | 10年   |
|             | 視覚障がい者用体温計(音声式)         | 9,000 円                                        | 視覚障がい2級以上の者。                                                                                             | 5年    |
|             | 視覚障がい者体重計               | 18,000 円                                       | 視覚障がい2級以上の者。<br>（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）                                                                  | 5年    |
|             | 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ） | 157,500 円                                      | 難病患者等については、人工呼吸器の装着が必要な者。                                                                                | 5年    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置               | 98,800 円                                       | 音声機能障がい者若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がい有するもの。                                                      | 5年    |
|             | 情報・通信支援用具               | 100,000 円                                      | 上肢機能障がい者又は視覚障がい者。<br>〈障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器〉                                                            | 6年    |
|             | 点字ディスプレイ                | 383,500 円                                      | 視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）の身体障がい者であって、必要と認められるもの。                                    | 6年    |
|             | 点字機                     | 【標準型】 A 10,712 円（真鍮板製）<br>B 6,798 円（プラスチック製）   | 視覚障がい者。                                                                                                  | 7年    |
|             |                         | 【携帯型】 A 7,416 円（アルミニウム製）<br>B 1,699 円（プラスチック製） |                                                                                                          | 5年    |
|             | 点字タイプライター               | 63,100 円                                       | 視覚障がい2級以上の者。                                                                                             | 5年    |
|             | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー       | 録音再生機 85,000 円                                 | 視覚障がい2級以上の者。                                                                                             | 6年    |
|             |                         | 再生専用機 35,000 円                                 |                                                                                                          |       |
|             | 視覚障がい者用活字文書読上げ装置        | 99,800 円                                       | 視覚障がい2級以上の者。                                                                                             | 6年    |
|             | 視覚障がい者用物品識別装置           | 24,000 円                                       | 視覚障がい2級以上の者。                                                                                             | 6年    |
|             | 視覚障がい者用拡大読書器            | 198,000 円                                      | 視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。                                                                        | 8年    |
|             | 視覚障がい者用時計               | 触読時計 10,300 円                                  | 視覚障がい2級以上の者。                                                                                             | 10年   |
|             |                         | 音声時計 13,300 円                                  |                                                                                                          |       |
|             | ワンセグラジオ                 | 29,000 円                                       | 視覚障がい2 級以上の者                                                                                             | 5年    |

| 種 目                                  |                               | 基準額                                    | 対 象 者                                                                                                                                          |             | 耐用年数等     |
|--------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|
|                                      | 聴覚障がい者用通信装置（FAX及び電話等）         | 71,000 円                               | 聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。                                                                                   |             | 5年        |
|                                      | 聴覚障がい者用情報受信装置                 | 88,900 円                               | 聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。                                                                                                                |             | 6年        |
|                                      | 人工喉頭                          | 笛式 5,150 円                             | 喉頭摘出者。                                                                                                                                         |             | 4年        |
|                                      |                               | 電動式 72,203 円                           |                                                                                                                                                |             | 5年        |
|                                      | 人工鼻                           | 23,760 円                               | 喉頭摘出者。                                                                                                                                         |             | -         |
|                                      | 点字図書                          | -                                      | 主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者                                                                                                                         |             | -         |
| 排<br>泄<br>管<br>理<br>支<br>援<br>用<br>具 | ストーマ用装具                       | 消化器系（結腸） 12,600円                       |                                                                                                                                                | ストーマ増設者     | -         |
|                                      |                               | 消化器系（回腸） 13,600円                       |                                                                                                                                                |             |           |
|                                      |                               | 尿路系 15,300円                            |                                                                                                                                                |             |           |
|                                      | 紙おむつ等（紙おむつ、浣腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品） | 12,000 円                               | 高度の排便機能障がい者または脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者。                                                                                                             |             | -         |
|                                      | 収尿器                           | 【男性用】 A 7,931 円（普通型）<br>B 5,871 円（簡易型） |                                                                                                                                                | 高度の排尿機能障がい者 | 1年        |
|                                      |                               | 【女性用】 A 8,755 円（普通型）<br>B 6,077 円（簡易型） |                                                                                                                                                |             | 1年        |
|                                      | 居宅生活動作補助用具                    | 200,000 円                              | 下肢機能障がい、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障がい等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上の者）。難病患者等については、下肢機能又は体幹機能に障がいを有する者。 |             | 1 回<br>限り |

## 補装具種目一覧

| 区分                    | 名称             |        | 耐用年数 |
|-----------------------|----------------|--------|------|
| 殻構造義手                 | 肩義手            | 能動式    | 3年   |
|                       |                | 電動式    | 3年   |
|                       |                | 装飾用    | 4年   |
|                       |                | その他    | 3年   |
|                       | 上腕義手           | 能動式    | 3年   |
|                       |                | 電動式    | 3年   |
|                       |                | 装飾用    | 4年   |
|                       |                | その他    | 3年   |
|                       | 肘義手            |        | 3年   |
|                       | 前腕義手           |        | 3年   |
|                       | 手義手            |        | 3年   |
|                       | 手部義手           | 能動式    | 3年   |
|                       |                | 電動式    | 3年   |
|                       |                | 装飾用    | 1年   |
|                       |                | その他    | 2年   |
|                       | 手指義手           | 能動式    | 2年   |
|                       |                | 装飾用    | 1年   |
|                       |                | その他    | 2年   |
| 殻構造義足                 | 股義足            |        | 4年   |
|                       | 大腿義足           | 差込式    | 3年   |
|                       |                | ライナー式  | 3年   |
|                       |                | 吸着式    | 5年   |
|                       | 膝義手            | 差込式    | 3年   |
|                       |                | ライナー式  | 3年   |
|                       |                | 吸着式    | 5年   |
|                       | 下腿義足           |        | 2年   |
|                       | サイム義足          |        | 2年   |
|                       | 足根中足義足         | 足袋式    | 1年   |
|                       |                | 下腿部支持式 | 2年   |
|                       | 足趾義足           |        | 1年   |
| 義手・義足部品<br>(殻構造完成用部品) | 継手類            |        | 3年   |
|                       | 手部             |        | 1年   |
|                       | 手袋             |        | 1年   |
|                       | 足部             |        | 1年   |
|                       | その他小部品(消耗品)    |        | 1年   |
| 義手・義足部品<br>(骨格構造)     | パイプ(チューブアダプター) |        | 5年   |
|                       | 継手類            |        | 3年   |
|                       | 手部             |        | 3年   |
|                       | ターンテーブル        |        | 3年   |
|                       | 手袋             |        | 1.5年 |
|                       | 足部             |        | 1.5年 |
|                       | フォームカバー(義手用)   |        | 1.5年 |
|                       | フォームカバー(義足用)   |        | 0.5年 |
|                       | その他小部品(消耗品)    |        | 1年   |
|                       | 0歳～14歳の場合      |        | 1年   |
|                       | 15～17歳の場合      |        | 1.5年 |

| 区分        | 名称           |          | 耐用年数 |
|-----------|--------------|----------|------|
| 下肢装具      | 股装具          | 硬性       | 3年   |
|           |              | フレーム     | 3年   |
|           |              | 軟性       | 2年   |
|           | 長下肢装具        |          | 3年   |
|           | 膝装具          | 硬性       | 3年   |
|           |              | 支柱付き     | 3年   |
|           |              | 軟性       | 2年   |
|           | 短下肢装具        | 硬性（支柱あり） | 3年   |
|           |              | 硬性（支柱なし） | 1.5年 |
|           |              | 支柱付き     | 3年   |
| 軟性        |              | 2年       |      |
| 足装具       |              | 1.5年     |      |
| 靴型装具      |              |          | 1.5年 |
| 体幹装具      | 頸椎装具         | 硬性       | 2年   |
|           |              | フレーム     | 3年   |
|           |              | カラー      | 2年   |
|           | 胸腰仙椎装具       | 硬性       | 2年   |
|           |              | フレーム     | 3年   |
|           |              | 軟性       | 1.5年 |
|           | 腰仙椎装具        | 硬性       | 2年   |
|           |              | フレーム     | 3年   |
|           |              | 軟性       | 1.5年 |
|           | 仙腸装具         | 硬性       | 2年   |
|           |              | フレーム     | 3年   |
|           |              | 軟性       | 1.5年 |
|           |              | 骨盤帯      | 2年   |
|           | 側彎矯正装具       | ミルウォーキー型 | 2年   |
| 硬性        |              | 1年       |      |
| フレーム      |              | 2年       |      |
| 軟性        |              | 1年       |      |
| 上肢装具      | 肩装具          |          | 3年   |
|           | 肘装具          | 硬性       | 3年   |
|           |              | 支柱付き     | 3年   |
|           |              | 軟性       | 2年   |
|           | 手関節装具        |          | 3年   |
|           | 対立装具         |          | 3年   |
|           | 把持装具         |          | 3年   |
|           | 手装具          |          | 3年   |
|           | 指装具          |          | 3年   |
|           | BFO          |          | 3年   |
| 完成用<br>部品 | 継手類          |          | 1.5年 |
|           | その他の小部品（消耗品） |          | 1年   |

| 区分                 | 名称                |                                                   | 耐用年数 |
|--------------------|-------------------|---------------------------------------------------|------|
| 安全つえ<br>視覚障害者      | 普通用               | 携帯用、身体支持併用以外のもの<br>主体：繊維複合材料                      | 2年   |
|                    |                   | 主体：木材                                             | 2年   |
|                    |                   | 主体：軽金属                                            | 5年   |
|                    | 携帯用               | 折りたたみ又はスライド等により鞆等に収納して持ち運びができるもの<br>主体：グラスファイバー   | 2年   |
|                    |                   | 主体：木材                                             | 2年   |
|                    |                   | 主体：軽金属                                            | 4年   |
|                    | 身体支持併用            | 1本の脚部と1つの握り部からなり、前腕支持部がないもので、身体の支持やバランス保持の目的を含むもの | 4年   |
|                    |                   |                                                   |      |
| 眼義                 | レディメイド            |                                                   | 2年   |
|                    | オーダーメイド           |                                                   |      |
| 眼鏡                 | 矯正用               |                                                   | 4年   |
|                    | 遮光用               |                                                   |      |
|                    | 弱視用               |                                                   |      |
|                    | コンタクトレンズ          |                                                   | 2年   |
| 補聴器                | 高度難聴用ポケット型        |                                                   | 5年   |
|                    | 高度難聴用耳かけ型         |                                                   |      |
|                    | 重度難聴用ポケット型        |                                                   |      |
|                    | 重度難聴用耳かけ型         |                                                   |      |
|                    | 耳あな型（レディメイド）      |                                                   |      |
|                    | 耳あな型（オーダーメイド）     |                                                   |      |
|                    | 骨導式ポケット型          |                                                   |      |
|                    | 骨導式眼鏡型            |                                                   |      |
| 車いす                | 普通型               |                                                   | 6年   |
|                    | リクライニング式普通型       |                                                   |      |
|                    | リクライニング・ティルト式普通型  |                                                   |      |
|                    | 手動リフト式普通型         |                                                   |      |
|                    | 前方大車輪型            |                                                   |      |
|                    | リクライニング式前方大車輪型    |                                                   |      |
|                    | 片手駆動型             |                                                   |      |
|                    | リクライニング式片手駆動型     |                                                   |      |
|                    | レバー駆動型            |                                                   |      |
|                    | 手押し型              |                                                   |      |
|                    | リクライニング式手押し型      |                                                   |      |
|                    | ティルト式手押し型         |                                                   |      |
|                    | リクライニング・ティルト式手押し型 |                                                   |      |
|                    | 電動車いす             | 普通型（4.5Km/h）                                      |      |
| 普通型（6Km/h）         |                   |                                                   |      |
| 簡易型                |                   |                                                   |      |
| リクライニング式普通型        |                   |                                                   |      |
| 電動リクライニング式普通型      |                   |                                                   |      |
| 電動リフト式普通型          |                   |                                                   |      |
| 電動ティルト式普通型         |                   |                                                   |      |
| 電動リクライニング・ティルト式普通型 |                   |                                                   |      |

| 区分            | 名称           | 耐用年数 |
|---------------|--------------|------|
| 歩行器           | 六輪型          | 5年   |
|               | 四輪型（腰掛つき）    |      |
|               | 四輪型（腰掛なし）    |      |
|               | 三輪型          |      |
|               | 二輪型          |      |
|               | 固定型          |      |
|               | 交互型          |      |
| 補助員<br>排便     | 障がい児に限る。     | 2年   |
| 保持員<br>起立     | 障がい児に限る。     | 3年   |
| 歩行補助つえ        | 松葉つえ 主体：木材   | 2年   |
|               | 松葉つえ 主体：軽金属  | 4年   |
|               | カナディアン・クラッチ  |      |
|               | ロフストランド・クラッチ |      |
|               | 多点杖          |      |
|               | ブラットホーム杖     |      |
| 重度障がい者用意志伝達装置 |              | 5年   |
| 姿勢保持装置        |              | 3年   |
| 車載用姿勢保持装置     |              | 3年   |

※児童の場合（義肢・装具共通）

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 0歳     | 4ヶ月                         |
| 1～2歳   | 6ヶ月                         |
| 3～5歳   | 10ヶ月                        |
| 6～14歳  | 1年                          |
| 15～17歳 | 1年6ヶ月<br>（上記で1年とされているものは1年） |

## 特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 受給資格者本人     |             | 配偶者及び扶養義務者  |             |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|         | 収 入 額       | 所 得 額       | 収 入 額       | 所 得 額       |
| 0人      | 5,252,000 円 | 3,661,000 円 | 8,319,000 円 | 6,287,000 円 |
| 1人      | 5,728,000 円 | 4,041,000 円 | 8,586,000 円 | 6,536,000 円 |
| 2人      | 6,203,000 円 | 4,421,000 円 | 8,799,000 円 | 6,749,000 円 |
| 3人      | 6,668,000 円 | 4,801,000 円 | 9,012,000 円 | 6,962,000 円 |
| 4人      | 7,090,000 円 | 5,181,000 円 | 9,225,000 円 | 7,175,000 円 |
| 5人      | 7,512,000 円 | 5,561,000 円 | 9,438,000 円 | 7,388,000 円 |

## 特別児童扶養手当障がい等級表

|             |    |                                                                                                            |
|-------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1級<br>重度障がい | 1  | 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの                                                                                      |
|             | 2  | 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの                                                                                      |
|             | 3  | 両上肢の機能に著しい障がいがあるもの                                                                                         |
|             | 4  | 両上肢のすべての指を欠くもの                                                                                             |
|             | 5  | 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの                                                                                   |
|             | 6  | 両下肢の機能に著しい障がいがあるもの                                                                                         |
|             | 7  | 両下肢を足関節以上で欠くもの                                                                                             |
|             | 8  | 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの                                                              |
|             | 9  | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの                   |
|             | 10 | 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                                                            |
|             | 11 | 身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がいと重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                               |
| 2級<br>中度障がい | 1  | 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの                                                                                      |
|             | 2  | 両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの                                                                                       |
|             | 3  | 平衡機能に著しい障がいがあるもの                                                                                           |
|             | 4  | そしゃく機能を欠くもの                                                                                                |
|             | 5  | 音声又は言語機能に著しい障がいがあるもの                                                                                       |
|             | 6  | 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの                                                                                    |
|             | 7  | 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいがあるもの                                                                          |
|             | 8  | 一上肢の機能に著しい障がいがあるもの                                                                                         |
|             | 9  | 一上肢のすべての指を欠くもの                                                                                             |
|             | 10 | 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの                                                                                   |
|             | 11 | 両下肢のすべての指を欠くもの                                                                                             |
|             | 12 | 一下肢の機能に著しい障がいがあるもの                                                                                         |
|             | 13 | 一下肢を足関節以上で欠くもの                                                                                             |
|             | 14 | 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの                                                                                 |
|             | 15 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
|             | 16 | 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                                                            |
|             | 17 | 身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がいと重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                               |

## ◇所得制限限度額

| 税法上の扶養人数 | 受給資格者本人                                    | 配偶者及び扶養義務者  |
|----------|--------------------------------------------|-------------|
| 0人       | 4,596,000 円                                | 6,287,000 円 |
| 1人       | 4,976,000 円                                | 6,536,000 円 |
| 2人       | 5,356,000 円                                | 6,749,000 円 |
| 3人       | 5,736,000 円                                | 6,962,000 円 |
| 4人       | 6,116,000 円                                | 7,175,000 円 |
| 5人       | 6,496,000 円                                | 7,388,000 円 |
| (本人)     | 老人扶養親族 1人 100,000 円<br>特定扶養親族 1人 250,000 円 |             |
| (扶養)     | 老人扶養親族 1人 60,000 円<br>※合計扶養人数 2 名以上の場合     |             |

## ◇控除額

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 一律控除額（社会保険料相当額）               | 80,000 円  |
| 所得金額調整控除（給与・年金収入がある場合）        | 100,000 円 |
| 障がい者・寡婦・寡夫・勤労学生               | 270,000 円 |
| 寡婦の特例（所得 500 万円以下の寡婦）         | 350,000 円 |
| 特別障がい者                        | 400,000 円 |
| 雑損・医療費・小規模企業共済掛金・配偶者特別・特定親族特別 | 地方税法上の控除額 |

## 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

## ◇医療費の負担上限額

| 区分     | 対象となる世帯<br>（同じ医療保険に加入している人を世帯とする）                                                                                                                                           | 上限額（月額）                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 生活保護   | 生活保護世帯                                                                                                                                                                      | 自己負担なし                                        |
| 低所得 1  | 市民税非課税世帯で障がい者の年収が 80 万 9 千円以下                                                                                                                                               | 2,500 円                                       |
| 低所得 2  | 市民税非課税世帯で障がい者の年収が 80 万 9 千円を超える                                                                                                                                             | 5,000 円                                       |
|        | 市民税課税世帯で市民税額（所得割）が 23 万 5 千円未満                                                                                                                                              | 医療保険の自己負担<br>限度額と同額<br>5,000 円<br>又は 10,000 円 |
| 中間所得   | <p>所得の低い人以外でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には上限額が定められています。</p> <p>例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合失調症や躁うつ病、うつ病などの人</li> <li>腎臓機能障がいや小腸機能障がいなどの人</li> </ul> <p>など</p> |                                               |
|        | 対象となる世帯                                                                                                                                                                     | 上限額（月額）                                       |
|        | 市民税額（所得割）が 3 万 3 千円未満                                                                                                                                                       | 5,000 円                                       |
|        | 市民税額（所得割）が 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満                                                                                                                                           | 10,000 円                                      |
|        | 市民税額（所得割）が 23 万 5 千円以上                                                                                                                                                      | 20,000 円                                      |
| 一定所得以上 | 市民税課税世帯で市民税額（所得割）が 23 万 5 千円以上                                                                                                                                              | 原則として<br>自立支援医療費支給の対象外                        |

# 指定障がい福祉サービス事業所一覧表（北庄内）【令和8年6月1日現在】

注）（福）＝社会福祉法人 （N）＝特定非営利活動法人(NPO法人) （有）＝有限会社 （株）＝株式会社

| 種別          | No | 事業所の名称                  | 〒        | 事業所の所在地                          | 法人の名称         | 併設サービス | 電話番号・FAX 番号        |
|-------------|----|-------------------------|----------|----------------------------------|---------------|--------|--------------------|
| 居宅介護・重度訪問介護 | 1  | 酒田市社会福祉協議会指定居宅介護事業所     | 998-0864 | 酒田市新橋二丁目1番地の19                   | (福)酒田市社会福祉協議会 | 同行援護   | 23-5765<br>24-6299 |
|             | 2  | ヘルパーステーションあらた           | 998-0875 | 酒田市東町一丁目15番地の25                  | イデアルファロー(株)   |        | 26-4172<br>25-8385 |
|             | 3  | みすみ指定障害者訪問介護事業所         | 999-6712 | 酒田市檜橋字大柳1番地16                    | (福)平田厚生会      |        | 52-3470<br>52-3471 |
|             | 4  | ニチケアセンター酒田              | 998-0044 | 酒田市中町一丁目13番15号 本立ビル1F            | (株)ニチ学館       |        | 21-4801<br>21-4803 |
|             | 5  | ニチケアセンター酒田みずほ           | 998-0842 | 酒田市亀ヶ崎三丁目5番地55号                  | (株)ニチ学館       |        | 21-8920<br>21-8923 |
|             | 6  | ニチケアセンターこあら             | 998-0878 | 酒田市こあら二丁目5番2号                    | (株)ニチ学館       |        | 21-8581<br>21-0118 |
|             | 7  | ニチケアセンター東泉              | 998-0013 | 酒田市東泉町五丁目8番10号                   | (株)ニチ学館       |        | 21-7311<br>21-7316 |
|             | 8  | ニチケアセンターゆするべ            | 998-0821 | 酒田市遊摺部字村立5番地の1 フィールファイン酒田 A203号室 | (株)ニチ学館       |        | 21-9012<br>23-6755 |
|             | 9  | ニチケアセンターあすか             | 999-6711 | 酒田市飛鳥字中島3番地18                    | (株)ニチ学館       |        | 61-7060<br>52-3110 |
|             | 10 | いきいき介護すずらん              | 998-0011 | 酒田市上安町三丁目7番11                    | (有)介護プラザすずらん  | 同行援護   | 35-8355<br>35-8356 |
|             | 11 | シェ・モワ訪問介護サービス           | 998-0858 | 酒田市緑町13番38号                      | (福)光風会        |        | 25-8058<br>22-1408 |
|             | 12 | アースサポート酒田               | 998-0833 | 酒田市若原町5番2号                       | アースサポート(株)    |        | 26-9900<br>26-9911 |
|             | 13 | かすみそう                   | 998-0005 | 酒田市ゆたか一丁目8番10号 西友ハイツ1D           | 高橋建築(株)       |        | 31-7745<br>31-7744 |
|             | 14 | 愛ネットさかた                 | 998-0006 | 酒田市ゆたか二丁目14-2A号                  | (株)愛ネット       |        | 25-0205<br>25-0206 |
|             | 15 | 遊佐町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所 | 999-8301 | 遊佐町遊佐字田子1番地                      | (福)遊佐町社会福祉協議会 | 同行援護   | 72-4715<br>72-4713 |
|             | 16 | 介護センターほほえみ              | 999-7781 | 庄内町余目字大塚1番地2                     | (福)庄内町社会福祉協議会 | 同行援護   | 45-0585<br>42-1636 |
|             | 17 | ニチケアセンターあまるめ            | 999-7781 | 庄内町余目字上梵天塚90番地2 シューハイム103号室      | (株)ニチ学館       |        | 25-0215<br>25-0216 |
|             | 18 | 障害者指定居宅介護事業所なのはな荘       | 997-1301 | 三川町横山堤189番地2                     | (福)けやき        |        | 0235-66-4831       |

| 種別   | No | 事業所の名称                      | 〒        | 事業所の所在地           | 法人の名称               | 併設サービス          | 電話番号・FAX 番号        |
|------|----|-----------------------------|----------|-------------------|---------------------|-----------------|--------------------|
| 同行援護 | 1  | 酒田市社会福祉協議会<br>指定居宅介護事業所     | 998-0864 | 酒田市新橋二丁目1番地の19    | (福)酒田市社会福祉協議会       | 居宅介護<br>重度訪問介護  | 23-5765<br>24-6299 |
|      | 2  | いきいき介護すずらん                  | 998-0011 | 酒田市上安町三丁目7番11     | (有)介護プラザすずらん        | 居宅介護<br>重度訪問介護  | 35-8355<br>35-8356 |
|      | 3  | 遊佐町社会福祉協議会<br>指定障害福祉サービス事業所 | 999-8301 | 遊佐町遊佐字田子1番地       | (福)遊佐町社会福祉協議会       | 居宅介護・<br>重度訪問介護 | 72-4715<br>72-4713 |
|      | 4  | 介護センターほほえみ                  | 999-7781 | 庄内町余目字大塚1番地2      | (福)庄内町社会福祉協議会       | 居宅介護・<br>重度訪問介護 | 45-0585<br>42-1636 |
| 生活介護 | 1  | 障がい者支援施設<br>光風園             | 998-0054 | 酒田市宮野浦三丁目21番28号   | (福)光風会              | 短期入所・<br>施設入所支援 | 31-2266<br>31-2267 |
|      | 2  | 障がい者支援施設<br>和光園             | 999-6852 | 酒田市相沢字北森155番地     | (福)明松会              | 短期入所・<br>施設入所支援 | 62-3344<br>62-3345 |
|      | 3  | 障がい福祉サービス事業所 いっぱ            | 998-0063 | 酒田市南新町一丁目3番31号    | (福)明松会              |                 | 25-5333<br>25-5334 |
|      | 4  | デイサービスセンター<br>かたばみ荘         | 998-0015 | 酒田市北千日堂前字松境18番1   | (福)かたばみ会            |                 | 35-1451<br>35-1452 |
|      | 5  | 障がい者サポートセンターあらた             | 998-0875 | 酒田市東町一丁目15番地の25   | イデアルファロー(株)         | 就労継続支援(B型)      | 25-8380<br>25-8385 |
|      | 6  | 多機能型事業所<br>ふれんず             | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目1番地の18   | (福)山形県社会福祉事業団       | 就労継続支援(B型)      | 24-5242            |
|      | 7  | 多機能型事業所「日本海」                | 998-0018 | 酒田市泉町11番18号       | (N)やすらぎの会           | 就労継続支援(B型)      | 28-8426            |
|      | 8  | 生活介護センターふれあい                | 998-0013 | 酒田市東泉町五丁目7番5号     | (N)支援センター<br>ふれあい工房 |                 | 22-0225            |
|      | 9  | 生活介護事業所「なのはな畑おあしす」          | 999-8206 | 酒田市上黒川字家ノ東19番地の5  | (N)支援センター<br>なのはな畑  | 就労継続支援(B型)      | 43-1922            |
|      | 10 | 生活介護事業所 あんだんて               | 998-0851 | 酒田市東大町三丁目28番地の27  | (N)支援センター<br>なのはな畑  |                 | 43-8120            |
|      | 11 | 生活介護事業所 あんだんてつむぎ            | 998-0852 | 酒田市こがね町一丁目17番地の16 | (N)支援センター<br>なのはな畑  |                 | 26-8052            |
|      | 12 | 多機能型事業所ohana                | 998-0063 | 酒田市南新町二丁目5番4号     | 合同会社ohana           | 放課後デイサービス       | 28-8970            |
|      | 13 | 障害者支援事業所あすなろ                | 998-0858 | 酒田市緑町14番16号       | (福)酒田市あすなろ福祉会       | 就労継続支援B型        | 31-7162            |
|      | 14 | みらいず                        | 998-0012 | 酒田市下安町3番地の5       | (N)みらいず             | 就労継続支援B型        | 21-4760            |
|      | 15 | 多機能型事業所かのと                  | 998-0037 | 酒田市日吉町一丁目6番38号    | (株)こころね             | 就労継続支援B型        | 25-3166            |
|      | 16 | 山形県吹浦荘                      | 999-8531 | 遊佐町菅里字菅野南山21-14   | (福)山形県社会福祉事業団       | 短期入所・<br>施設入所支援 | 76-2516<br>76-2518 |

| 種別     | No | 事業所の名称              | 〒        | 事業所の所在地                | 法人の名称                       | 併設サービス          | 電話番号・FAX 番号        |
|--------|----|---------------------|----------|------------------------|-----------------------------|-----------------|--------------------|
|        | 17 | 障がい者支援施設<br>月光園     | 999-8523 | 遊佐町当山字上戸 8<br>番地の 1    | (福)遊佐更生会                    | 短期入所・<br>施設入所支援 | 72-5611<br>72-5612 |
|        | 18 | 多機能型事業所<br>ゆうとびい    | 999-8301 | 遊佐町遊佐木ノ下 2<br>番地       | (福)遊佐更生会                    |                 | 72-5210            |
|        | 19 | 生活介護施設あーす           | 999-7781 | 庄内町余目字沢田<br>113 番地の 1  | (株)翔陽会                      |                 | 28-9655<br>28-9695 |
|        | 20 | 障害者多機能型施設<br>ひまわり園  | 999-7781 | 庄内町余目字猿田 36<br>番地 3    | (福)庄内町社会<br>福祉協議会           |                 | 42-0318            |
|        | 21 | はんどめいど糸蔵楽           | 997-1301 | 三川町横山字大正 1<br>番地       | (N)はんどめいど<br>糸蔵楽            | 就労継続支援B型        | 0235-<br>66-3975   |
| 短期入所   | 1  | 障がい者支援施設<br>和光園     | 999-6852 | 酒田市相沢字北森<br>155 番地     | (福)明松会                      | 生活介護・<br>施設入所支援 | 62-3344<br>62-3345 |
|        | 2  | 短期入所事業所<br>仲町ホーム    | 999-6827 | 酒田市字仲町 37              | (福)明松会                      |                 | 25-1610<br>25-1611 |
|        | 3  | 日本海総合病院短期<br>入所事業所  | 998-8501 | 酒田市あきほ町<br>30 番地       | 地方独立行政法<br>人山形県・酒田<br>市病院機構 |                 | 26-2001            |
|        | 4  | 障がい者支援施設<br>光風園     | 998-0054 | 酒田市宮野浦三丁目<br>21 番 28 号 | (福)光風会                      | 生活介護・<br>施設入所支援 | 31-2266<br>31-2267 |
|        | 5  | 障がい者グループホ<br>ームあらた  | 998-0025 | 酒田市南千日町 7 番<br>17 号    | イデアルファ<br>ーロ(株)             |                 | 21-0043            |
|        | 6  | 山形県立鳥海学園            | 999-8437 | 遊佐町藤崎字茂森 14<br>番地の 178 | 山形県                         |                 | 75-3334<br>75-3872 |
|        | 7  | 吹浦荘短期入所事業<br>所      | 999-8531 | 遊佐町菅里字菅野南<br>山 21-14   | (福)山形県社会<br>福祉事業団           | 生活介護・施設<br>入所支援 | 76-2516<br>76-2518 |
|        | 8  | 指定短期入所事業所<br>月光園    | 999-8523 | 遊佐町当山字上戸 8<br>番地の 1    | (福)遊佐厚生会                    | 生活介護・<br>施設入所支援 | 72-5611<br>72-5612 |
|        | 9  | 短期入所事業所ゆざ           | 999-8301 | 遊佐町遊佐字石田 7<br>番地       | 医療法人社団<br>順仁堂               |                 | 72-2522            |
|        | 10 | 山水園指定障害者<br>短期入所事業所 | 999-6601 | 庄内町狩川字笠山<br>433 番地 3   | (福)立川厚生会                    |                 | 56-3522<br>56-3523 |
|        | 11 | ドレミファッション<br>ステイ    | 999-7782 | 庄内町松陽三丁目 1<br>番地の 4    | (株)翔陽会                      |                 | 42-2455<br>42-3855 |
| 共同生活援助 | 1  | 障がい者グループホ<br>ームあらた  | 998-0025 | 酒田市南千日町 7 番<br>17 号    | イデアルファ<br>ーロ(株)             |                 | 21-0043            |
|        | 2  | 未来の家                | 998-0022 | 酒田市駅東二丁目 9<br>番 7 号    | (N)未来の会                     |                 | 26-4242            |
|        | 3  | なごみ                 | 999-6831 | 酒田市字内町 31 番地<br>の 21   | (福)明松会                      |                 | 62-3220<br>62-3220 |
|        | 4  | ふきのとう               | 999-6852 | 酒田市相沢字北森<br>164 番地 2   | (福)明松会                      |                 | 62-3332            |
|        | 5  | 仲町ホーム               | 999-6827 | 酒田市仲町 37 番地            | (福)明松会                      |                 | 25-1610            |
|        | 6  | あゆみ                 | 999-6701 | 酒田市砂越字上川原<br>204 番地の 4 | (福)親和会                      |                 | 52-3680<br>52-3806 |

| 種別    | No | 事業所の名称       | 〒        | 事業所の所在地                      | 法人の名称                       | 併設サービス      | 電話番号・FAX 番号        |
|-------|----|--------------|----------|------------------------------|-----------------------------|-------------|--------------------|
|       | 7  | ポプラ          | 998-0842 | 酒田市亀ヶ崎七丁目 14-26              | (福)親和会                      |             | 26-1770            |
|       | 8  | ひだまり         | 998-0842 | 酒田市亀ヶ崎七丁目 10 番 24 号          | (福)親和会                      |             | 22-7778            |
|       | 9  | グループホーム三ツ葉荘  | 998-0075 | 酒田市高砂二丁目 5 番 5 号             | (福)光風会                      |             | 33-3838<br>33-3221 |
|       | 10 | グループホームきらり   | 998-0054 | 酒田市宮野浦三丁目 3 番 63 号           | (福)光風会                      |             | 31-2266<br>31-2267 |
|       | 11 | グループホームあかり   | 998-0054 | 酒田市宮野浦三丁目 21 番 24 号          | (福)光風会                      |             | 31-2266            |
|       | 12 | グループホームひかり   | 998-0864 | 酒田市新橋四丁目 13 番地の 4            | (福)光風会                      |             | 31-2266            |
|       | 13 | グループホームわだち   | 998-0074 | 酒田市浜松町 1 番 21 号              | (医)山容会                      |             | 33-3355            |
|       | 14 | 吹浦荘酒田第1ホーム   | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目 2 番地の 2            | (福)山形県社会福祉事業団               |             | 23-3780            |
|       | 15 | 吹浦荘酒田第2ホーム   | 998-0011 | 酒田市上安町一丁目 11 番地の 10          | (福)山形県社会福祉事業団               |             | 27-3389            |
|       | 16 | 吹浦荘北新橋第1ホーム  | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目 1 番地の 5            | (福)山形県社会福祉事業団               |             | 25-3833            |
|       | 17 | 吹浦荘北新橋第2ホーム  | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目 1 番地の 6            | (福)山形県社会福祉事業団               |             | 25-3554            |
|       | 18 | グループホームくらげ   | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目 11 番地の 5           | (株)こころね                     |             | 43-1237            |
|       | 19 | グループホームめじろ   | 998-0054 | 酒田市宮野浦一丁目 19-22 アークタウン 宮野浦 A | (株)こころね                     |             | 070-6497-4223      |
|       | 20 | あっふる         | 998-0022 | 酒田市駅東二丁目 18 番地の 13           | 合 同 会 社<br>Innovation Apple |             | 050-3701-4338      |
|       | 21 | さくらんぼ        | 998-0022 | 酒田市駅東二丁目 18 番地の 13           | 合 同 会 社<br>Innovation Apple |             | 050-3701-4338      |
|       | 22 | グループホームわとわ   | 999-6701 | 酒田市砂越字谷地割 138 番地の 1          | (N)支援センター<br>なのはな畑          |             | 31-8400            |
|       | 23 | ドレミファグループホーム | 999-7782 | 庄内町松陽三丁目 1 番地の 4             | (株)翔陽会                      |             | 42-2455<br>42-3855 |
|       | 24 | じょんだのハウス     | 999-7782 | 庄内町松陽三丁目 1 番地の 5             | (株)翔陽会                      |             | 42-2455            |
|       | 25 | ハイツ平島A・B・C   | 997-1301 | 三川町大字横山字堤 38 番地の 7           | 医療法人社団<br>愛陽会               |             | 0235-66-4567       |
| 訓練 自立 | 1  | 多機能型事業所くじら   | 998-0878 | 酒田市こあら一丁目 5 番地の 11           | (株)こころね                     | 就労継続支援 (B型) | 28-8887<br>28-8890 |

| 種別          | No | 事業所の名称                      | 〒        | 事業所の所在地             | 法人の名称          | 併設サービス                | 電話番号・FAX 番号        |
|-------------|----|-----------------------------|----------|---------------------|----------------|-----------------------|--------------------|
|             | 2  | 多機能型事業所しろくま                 | 998-0103 | 酒田市錦町一丁目 102 番地の 25 | (株)こころね        | 就労継続支援(B型)            | 31-8777<br>31-8777 |
|             | 3  | リカバリーカレッジ アスピア              | 998-0103 | 酒田市錦町五丁目 32 番地の 58  | 一般社団法人 Pasio   | 就労移行支援・就労継続支援(B型)     | 31-8337            |
|             | 5  | yao8                        | 999-7764 | 庄内町宮曾根宮の前 123       | (株)sato        | 就労移行支援                | 31-8476            |
| 就労移行支援      | 1  | 多機能福祉施設こもれび 就労移行支援あおば (休止中) | 998-0865 | 酒田市北新橋二丁目 1 番地の 16  | 企業組合労協センター事業団  | 就労継続支援(B型)            | 28-8255<br>26-6672 |
|             | 2  | リカバリーカレッジ アスピア              | 998-0103 | 酒田市錦町五丁目 32 番地の 58  | 一般社団法人 Pasio   | 自立訓練(生活訓練)・就労継続支援(B型) | 31-8337            |
|             | 4  | yao8                        | 999-7764 | 庄内町宮曾根宮の前 123 番地    | 株式会社 sato      | 自立訓練(生活訓練)            | 31-8476            |
| 支援 A 型 就労継続 | 1  | Self-A・よつ葉酒田                | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目 1-1       | (株)よつ葉         |                       | 78-3604            |
| 就労継続支援 B 型  | 1  | 障がい福祉サービス事業所 いっぱ            | 999-6848 | 酒田市竹田字下川原 201-5     | (福)明松会         |                       | 28-8030<br>28-8031 |
|             | 2  | すまいるらんど                     | 998-0875 | 酒田市東町一丁目 20 番 15 号  | (N)ホールド        |                       | 23-0512            |
|             | 3  | 就労継続支援 B 型事業所さごし            | 999-6701 | 酒田市砂越字上川原 204-4     | (福)親和会         |                       | 52-3680<br>52-3806 |
|             | 4  | みらいず                        | 998-0012 | 酒田市下安町 3 番地の 5      | (N)みらいず        |                       | 21-4760            |
|             | 5  | 障がい者サポートセンターあらた就 B          | 998-0875 | 酒田市みずほ一丁目 19 番地の 1  | イデアルファエロ(株)    | 生活介護                  | 25-8380<br>25-8385 |
|             | 6  | 障がい福祉サービス事業所 たぶの木           | 998-0054 | 酒田市宮野浦三丁目 21番24号    | (福)光風会         |                       | 31-2828<br>31-2826 |
|             | 7  | ふれんず                        | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目 1 番地の 18  | (福)山形県社会福祉事業団  | 生活介護                  | 24-5242            |
|             | 8  | 就労継続支援 B 型事業所あずま            | 998-0875 | 酒田市東町一丁目 15 番 15 号  | (福)親和会         |                       | 43-0761            |
|             | 9  | 障害者支援事業所あすなろ                | 998-0858 | 酒田市緑町 10 番 20 号     | (福)酒田市あすなろ福祉会  | 生活介護                  | 22-1332            |
|             | 10 | 多機能型事業所「日本海」                | 998-0018 | 酒田市泉町 11 番 18 号     | (N)やすらぎの会      | 生活介護                  | 28-8426<br>28-8476 |
|             | 11 | 就労継続支援 B 型事業所「なのはな畑」        | 998-0838 | 酒田市山居町一丁目 4 番 27 号  | (N)支援センターなのはな畑 | 生活介護                  | 64-4650<br>64-4650 |
|             | 12 | 多機能福祉施設こもれび 就労継続支援こだち       | 998-0865 | 酒田市北新橋二丁目 1 番地の 16  | 企業組合労協センター事業団  | 就労移行支援                | 28-8255<br>26-6672 |
|             | 13 | 多機能型事業所くじら                  | 998-0878 | 酒田市こあら一丁目 5 番地の 11  | (株)こころね        | 自立訓練(生活訓練)            | 28-8887<br>28-8890 |

| 種別     | No | 事業所の名称            | 〒        | 事業所の所在地                     | 法人の名称          | 併設サービス            | 電話番号・FAX 番号                |
|--------|----|-------------------|----------|-----------------------------|----------------|-------------------|----------------------------|
|        | 14 | 多機能型事業所かのと        | 998-0037 | 酒田市日吉町一丁目 6 番 38 号          | (株)こころね        | 生活介護              | 25-3166                    |
|        | 15 | まざーずはーと           | 998-0838 | 酒田市山居町二丁目 13-31 マンションつきみ 1F | 合同会社まざーずはーと    |                   | 22-3788                    |
|        | 16 | 就労継続支援B型事業所つくし    | 998-0022 | 酒田市駅東二丁目 14 番 3 号           | 高橋建築(株)        |                   | 43-1085<br>43-1084         |
|        | 17 | 多機能型事業所しろくま       | 998-0103 | 酒田市錦町一丁目 102 番地の 25         | (株)こころね        |                   | 31-8777                    |
|        | 18 | すこやかワクワーク         | 998-0861 | 酒田市富士見町一丁目 9-17             | (株)Blue Border |                   | 31-7704                    |
|        | 19 | 就労継続支援 B 型 Todos  | 998-0824 | 酒田市大宮町四丁目 4 番 15 号          | (株)クレアス        |                   | 25-5705                    |
|        | 20 | リカバリーカレッジ アスピア    | 998-0103 | 酒田市錦町五丁目 32 番地の 58          | 一般社団法人 Pasio   | 自立訓練(生活訓練)・就労移行支援 | 31-8337                    |
|        | 21 | わいわい・かんとりー        | 999-8302 | 遊佐町吉出字石動 6 番地               | (N)わいわい・かんとりー  |                   | 72-5117                    |
|        | 22 | 多機能型事業所 ゆうとびい     | 999-8301 | 遊佐町遊佐字木ノ下 2 番地              | (福)遊佐厚生会       |                   | 72-5210                    |
|        | 23 | 障害者多機能型施設 ひまわり園   | 999-7781 | 庄内町余目字猿田 36 番地 3            | (福)庄内町社会福祉協議会  |                   | 42-0318<br>42-0680         |
|        | 24 | 就労施設みなみ           | 999-7727 | 庄内町南野字西野 8 番地の 1            | (株)翔陽会         |                   | 28-8905<br>28-8935         |
|        | 25 | 結夢家(ゆめはうす)        | 999-7781 | 庄内町余目字猿田 20 番地 47           | 株式会社まごころ       |                   | 42-0758                    |
|        | 26 | TeToTeo           | 999-7781 | 庄内町余目字館之内 73 番地の 20         | (株)クレアス        |                   | 31-9261                    |
|        | 27 | はんどめいど糸蔵楽         | 997-1301 | 三川町横山字大正 1 番地               | (N)はんどめいど糸蔵楽   | 生活介護              | 0235<br>66-3975            |
|        | 28 | 就労継続支援 B 型施設 じょんぶ | 997-1301 | 三川町横山字ツツラ田 24 番地の 1         | (医)愛陽会         |                   | 0235<br>66-5741<br>66-5828 |
| 就労定着支援 | 1  | 就労定着支援みのり         | 998-0865 | 酒田市北新橋二丁目 1 番地 16           | 企業組合労協センター事業団  |                   | 28-8255                    |
|        | 2  | 障害者多機能型施設 ひまわり園   | 999-7781 | 庄内町余目字猿田 36 番地 3            | (福)庄内町社会福祉協議会  |                   | 42-0318<br>42-0680         |
| 施設入所支援 | 1  | 障がい者支援施設 光風園      | 998-0054 | 酒田市宮野浦三丁目 21 番 28 号         | (福)光風会         | 生活介護・短期入所         | 31-2266<br>31-2267         |
|        | 2  | 障がい者支援施設 和光園      | 999-6852 | 酒田市相沢字北森 155 番地             | (福)明松会         | 生活介護・短期入所         | 62-3344<br>62-3345         |
|        | 3  | 障がい者支援施設 月光園      | 999-8523 | 遊佐町当山字上戸 8 番地の 1            | (福)遊佐厚生会       | 生活介護・短期入所         | 72-5611<br>72-5612         |
|        | 4  | 山形県吹浦荘            | 999-8531 | 遊佐町菅里字菅野南山 21-14            | (福)山形県社会福祉事業団  |                   | 76-2516<br>76-2518         |

| 種別     | No | 事業所の名称                | 〒        | 事業所の所在地                       | 法人の名称            | 併設サービス    | 電話番号・FAX 番号             |
|--------|----|-----------------------|----------|-------------------------------|------------------|-----------|-------------------------|
|        | 5  | 山形県立鳥海学園              | 999-8437 | 遊佐町藤崎字茂森 14 番地の 178           | 山形県              | 生活介護・短期入所 | 75-3334<br>75-3872      |
| 指定相談支援 | 1  | あおぞら                  | 998-0865 | 酒田市北新橋一丁目 1 番地 18             | (福)山形県社会福祉事業団    |           | 22-9980                 |
|        | 2  | サポートセンターあらた           | 998-0875 | 酒田市東町一丁目 15 番地の 25            | イデアルファロー(株)      |           | 26-1154<br>25-8385      |
|        | 3  | 光風園相談支援事業所            | 998-0054 | 酒田市宮野浦三丁目 21 番 28 号           | (福)光風会           |           | 43-0132                 |
|        | 4  | 支援センターふれあい工房          | 998-0013 | 酒田市東泉町五丁目 7 番地の 5             | (N)支援センターふれあい工房  |           | 22-0225                 |
|        | 5  | 酒田市社会福祉協議会 相談支援事業所    | 998-0864 | 酒田市新橋二丁目 1 番地の 19             | (福)酒田市社会福祉協議会    |           | 23-5504                 |
|        | 6  | 和光園相談支援事業所            | 999-6852 | 酒田市相沢字北森 155 番地               | (福)明松会           |           | 62-3346<br>62-3345      |
|        | 7  | 障がい者相談支援センターくじら       | 998-0878 | 酒田市こあら一丁目 5 番地の 11            | (株)こころね          |           | 28-8887<br>28-8890      |
|        | 8  | 相談支援事業所はまなし           | 998-0029 | 酒田市住吉町10番24号                  | 酒田市              |           | 28-8505                 |
|        | 9  | サポートセンターかがやき          | 998-0052 | 酒田市緑ヶ丘一丁目 19 番 8 号            | 一般社団法人山形身元保証センター |           | 25-0711                 |
|        | 10 | 特定相談支援事業所かたばみ荘        | 998-0015 | 酒田市北千日堂前字松境 18 番 1            | (福)社会福祉法人かたばみ会   |           | 35-1451                 |
|        | 11 | 障がい者相談支援センター月光園       | 999-8301 | 遊佐町遊佐字木ノ下 2 番地                | (福)遊佐厚生会         |           | 72-5652<br>72-5211      |
|        | 12 | 相談支援事業所すまいる           | 999-7781 | 庄内町余目字月屋敷 186-6               | (株)日花里           |           | 25-1154                 |
|        | 13 | ドレミファ                 | 999-7782 | 庄内町松陽三丁目 1 番地の 4              | (株)翔陽会           |           | 42-2455<br>42-3855      |
|        | 14 | 相談支援事業所ここから           | 999-6601 | 庄内町狩川字大釜 22 庄内町立川複合拠点施設オフィス 4 | 合同会社 このりあ        |           | 080-4518-7211           |
|        | 15 | 愛陽会相談支援事業所            | 997-1301 | 三川町大字横山字堤 38 番 7              | 医療法人社団愛陽会        |           | 0235-66-4567            |
|        | 16 | 相談支援センターにこ            | 997-1311 | 三川町大字青山字外川原 234 番地 1          | (株)kukuru        |           | 0235-77-1020            |
|        | 17 | 障がい者地域生活支援センター翔(はばたき) | 997-0857 | 鶴岡市美咲町 26 番 1 号               | (N)やすらぎの会        |           | 0235-29-7088<br>29-7073 |
|        | 18 | 障がい者相談支援センターぱすてる      | 997-0046 | 鶴岡市みどり町 22 番 43-2 号           | (福)親和会           |           | 0235-25-0080            |
|        | 19 | 地域生活支援センターアスピア        | 997-0011 | 鶴岡市宝田三丁目 19 番 20 号            | 一般社団法人 Pasio     |           | 0235-35-0770            |

| 種別                | No | 事業所の名称              | 〒        | 事業所の所在地                    | 法人の名称           | 併設サービス                 | 電話番号・FAX 番号        |
|-------------------|----|---------------------|----------|----------------------------|-----------------|------------------------|--------------------|
| 児童発達支援・放課後等デイサービス | 1  | 酒田市はまなし学園           | 998-0029 | 酒田市住吉町 10 番 24 号           | 酒田市             | ※児童発達支援のみ<br>※保育所等訪問支援 | 33-3283<br>33-4050 |
|                   | 2  | こえだ                 | 998-0865 | 酒田市北新橋二丁目 1 番地の 16         | 企業組合労協センター事業団   | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 26-6670<br>26-6672 |
|                   | 3  | 障がい児通所支援センターふれあいキッズ | 998-0013 | 酒田市東泉町六丁目 7 番地の 2          | (N)支援センターふれあい工房 | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 43-6155            |
|                   | 4  | 放課後等デイサービスあらた       | 998-0828 | 酒田市東町一丁目 15 番地の 25         | イデアルファロー(株)     | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 26-0488            |
|                   | 5  | 多機能型事業所ohana        | 998-0063 | 酒田市南新町二丁目 5 番 4 号          | 合同会社ohana       | 生活介護                   | 28-8970            |
|                   | 6  | 放課後等デイサービス事業所ならはし   | 999-6712 | 酒田市檜橋字大林 4 番地の 2           | NPO法人ひらた里山の会    | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 25-0170            |
|                   | 7  | 放課後等デイサービス事業所あすか    | 999-6711 | 酒田市飛鳥字契約場 45 番 4           | NPO法人ひらた里山の会    | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 25-5905            |
|                   | 8  | 福祉施設いりり             | 998-0864 | 酒田市新橋二丁目 24 番地の 16         | (株)翔陽会          | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 43-8175            |
|                   | 9  | 放課後等デイサービスライト       | 999-8164 | 酒田市亀ヶ崎五丁目 7 番 24 号         | リブ(株)           | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 28-9715            |
|                   | 10 | 放課後等デイサービスまあず       | 998-0011 | 酒田市上安町一丁目 1 番地の 22         | 合同会社 Cioli      | ※放課後等デイサービスのみのみ        | 43-1537            |
|                   | 11 | 山のメグシィ              | 999-6861 | 酒田市字山田 32 番地の 2 の 2        | (株)メグシィ         |                        | 0235-23-3583       |
|                   | 12 | キッズスクール メグシィ 酒田教室   | 998-0861 | 酒田市富士見町三丁目 2 番地の 134       | (株)メグシィ         | ※個別療育                  | 0235-23-3583       |
|                   | 13 | キッズスクール メグシィ 東泉町教室  | 998-0013 | 酒田市東泉町六丁目 1 番地の 8          | (株)メグシィ         |                        | 0235-23-3583       |
|                   | 14 | キッズスクール メグシィ 亀ヶ崎教室  | 998-0842 | 酒田市亀ヶ崎四丁目 1 番 14 号         | (株)メグシィ         |                        | 0235-23-3583       |
|                   | 15 | ドレミファデイサービス         | 999-7782 | 庄内町松陽三丁目 1 番地の 5           | (株)翔陽会          |                        | 42-2455<br>42-3855 |
| 支援センター 地域活動       | 1  | 特定非営利活動法人みつば        | 998-0045 | 酒田市二番町 6 番 4 号 二番町睦美ビル 1 F | (N)みつば          |                        | 26-8250            |
|                   | 2  | 特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会 | 998-0027 | 酒田市北今町 3 番 8 号             | (N)酒田市障がい者福祉会   |                        | 26-3715            |

# 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第五号）

◇視覚障害 ◇聴覚又は平衡機能の障害 ◇音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

| 等級  | 視 覚 障 害                                                                                                                                                                                                       | 聴覚又は平衡機能の障害                                                                                |               | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害    |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------|
|     |                                                                                                                                                                                                               | 聴 覚 障 害                                                                                    | 平衡機能障害        |                         |
| 1 級 | 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの                                                                                                                             |                                                                                            |               |                         |
| 2 級 | 1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの<br>2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの<br>3 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの<br>4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）                                                         |               |                         |
| 3 級 | 1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。）<br>2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの<br>3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの<br>4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの               | 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）                                              | 平衡機能の極めて著しい障害 | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失    |
| 4 級 | 1 視野の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。）<br>2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの<br>3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの                                                                                                | 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）<br>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの |               | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害 |
| 5 級 | 1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの<br>2 両眼による視野の 2 分の                                                                                                                                                   |                                                                                            | 平衡機能の著しい障害    |                         |

|    |                                                                                                  |                                                                                                       |  |  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|    | 1 以上が欠けているもの<br><br>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの<br>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの<br>5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの |                                                                                                       |  |  |
| 6級 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの                                                        | 1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)<br>2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの |  |  |

## ◇肢体不自由

| 等級 | 肢 体 不 自 由                                                                     |                                         |                                                             |                                      |                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
|    | 上 肢                                                                           | 下 肢                                     | 体 幹                                                         | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害             |                           |
|    |                                                                               |                                         |                                                             | 上肢機能                                 | 移動機能                      |
| 1級 | 1 両上肢の機能を全廃したもの<br>2 両上肢を手関節以上で欠くもの                                           | 1 両下肢の機能を全廃したもの<br>2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 体幹の機能障害により坐っていることができないもの                                    | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの     |
| 2級 | 1 両上肢の機能の著しい障害<br>2 両上肢のすべての指を欠くもの<br>3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの<br>4 一上肢の機能を全廃したもの | 1 両下肢の機能の著しい障害<br>2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの  | 1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの<br>2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                               |                    |                                             |                                   |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|
| 3級 | 1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>2 両上肢のおや指 及びひとさし指の 機能を全廃したもの<br>3 一上肢の機能の著しい障害<br>4 一上肢のすべての指を欠くもの<br>5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの                                                                                                                           | 1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの<br>2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの<br>3 一下肢の機能を全廃したもの                                                                                                | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの        | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの |
| 等級 | 肢 体 不 自 由                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                               |                    |                                             |                                   |
|    | 上 肢                                                                                                                                                                                                                                            | 下 肢                                                                                                                                                           | 体 幹                | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害                    |                                   |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                               |                    | 上肢機能                                        | 移動機能                              |
| 4級 | 1 両上肢のおや指を欠くもの<br>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>3 一上肢の肩関節 肘関節又は手 関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの<br>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの<br>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの<br>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの<br>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 | 1 両下肢のすべての指を欠くもの<br>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの<br>4 一下肢の機能の著しい障害<br>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの |                    | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 5級 | 1 両上肢のおや指の機能の著しい障害<br>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害<br>3 一上肢のおや指を欠くもの<br>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害<br>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害                                                                          | 1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害<br>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの<br>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの                                                                   | 体幹の機能の著しい障害        | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの    | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの    |

|    |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                            |     |                          |                       |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------|-----------------------|
| 6級 | 1 一上肢のおや指の機能の著しい障害<br>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの<br>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの                                                                                           | 1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの<br>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害                                                                                                                                 |     | 不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの   | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの |
| 等級 | 肢 体 不 自 由                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                            |     |                          |                       |
|    | 上 肢                                                                                                                                                                    | 下 肢                                                                                                                                                                        | 体 幹 | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 |                       |
|    |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                            |     | 上肢機能                     | 移動機能                  |
| 7級 | 1 一上肢の機能の軽度の障害<br>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害<br>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害<br>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害<br>5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの<br>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの | 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害<br>2 一下肢の機能の軽度の障害<br>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害<br>4 一下肢のすべての指を欠くもの<br>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの |     | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの       | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの    |

※肢体不自由においては、7級の障害が重複する場合のみ有効。（7級の手帳はありません）

◇心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

[illegible]

## ◇備考

|   |                                                                             |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 |
| 2 | 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。                                      |
| 3 | 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。              |
| 4 | 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。                       |
| 5 | 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。                         |
| 6 | 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。       |
| 7 | 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。                                           |

## 障害者虐待防止法



### 障害者虐待防止法を ご存知ですか？



「障害者虐待防止法」は障がい者の尊厳を守るための法律です。「何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。

**障がい者の虐待に気づいたら、速やかに通報してください！**  
**通報や、届け出をした人の情報は守られます！**

【月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）】

市地域福祉課障がい福祉係 TEL26-5733 FAX23-2258

【夜間休日など】

市役所宿直室 TEL22-5111

#### 身体的虐待

たたく、つねる、ベッドに  
縛り付けて拘束するなど

#### 介護や世話の放棄・放任

食事を十分に与えない、不衛  
生な環境で生活させるなど

#### 心理的虐待

怒鳴る、無視するなどの精神  
的苦痛を与えるなど

#### 経済的虐待

必要なお金を渡さない、本人の  
お金を意に反し使うなど

#### 性的虐待

性的な嫌がらせをする、本人の前  
でわいせつな言葉を発するなど

虐待が疑われる場合もすぐにご連絡ください。相談も受付けています。  
 まずは、ご連絡を！ 市地域福祉課障がい福祉係 TEL26-5733  
 Email [shfukushi@city.sakata.lg.jp](mailto:shfukushi@city.sakata.lg.jp)



## 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例



障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重しながら、共に自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、令和2年4月1日「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。

この条例では「障がいを理由とする差別解消の推進」を目指し、「合理的配慮の提供」を求めています。

例えばこんな時…

|                    | 障がいを理由とする差別                                  | 合理的配慮                                          |
|--------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ■Case 1<br>レストランで  | 車いすを利用しているという理由だけで飲食店への入店を断られる。              | 少しのテーブルを動かして車いすが通れるようにするなどの工夫をする。              |
| ■Case<br>会議・講演会で   | 聴覚障がい者が来ると予想できるのに、口頭での説明が多く、資料を見るだけではわかりづらい。 | 資料のみでも理解できるよう作成する。<br>手話奉仕員や要約筆記奉仕員を配置する。      |
| ■Case 1<br>駐車スペースで | 出入口付近にあって便利なため、「障がい者等用駐車スペース」に車を停めてしまう。      | 車いすの人や歩きづらい人、ケガをしている人のために「障がい者等用駐車スペース」は空けておく。 |



気づいたら思いやりのある行動が大事なんだね！

障がい者差別に関するご相談は…酒田市地域福祉課障がい福祉係  
TEL 26-5733 FAX 23-2258  
Email [shfukushi@city.sakata.lg.jp](mailto:shfukushi@city.sakata.lg.jp)

障がい者差別を受けたという相談のほか、障がい者差別を見たなどの通報も受け付けています。

## 「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」を実施しています

酒田市では、障がいのある人が安心して利用できる「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」を始めました。登録した店舗には店頭ステッカーが貼付され、従業員は缶バッジを着用します。「心のバリアフリー」の気持ちでお客様を應對し、その店でできる範囲で対応する、優しいお店の輪が広がっていくことで、多様な市民の皆さんが安心して社会参加できる環境づくりを推進していきたいと考えています。社会にあるバリアを減らし、誰もが住みよいまちになるよう、ぜひご登録ください。

### ◎加盟店登録の方法

- ①市地域福祉課に登録申請書を提出(市ホームページに掲載)
- ②配布したハンドブックを読み基本事項や対応の仕方をしっかりと理解してもらう
- ③市地域福祉課から「ステッカー」及び「缶バッジ」を配布
- ④店頭ステッカー、従業員は缶バッジを適宜着用  
市ホームページに店舗名を掲載する



▲酒田市心のバリアフリー  
シンボルマーク



# ほ ほ え み の 街

障がい（児）者・高齢者福祉制度のあらし

発行 2026年6月

編集 酒田市健康福祉部地域福祉課

〒998-8540

酒田市本町二丁目2番45号

電話（0234）26-5733

FAX（0234）23-2258

※掲載している各制度については、制度変更により内容が変わることがあります。